

令和2年3月26日

安曇野市教育委員会

令和2年3月定例会

会議議案

安曇野市教育委員会

## 【教育委員会定例会提出資料】

<b>議案第 1 号</b>	教育部 学校教育課
令和 2 年 3 月 26 日提出	(課長) 平林 洋一 (担当係長) 太田 雅史

タイトル	安曇野市入学準備金貸付基金条例施行規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市入学準備金貸付基金条例施行規則の一部改正の承認
要旨	<p>1 民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）の施行に伴い、保証人の保護を図るため保証債務に関する規定を整備する。</p> <p>2 決定通知書の様式に指令番号と教示を追加する。</p>
説明	<p>1. 改正の要旨</p> <p>(1) 民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）の施行に伴い、保証人の保護を図るため保証債務に関する規定を整備する。</p> <p>①保証人の請求による主債務の履行状況に関する情報提供 ②主債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務</p> <p>(2) 決定通知書の様式に指令番号と教示を追加する。</p> <p>根拠条文：行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条 行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条</p> <p>2. 規則の名称</p> <p>安曇野市入学準備金貸付基金条例施行規則</p> <p>3. 施行日</p> <p>令和 2 年 4 月 1 日</p>

安曇野市入学準備金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市規則第 号

安曇野市入学準備金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

安曇野市入学準備金貸付基金条例施行規則（平成28年安曇野市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第13条を第15条とする。

第12条中「様式第10号」を「様式第13号」に改め、同条を第14条とする。

第11条第1項中「様式第8号」を「様式第11号」に、「様式第9号」を「様式第12号」に改め、同条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

（連帯保証人の請求による情報提供義務）

第11条 民法（明治29年法律第89号）第458条の2に規定する連帯保証人の請求は、連帯保証人である事実を証する書類を添えて債務の履行状況における情報提供請求書（様式第8号）により行うものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、債務の履行状況における情報開示通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（期限の利益を喪失した場合の情報提供義務）

第12条 民法第458条の3に規定する期限の利益の喪失の通知は、期限の利益喪失通知書（様式第10号）によるものとする。

別表中「第11条関係」を「第13条関係」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第6条関係）

入学準備金貸付適否決定通知書

安曇野市教育委員会指令第 号

年 月 日

様

安曇野市長

印

年 月 日付けで申請のありました入学準備金の貸付けについて、次のとおり決定しましたので通知します。

1 貸付けをする。

貸付金額 円  
貸付年度 年度  
整理番号 第 号

2 貸付けをしない。

理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号の次に次の3様式を加える。

様式第8号（第11条関係）

債務の履行状況における情報提供請求書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

住 所

連帯保証人

氏 名

印

年 月 日付けで入学準備金借用契約を締結した借受人 について  
て、民法第458条の2の規定による情報提供を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

情報請求事項

請求の理由

添付書類

連帯保証人である事実を証する書類

様式第9号（第11条関係）

債務の履行状況における情報開示通知書

第 号  
年 月 日

連帯保証人

様

安曇野市長

印

年 月 日付けで請求のあった情報提供請求事項について、下記のとおり通知します。

記

回答事項

様式第10号（第12条関係）

期限の利益喪失通知書

第 号

年 月 日

連帯保証人

様

安曇野市長

印

年 月 日付けで入学準備金借用契約を締結した借受人 に  
について、 年 月 日付けで期限の利益を喪失したため、通知します。

様式第8号を様式第11号に、様式第9号を様式第12号に、様式第10号を次のように改め、  
同様式を様式第13号とする。

様式第13号（第14条関係）

安曇野市教育委員会指令第 号

年 月 日

様

安曇野市長

印

入学準備金返済猶予（免除）適否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました入学準備金の返済の猶予（免除）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 猶予（免除）する。

猶予（免除）金額	円
猶予（免除）期間	年 月 日から 年 月 日まで
返済期間	年 月 日から 年 月 日まで (回払い)
返済方法	月賦
月額	円 最終月 円

2 猶予（免除）しない。

理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

安曇野市入学準備金貸付基金条例施行規則（平成28年安曇野市規則第57号）

改正後	改正前
(連帯保証人の請求による情報提供義務)	
<u>第11条 民法（明治29年法律第89号）第458条の2に規定する連帯保証人の請求は、連帯保証人である事實を証する書類を添えて債務の履行状況における情報提供請求書（様式第8号）により行うものとする。</u>	<u>2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、債務の履行状況における情報開示通知書（様式第9号）により通知するものとする。</u>
(期限の利益を喪失した場合の情報提供義務)	
<u>第12条 民法第458条の3に規定する期限の利益の喪失の通知は、期限の利益喪失通知書（様式第10号）によるものとする。</u>	
(返済猶予及び免除の申請)	
<u>第13条 条例第15条の返済期限の猶予又は返済の免除を受けようとするときは、入学準備金貸付金返済猶予申請書（様式第11号）又は入学準備金返済免除申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。</u>	<u>2 (略)</u>
(返済猶予及び免除の決定)	
<u>第14条 市長は、前条の入学準備金返済猶予申請書又は入学準備金返済免除申請書の提出があつたときは、当該申請書を審査し、その適否について入学準備金返済猶予（免除）適否決定通知書（様式第13号）により借受人に通知するものとする。</u>	<u>2 (略)</u>
(補則)	
<u>第15条 (略)</u>	
別表（第13条関係）	
(略)	
様式第4号（第6条関係） 内容は改正文を	
様式第11号（第13条関係）	
様式第8号（第11条関係）	

	改正後	改正前
<u>様式第12号 (第13条関係)</u>		様式第9号 (第11条関係)
<u>様式第13号 (第14条関係)</u> 内容は改正文を 様式第10号 (第12条関係)		

## 【教育委員会定例会提出資料】

<b>議案第2号</b>	教育部 学校教育課
令和2年3月26日提出	(課長) 平林 洋一 (担当係長) 太田 雅史

タイトル	安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定について
決定を要する事項の内容	安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則制定の承認
要旨	会計年度任用職員の勤務時間及び休暇については、任命権者が定める必要があるため、本規則の制定が必要となる。
説明	<p>1. 規則の概要 教育委員会の任命する会計年度任用職員の勤務時間、休暇について定めるもの</p> <p>2. 規則の名称 安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則</p> <p>3. 施行日 令和2年4月1日</p>

安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

安曇野市教育委員会 教育長 橋渡 勝也

安曇野市規則第 号

安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年安曇野市条例第31号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、教育委員会の任命に係る地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関する基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートタイム会計年度任用職員 教育委員会の任命に係る法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。
- (2) フルタイム会計年度任用職員 教育委員会の任命に係る法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

(1週間の勤務時間)

第3条 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分の範囲内で、教育委員会が定める。

2 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 教育委員会は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 教育委員会は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日（パートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上の週休日）を設けなけれ

ばならない。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第6条 教育委員会は、条例第5条の規定の例により、第3条から第5条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)外において会計年度任用職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の断続的な勤務をすることを命じることができる。

2 教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間外において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第7条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、条例第5条の3及び条例第5条の4の規定の例による。

(休暇の種類)

第8条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇及び特別休暇とする。

(年次休暇)

第9条 教育委員会は、教育委員会の定める要件を満たす会計年度任用職員に対して、教育委員会の定める日数の年次休暇を与えるなければならない。

2 前項の年次休暇については、その時季につき、教育委員会の承認を受けなければならない。この場合において、教育委員会は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

(特別休暇)

第10条 会計年度任用職員に別表第1の事由欄に掲げる事由がある場合(同表第8号に掲げる場合にあっては、教育委員会の定める会計年度任用職員に限る。)には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 会計年度任用職員に別表第2の事由欄に掲げる事由がある場合(同表第4号から第7号まで及び第11号に掲げる場合にあっては、教育委員会の定める会計年度任用職員に限る。)には、同表の期間欄に掲げる無給の休暇を与えるものとする。

(特別休暇の承認)

第11条 特別休暇については、条例第14条の例により教育委員会の承認を受けなければならない。

(特に必要と認める会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第12条 教育委員会が特に必要と認める会計年度任用職員の勤務時間、休暇等特別休暇については、第2条から前条までの規定に関わらず、その職務の性質等を考慮して、教育委員会が定めることができる。

(週休日の振替等)

第13条 教育委員会は、会計年度任用職員に第4条第1項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の割振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常時勤務をする職を占める職員の例による。

(休憩時間、休日、休日の代休日)

第14条 会計年度任用職員の休憩時間については、条例第3条の規定、休日については、条例第6条の規定、休日の代休日については、条例第7条の規定の例による。

(委任)

第15条 この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の休暇に関する手続その他の休暇等に關し必要な事項は、教育委員会が定める。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

事由	期間
(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間
(4) 会計年度任用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(6) 会計年度任用職員の親族（教育委員会の定める親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死	教育委員会の定める期間

亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	
(7) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	教育委員会が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
(8) 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年の7月から9月までの期間内における教育委員会の定める日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
(9) 妊娠中の女子の会計年度任用職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき	当該職員が適宜休息し、又は捕食するために必要な時間

別表第2（第10条関係）

事由	期間
(1) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(2) 女子の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
(3) 生後1年に達しない子（条例第5条の2第1項に規定する子をいう。以下同じ。）を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
(4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育委員会の定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会の定める時間）の範囲内の期間

<p>(5) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号から第7号までにおいて「要介護者」という。）の介護その他の教育委員会の定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母</p> <p>イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>ウ 会計年度任用職員又は配偶者との間ににおいて事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教育委員会の定めるもの</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会の定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(6) 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、教育委員会が、教育委員会の定めるところにより、会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>指定期間内において必要と認められる期間</p>

(7) 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間が5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間
(8) 女子の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(9) 女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(10) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(11) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前3号に掲げる場合を除く。）	一の年度において教育委員会の定める期間
(12) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
(13) 妊娠中の女子職員及び産後1年を経過しない女子の会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第	教育委員会の定める時間

13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	
(14) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	教育委員会の定める時間

## 安曇野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年安曇野市条例第31号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関する基準を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(2) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

### (1週間の勤務時間)

第3条 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分の範囲内で、市長が定める。

2 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

### (週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、市長は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 市長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 市長は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 市長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日（パートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

### (正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第6条 市長は、条例第5条の規定の例により、第3条から第5条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）外において会計年度任用職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の断続的な勤務をすることを命じることができる。

2 市長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間外において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

### (育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第7条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、条例第5条の3及び条例第5条の4の規定の例による。

(休暇の種類)

第8条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇及び特別休暇とする。

(年次休暇)

第9条 市長は、市長の定める要件を満たす会計年度任用職員に対して、市長の定める日数の年次休暇を与えるなければならない。

2 前項の年次休暇については、その時季につき、市長の承認を受けなければならない。この場合において、市長は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

(特別休暇)

第10条 会計年度任用職員に別表第1の事由欄に掲げる事由がある場合（同表第8号に掲げる場合にあっては、市長の定める会計年度任用職員に限る。）には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 会計年度任用職員に別表第2の事由欄に掲げる事由がある場合（同表第4号から第7号まで及び第11号に掲げる場合にあっては、市長の定める会計年度任用職員に限る。）には、同表の期間欄に掲げる無給の休暇を与えるものとする。

(特別休暇の承認)

第11条 特別休暇については、条例第14条の例により市長の承認を受けなければならない。

(特に必要と認める会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第12条 市長が特に必要と認める会計年度任用職員の勤務時間、休暇等特別休暇については、第2条から前条までの規定に関わらず、その職務の性質等を考慮して、市長が定めることができる。

(週休日の振替等)

第13条 市長は、会計年度任用職員に第4条第1項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の割振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常時勤務をする職を占める職員の例による。

(休憩時間、休日、休日の代休日)

第14条 会計年度任用職員の休憩時間については、条例第3条の規定、休日については、条例第6条の規定、休日の代休日については、条例第7条の規定の例による。

(委任)

第15条 この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の休暇に関する手続その他の休暇等に關し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

事由	期間
(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間
(4) 会計年度任用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(6) 会計年度任用職員の親族（市長の定める親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	市長の定める期間
(7) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	市長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
(8) 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における市長の定める日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
(9) 妊娠中の女子の会計年度任用職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき	当該職員が適宜休息し、又は捕食するために必要な時間

別表第2（第10条関係）

事由	期間
(1) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(2) 女子の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
(3) 生後1年に達しない子（条例第5条の2第1項に規定する子をいう。以下同じ。）を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
(4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長の定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間

<p>(5) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号から第7号までにおいて「要介護者」という。）の介護その他の市長の定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母</p> <p>イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>ウ 会計年度任用職員又は配偶者との間ににおいて事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で市長の定めるもの</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(6) 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、市長が、市長の定めるところにより、会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超せず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>指定期間内において必要と認められる期間</p>
<p>(7) 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間</p>

(8) 女子の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(9) 女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(10) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(11) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前 3 号に掲げる場合を除く。）	一の年度において市長の定める期間
(12) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
(13) 妊娠中の女子職員及び産後 1 年を経過しない女子の会計年度任用職員が母子保健法第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条第 1 項に規定する健康診査を受ける場合	市長の定める時間
(14) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	市長の定める時間

## 【教育委員会定例会提出資料】

<b>議案第3号</b>	教育部 学校教育課
令和2年3月26日提出	(課長) 平林 洋一 (担当係長) 太田 雅史

タイトル	安曇野市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則の制定について
決定を要する事項の内容	安曇野市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則制定の承認
要旨	規則を部局ごとに制定することが望ましいとのことから、安曇野市防犯カメラの設置及び運用に関する規則とは別に（市長部局とは別に）、教育委員会における規則を制定するもの。
説明	<p>1. 規則の概要 安曇野市教育委員会が所管する施設等への防犯カメラの設置とその運用について定めるもの。 本規則の施行については、安曇野市防犯カメラの設置及び運用に関する規則（平成24年3月30日安曇野市規則第15号）の定めるものの例による。</p> <p>2. 規則の名称 安曇野市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則</p> <p>3. 施行日 令和2年4月1日</p>

安曇野市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

安曇野市教育委員会 教育長 橋渡 勝也

安曇野市規則第 号

安曇野市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則

安曇野市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則の施行については、安曇野市防犯カメラの設置及び運用に関する規則（平成24年3月30日安曇野市規則第15号）の定めるものの例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## ○安曇野市防犯カメラの設置及び運用に関する規則

平成24年3月30日規則第15号

### 安曇野市防犯カメラの設置及び運用に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、公共施設等に設置及び運用する防犯カメラについて、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設等 不特定多数の者が利用する公共の施設及び場所をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪を予防すること及び公共施設等への不法行為に対する法的措置に画像を利用することを目的として公共施設等に常設されるカメラ及びこれに附属する機器をいう。
- (3) 画像 防犯カメラで撮影した映像を表示又は記録したものであって、当該映像から特定の個人を識別することができるものをいう。

#### (管理責任者)

第3条 市長又は安曇野市教育委員会（以下「市長等」という。）は、公共施設等に防犯カメラを設置するときは、管理責任者を置くものとする。

- 2 管理責任者は、当該公共施設等の管理を担当する所属の長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、当該防犯カメラの管理について、次の事項を定めるものとする。

- (1) 撮影対象範囲、撮影時間等撮影に関する事項
- (2) 記録の方式、保管期間等画像の記録に関する事項
- (3) 委託の有無等に関する事項

#### (設置)

第4条 市長等は、防犯カメラを設置するときは、次に掲げる事項を配慮しなければならない。

- (1) 防犯カメラによる撮影対象範囲は、必要最小限となるようにすること。
- (2) 防犯カメラによる撮影対象範囲の見やすい場所に、防犯カメラを設置していることを表示すること。

#### (運用等)

第5条 市長等は、防犯カメラが破損又は盗難に遭わないような措置を講じるものとする。

- 2 市長等は、画像及び記録媒体（防犯カメラで撮影した映像を保存した媒体をいう。以下同じ。）の保管について、漏えい、滅失、破損、流出又は改ざんの防止のために、次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 画像を保管する場合は、撮影時の状態のままとし、当該画像を加工しないこと。
- (2) 画像及び記録媒体は、施錠可能な保管庫内等で保管すること。
- (3) 画像及び記録媒体は、次条ただし書各号に規定する場合を除き、目的外の利用及び提供を禁止すること。

3 画像及び記録媒体の保管期間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とし、市長等は、当該期間が経過したときは、速やかに画像の消去又は記録媒体の粉碎等の処理を行うものとする。

- (1) 第2条第2号の目的のために画像又は記録媒体を利用する場合、次条ただし書に規定する場合又は別に定めのある場合 必要な期間
- (2) 前号以外の場合 14日以内  
(目的外利用及び外部提供)

第6条 市長等は、防犯カメラの設置目的以外の目的のために画像及び記録媒体の情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 法令又は条例の定めがあるとき。
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により文書による要請を受けたとき。
- (3) 市民等の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。  
(委託に係る措置)

第7条 市長等は、前2条に規定する業務を委託（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者を含む。）する場合には、契約書等に委託を受けた者が遵守すべき事項等を明記する等の必要な措置を講じるものとする。

（苦情等の対応）

第8条 市長等は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情又は問い合わせを受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じるものとする。

（報告義務）

第9条 管理責任者は、毎年3月末日までに、市長等に対し管理する防犯カメラに係る次に掲げる事項について報告するものとする。

- (1) 第3条第3項に規定する事項に関すること。
- (2) 画像及び記録媒体の利用及び提供に関すること。
- (3) 防犯カメラの設置及び運用に関する苦情、問い合わせ等に関すること。  
(基本的人権の遵守)

第10条 この規則に定めるもののほか、市長等その他公共施設等における防犯カメラの設置又はその運用に関する事務を行うものは、当該防犯カメラの設置又は運用が市民等の基本的人権を侵害することがないよう適切な措置を講じなければならない。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に設置されている防犯カメラは、第2条第2項の防犯カメラとみなす。

<b>議案第4号</b>	教育部 学校教育課
令和2年3月26日提出	(課長) 平林 洋一 (担当係長) 太田 雅史

タイトル	令和2年度 「安曇野市学校教育グランドデザイン」（案）・「安曇野市コミュニティスクール（ACS）グランドデザイン」（案）における表現の一部修正について
決定を要する事項の内容	両グランドデザインの表現の一部修正
要旨	両グランドデザインをより分かりやすいものとするため、表現の一部を修正するもの
説明	<p>1. 修正の趣旨          令和2年3月12日（木）に開催した総合教育会議において「令和2年度 安曇野市学校教育グランドデザイン」（案）及び「安曇野市コミュニティスクール（ACS）グランドデザイン」（案）を議題として協議した結果、内容について合意形成が図られたところである。          については、従前の意味を損なわず、より分かりやすいものとするため、両グランドデザインの表現の一部を修正することとした。</p> <p>2. 安曇野市学校教育グランドデザイン（案）の修正内容</p> <p>(1) 市内全校で重点的に取り組む内容</p> <p>修正前 (4) あづみの健康体操の普及          修正後 (4) あづみの健康体操の普及 <u>（小）</u></p> <p>修正前 (7) 異校種交流と連携          幼保・小・中・高の相互連携・交流活動の一層の推進          修正後 (7) 地域の園や他の学校等との交流と連携          幼保・小・中・高、民間教育施設等との相互連携・交流の推進</p> <p>(2) 各校の特色ある教育活動の共有化          修正前 各校で取り組んでいる特色ある教育活動をすべての学校が共有し、他校の実践に学び合い、改めて自校の教育への自信と誇りを高め、更なる充実を図る。          修正後 各校で取り組んでいる特色ある教育活動について互いに理解し学び合い（共有化）、できるところを取り入れて更なる充実を図り、改めて自校の教育への自信と誇りを高める。</p> <p>3. 安曇野市コミュニティスクール（ACS）グランドデザイン（案）の修正内容（最下段部分）</p> <p>修正前 &lt;予定&gt; R3～（中略）学校運営協議会制度を導入したコミュニティ・スクールへの移行を予定          修正後 <u>今後、（中略）学校運営協議会制度を導入したコミュニティ・スクールへの移行を準備が整ったところから行い、R3年度末までにすべての学校での実施を目指す。</u></p> <p>4. 令和元年度 安曇野市学校教育グランドデザインについてのアンケート結果          別紙のとおり</p>



## からだを動かし、頭で考え、心に感ずる\* “たくましい安曇野の子ども”

未来を担う  
安曇野市の宝

\*文芸評論家・作家 白井吉見（1905-1987 安曇野市）の講演「中学生諸君に望む」(1967) から

＜教育理念＞ 子どもが健やかに育ち、生涯を通じて学び合い、文化を創り育むまちを築きます。 安曇野市教育大綱 (H30.12.18 総合教育会議で決定)

### — 目指す児童生徒、教師、学校の姿 —

#### 自ら動く児童生徒

- ・かかわりあって学びあう学習の日常化
- ・自主的、主体的に行動する児童生徒
- ・自らの判断力と行動力で自ら動く児童生徒

#### 学び続ける教師

- ・常に児童生徒、保護者の思いを受け止める教師
- ・自ら求め自らを高めようとする教師
- ・自校や他校の教師、実践から学ぼうとする教師

#### 地域へ飛び出す—地域との連携を強める学校

- ・自校の「ボランティア会（仮称）」の立ち上げ（組織、拠点場所、活動計画等）
- ・複数の地域コーディネーターによる活動の継続化と活性化
- ・地域の“ひと・もの・こと”への積極的なかかわり、地域との連携・協働の強化

#### 市内全校で重点的に取り組む内容

\*始業までの時間や休みなどに行う自由な遊びや運動

- (1) 授業改善 学習者ファーストの授業づくり、主体的に学びあう学習の積極的展開
- (2) 健康増進 フッ化物洗口（歯科保健指導）や食育（交流給食など）の推進、体幹トレーニングの日常化
- (3) 体を動かす機会の創出 外遊び（小）や自由運動（中）\*の奨励、朝の自主練習（中）の推進、自力登下校の促進
- (4) 市の一体感・ふるさとへの愛着の醸成 安曇野市歌「水と緑と光の郷」・あづみの健康体操の普及（小）
- (5) 共生社会への基盤づくり 副学籍の活用と交流及び共同学習の推進
- (6) 学びの機会拡大・内容の拡充 地域人材の活用による小学校放課後学習室・中学校放課後学習室（ロボット教室、ニュースポーツ教室など多様な学びの場）・中学校部活動への支援
- (7) 地域の園や他の学校等との交流と連携 幼保・小・中・高、民間教育施設等との相互連携・交流の推進
- (8) ICT 機器の活用 電子黒板等ICT機器をフル活用した魅力ある授業の創造・実践
- (9) 健全育成 「児童生徒の電子メディア機器等との適切なかかわり方」啓発促進
- (10) 命・人権の尊重、環境教育 命と人権・平和教育の充実、交通事故オブザイエクト、エコアクション21の推進

#### 市研究指定校

「明科中学校区における小中一貫教育」(1年次)

—明北小学校、明南小学校、明科中学校（明科南・明科北認定こども園、明科高等学校）—  
同一学区内の小・中学校が、学校教育目標や目指す子ども像を共有し、その達成に向けて小・中学校9年間を通じた系統的な教育活動（教育課程）を展開する先導的な研究実践を行う。

#### 各校の特色ある教育活動の共有化

(別紙)

各校で取り組んでいる特色ある教育活動について互いに理解し学びあい（共有化）、できるところを取り入れて更なる充実を図り、改めて自校の教育への自信と誇りを高める。

## 令和元年度 安曇野市学校教育グランドデザインについてのアンケート結果（概要）

&lt;R2.3.26 教育委員会定例&gt;

〔○積極的 or ほぼ取り組んでいる ●取り組んでいない □来年度実施したい〕

## 1 目指す児童生徒・教師・学校の取り組みについて

1-1 主体的に学び合う児童生徒 [○17] ★

1-2 専門性を高め合う教師 [○17] ★

1-3 地域へ情報発信する学校 [○17] ★

新グランドデザインの位置づけ

★：市内全校で取り組む

☆：各校に委ねる

印なし：記載しない

## 2 各校の課題解決に向けた目標と具体的方策の取り組みについて

2-1 学習者ファーストの授業づくり [○17] ★

2-2 体力向上 [○17] ★

## 3 重点内容の取り組みについて

3-1 英語指導力向上研修の実施（小のみ） [○9 ●1]

3-2 English day の実施（小のみ） [○10 □10] ☆（各校の工夫で深化を期待）

3-3 副学籍の活用と交流及び共同学習の推進（12実施校のみ） [○12] ★

3-4 「お弁当の日」の実施 [○2 ●（実施できない）4 □10] ☆

3-5 ユネスコスクール加盟に向けた取り組み [○4 ●（実施できない）5 □8] ☆

3-6 「ちくに生きものみらい基金」の活用 [○7 □10]

3-7 中学校放課後学習室の実施（中のみ） [○6 ●1] ★

3-8 不登校児童生徒への支援（支援センターとの連携や活用など） [○17]

3-9 災害時緊急対応マニュアルの作成 [○3 □14]

3-10 地域と共にを行う防災訓練の実施 [○3 ●（実施できない）2 □12] ☆

3-11 家族防災会議の取り組み [○6 □11]

3-12 ICT 機器を活用した授業の充実 [○13 ●4] ★

3-13 学校訪問支援（学校づくり・授業づくりサポート事業）の活用 [○11 ●6]

3-14 学校裁量による教職員の資質向上研修の実施 [○17]

3-15 幼保小中高連携の取り組み [○15 ●2 □2] ★☆

3-16 子ども安全パトロール隊の編成と実施 [○10 ●（実施できない）2 □5]

3-17 立志塾の実施（中のみ） [○4 ●3 □3]

3-18 安曇野市歌普及の取り組み [○17] ★

3-19 あづみの健康体操普及の取り組み [○2 ●（機会がない）1 □14] ★

3-20 公務支援システムの活用と充実 [○12 ●5 □5]

3-21 「SOS の出し方に関する教育」の実施（中のみ） [○7]

## 4 グランドデザイン全体についての意見（改善を求める声から）

- ・取り組めばいいことはわかっているが、あれもこれもというわけにはいかない。
- ・年々盛り込まれる内容が増え、見にくくなっているように感じます。

## 5 各校が主体的に取り組んでいる特色ある活動（略）



# 令和2年度 安曇野市コミュニティスクール(ACS) グランドデザイン(案)

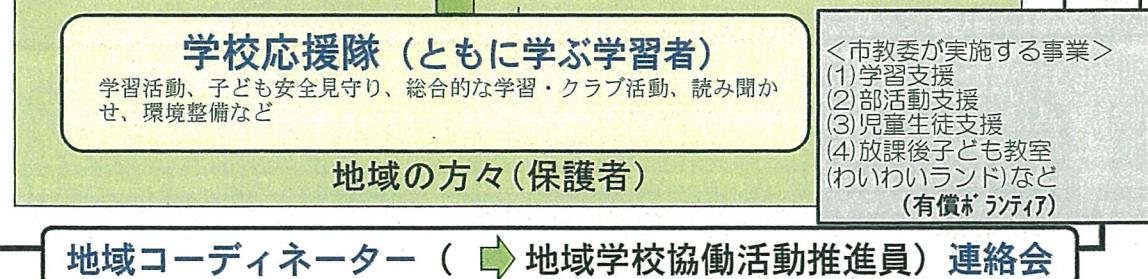
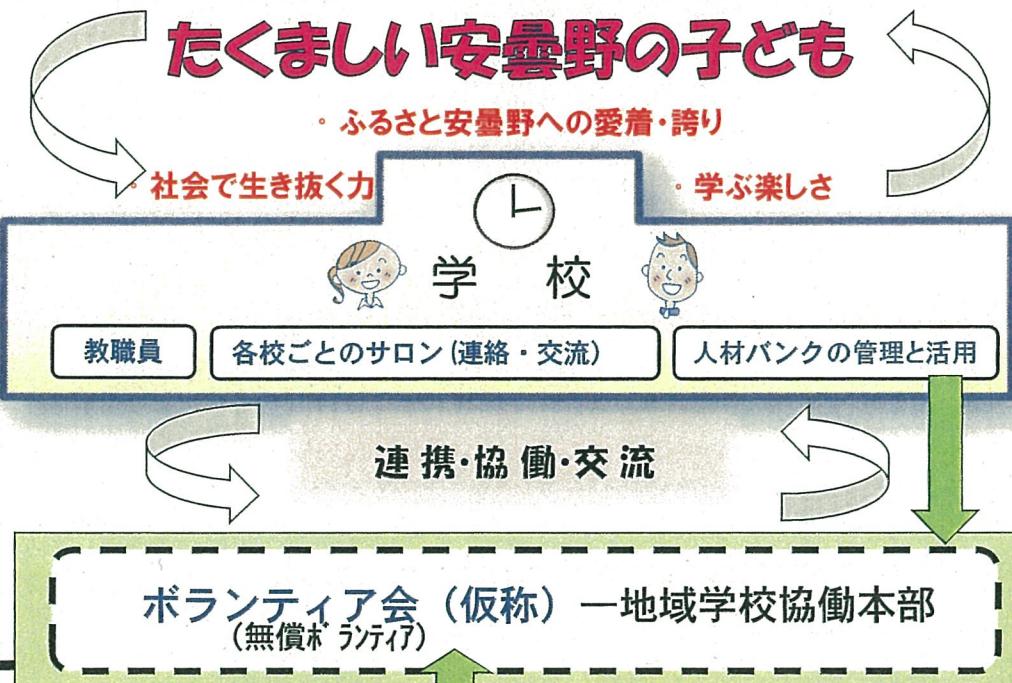
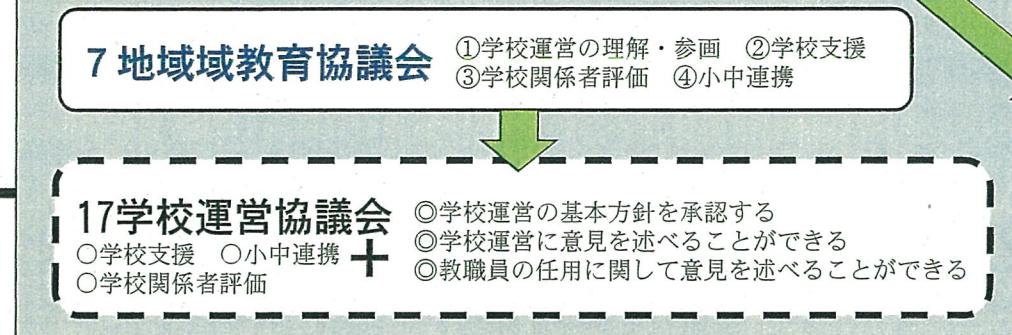
安曇野市教育委員会

## 実行委員会

- ・学校支援体制全般
- ・研修会の開催
- ・事業評価

地域コーディネーター

各校一名→複数人の配置が可能



・関連調整組織(中学校部活動運営委員会、キャリア教育支援委員会)

<歩み> H21～安曇野市学校支援地域本部事業、H26～安曇野市スクールサポート事業、H29～ACS事業  
今後、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6」(H29.4施行)による学校運営協議会制度を導入したコミュニティ・スクールへの移行を準備が整ったところから行い、R3年度末までにすべての学校での実施を目指す

2020.3.26

安曇野市教育委員会「ACS事業」学校教育課・生涯学習課

## 令和2年度 安曇野市立小中学校の特色ある教育活動一覧

安曇野市教育委員会

※本年度取り組み予定

3重点	自ら動く児童生徒	学び続ける教師	地域へ飛び出す(地域との連携強化)
全校の取組	主体的に学びあう学習 野外遊び(小)・自由運動(中) 朝の自主練習(中) メディアとの適切なかかわり方啓発 自力登下校 体幹トレーニングの日常化 交通事故Oプロジェクト エコアクション21	学習者ファーストの授業づくり 電子黒板等ICT機器のフル活用 命と人権・平和に関する教育 環境教育	フル化物洗口や食育 安曇野市歌・あづみの健康体操 副学籍の活用と交流及び共同学習 小・中学校放課後学習室 中学校部活動への支援 幼保小中高、民間施設等との連携・交流
穂高北小	天蚕飼育 天蚕繭のコサージュづくり	教科担任制の導入 教材図書館、行き交う教室 小ボード活用の授業づくり	天蚕林学習 認定こども園との児童交流 小中不登校支援員
穂高南小	コオティネーショントレーニング・体幹づくり	コーティネーショントレーニング資格取得	穂高人形作りと展示
穂高西小	学び合いの学習 外遊びの奨励と遊び場の工夫 自力登下校の勧め	学び合いの授業づくり	全校田植え・稻刈り 久保田公園、道祖神 地域学習講演会 親父の会常念岳登山 西小応援団の組織化
豊科東小	アウトメディアの取組 ユネスコスクール※ コオティネーショントレーニング・体幹づくり	学び合いの授業づくり※ English Day	増沢文庫の活用 学校田活動 光城山・長峰山登山 小中連携教育※
豊科北小	Special English Day ドリル学習 ユネスコスクール	職員会前のミニ研修 学び合いの授業づくり English Day	保小(中)連携教育 運動会でのあづみの健康体操
豊科南小	ユネスコスクール FBC(フラー・ボラボー・コンクール) グリーンアドベンチャー	SDGsを意識した生活・総合とESDの推進 チャレンジプロジェクト(特活)の実践 非違行為O宣言	クリーン大作戦 学校田の活用とタマネギ農家との交流 花の苗の配布
堀金小	自由進度学習※ 体幹トレーニング ドリル学習※ Special English Day	月1堀金地域教育関係者会議 English Day	クリーン大作戦※ 民生委員との懇談 郷土学習・安曇野探検※ 南農高校との交流活動
三郷小	児童会を核とした学校づくり 異年齢児童の交流遊び 体幹づくり(パワーマッスル)	校内自由参観(校内研修) English Day	アケモ農法米作り、リンゴ作り学習 市歌・あづみの健康体操
明北小	アウトメディアデー	English Day	3校引き渡し訓練 小中連携教育 廃線敷ウォーカー
明南小	お弁当の日 アウトメディアデー	English Day	小中連携教育 3校引き渡し訓練 カヌー教室 学校田活動 とんがりサポート あづみの健康体操
穂高東中	家庭自主学習の取組	教科指導研究教科会 自由参観週間(校内研修)	碌山美術館清掃 地域と共に防災訓練 田舎のモーツアルト音楽祭
穂高西中	全校討論会(しゃくなげ祭)	小ボード活用の授業づくり	学校林活動 ありあけタイム 地域と共に防災訓練 小中不登校支援員
豊科北中	アウトメディアの取組 家庭でのテーマ学習 ユネスコスクール※ お弁当の日※ スケジュール帳による生活マネジメント※	学び合いの授業づくりと授業公開 NIE研究と授業公開(R2,3) 教職員の出退勤管理	民生委員と生徒会の交流 放課後学習室 近代美術館との連携 小中連携教育※
豊科南中	南中憲章・伝統宣言 アウトメディアの取組 いのちの学習 ユネスコスクール※	一教科一公開 高校教員の出前授業	明科・豊科高校との教員交流 地域活動の日 福祉体験学習 放課後学習室 地域の自主活動見守り
三郷中	いじめO宣言 思いやりの靴揃え 笑顔の挨拶 三郷中学学び合い文化の創造と継承 歌おう週間 互いのよさを認め合う誓めノート アサーティブなコミュニケーション力の育成	教科を超えたグループ研究	地域への学年合唱発表会 地域と共に学ぶ三郷セルフ・地域学習 地域支援による自主学習教室
堀金中	堀中人権宣言 家庭自主学習 語り合い(生徒会)	月1堀金地域教育関係者会議 小中連携(合同教科会・三師会)	常念岳登山 学有林作業 薬草採集、トマト収穫、銀杏拾い 安曇野タイム
明科中	明科中人権宣言 アウトメディアデー いのちの学習 お弁当の日 縦割り清掃 体幹トレーニング	教職員の出退勤管理 3校合同教科会 高校教員の出前授業 高校への授業参観 複数教科による研究グループでの授業研究放課後学習室 英語学習支援	明科キレイにし隊 ホームタウン明科 美術館・博物館との連携 小中連携教育 歌声・挨拶交流会 孝明館訪問 ja福祉まつり参加 認定こども園訪問 3校引き渡し訓練

「特色ある教育活動」とは、その学校の教職員、児童生徒が、その取り組みのねらいや方法を共通理解した上で、学級・学年・全校等さまざまな集団で、特に力を入れて取り組んでいる教育活動。本一覧は、本年度のグランドデザインに示した3重点ごとに分類したもの。

## 令和2年度 安曇野市立小中学校の特色ある教育活動一覧(小学校)

※本年度取り組み予定

3重点	学びの流れ	地域へ飛び出す(地域との連携強化)
全校の取組	学習者ファーストの授業づくり 電子黒板等ICT機器のフル活用 命と人権・平和に関する教育 環境教育	学習者黙認の授業づくり 安曇野市歌・あづみの健康体操 副学籍の活用と交流及び共同学習 小・中学校放課後学習室 中学校部活動への支援 幼保小中高、民間施設等との連携・交流
穂高北小	天蚕飼育 天蚕繭のコサージュづくり	教材図書館、行き交う教室 小ボード活用の授業づくり
穂高南小	コオーテ(ペーチョントレーニング)の実践 運動量を確保した体育の授業	自己研究課題の振り返り・語り合い 感想が、トを活用した学び合える授業公開 コオーテ、イニシヨントレーニングのモデル授業
穂高西小	学び合いの学習 外遊びの奨励と遊び場の工夫 自力登下校の勧め	学び合いの授業づくり※ 増沢文庫の活用
豊科東小	アットメディアの取組 エヌスコスクール※ コオーテ(ペーチョントレーニング)・体幹づくり	職員会前のミニ研修 English Day 学び合いの授業づくり(学習評価の研究) English Day
豊科北小	ドリル学習	クリーン大作戦 SDGsを意識した生活・総合とESDの推進 チャレンジプロジェクト(特活)の実践
豊科南小	エヌスコスクール FBC(フラー・ボラホー・コノクール) グリーンアドベンチャー	南小非違行為の宣言 月1堀金地域教育関係者会議 English Day
堀金小	自由進度学習※ 体幹トレーニング ドリル学習※	クリーン大作戦※ 農土学習・安曇野探検※ 南農高校との交流活動
三郷小	Special English Day 主体性を生かした児童会活動の充実 姉妹学級交流等の異学年交流活動の活性化 あいさつのキヤッヂボール 根気・協力・気つきを大切にした清掃活動 「三郷つ子」タイムによる体力向上	大豆栽培、豆腐づくり、七夕まんじゅうづくり りんご学習、拾ヶ堰見学 ティサイバー・センター、認定こども園との交流 地域の専門家の指導によるクラブ活動 大切にした児童理解
明北小	アウトメディアティー 動きづくりトレーニング(専門家の指導による) 縦割り班活動の充実 お弁当の日 アウトメディアティー	3校引き渡し訓練 小中連携教育 廃線敷ウォーク
明南小	English Day	小中連携教育 3校引き渡し訓練 力又一教室 学校活動 とんがりサポート あづみの健康体操

「特色ある教育活動」とは、その学校の教職員、児童生徒が、その取り組みのねらいや方法を共通理解した上で、学級・学年・全校等さまざまな集団で、特に力を入れて取り組んでいる教育活動。本一覧は、本年度のグランドデザインに示した3重点ごとに分類したもの。

## 令和2年度 安曇野市立小中学校の特色ある教育活動一覧(中学校)

※本年度取り組み予定

3重点	自ら動く児童生徒	地域へ飛び出す(地域との連携強化)
全校の取組	主体的に学びあう学習 朝の自主練習(中) メディアとの適切なかかわり方啓発 自力登下校 体幹トレーニングの日常化 交通事故0プロジェクト エコアクション'21	学び続ける教師 学習者アーストの授業づくり 電子黒板等ICT機器のフル活用 命と人権・平和に関する教育 環境教育
	家庭自主学習の取組	教科指導研究教科会 自由参観週間(校内研修)
穂高東中	全校討論会(ありあけ祭) 基礎の時間(体幹トレーニング)	一教科一研究授業 対話的な授業の設定
	アウトメディアの取組 家庭でのテーママ学習※ ユネスコスクール※ お弁当の日※ スケジュール帳による生活マジメント※	学び合いの授業づくりと授業公開 NIE研究と授業公開(R2,3)※ 教職員の出退勤管理
豊科北中	南中憲章・伝統宣言	一教科一公開 高校教員の出前授業
	アウトメディアの取組 いのちの学習 ユネスコスクール※	地域活動の日 福祉体験学習 放課後学習室 地域の自主活動見守り
豊科南中	いじめ0宣言 思いややの靴揃え 笑顔の挨拶 三郷中学ひびき文化の創造と継承 歌おう週間 互いのよさを認め合う音ノート アサーティブなコミュニケーション力の育成	地域への学年合唱発表会 地域と共に学ぶ三郷セルフ・地域学習 地域支援による自主学習教室
	堀中人権宣言 家庭自主学習 語り合い(生徒会)	常念岳登山 学有林作業 薬草採集、トマト収穫、銀杏拾い 安曇野タイム
明科中	明科中人権宣言 アウトメディアティー いのちの学習 お弁当の日 綿割り清掃 体幹トレーニング	明科キレイにし隊 ホームタウン明科 歌声・挨拶交流会 小中連携教育 孝明館訪問 福祉まつり参加 認定こども園訪問 3校引き渡し訓練 放課後学習室 英語学習支援
	月1堀金地域教育関係者会議 小中連携(合同教科会・三師会)	

「特色ある教育活動」とは、その学校の教職員、児童生徒が、その取り組みのねらいや方法を共通理解した上で、学級・学年・全校等さまざまな集団で、特に力を入れて取り組んでいる教育活動。本一覧は、本年度のグランドデザインに示した3重点ごとに分類したもの。

<b>議案第 5 号</b>	教育部 学校教育課
令和 2 年 3 月 26 日提出	(課長) 平林 洋一 (担当係長) 中村 正勝

タイトル	安曇野市 学校施設長寿命化計画（個別計画）について
決定を要する事項の内容	本計画の最終決定
要旨	平成 29 年 2 月に策定済の「安曇野市公共施設等総合管理計画」の個別計画である「安曇野市学校施設長寿命化計画（個別計画）案」を策定し、学校施設の長寿命化改良工事の順位付けを行った。
説明	<p><b>1 現状等</b>            公共施設の約 4 割を占める学校施設は、建築後 40 年以上経過した各校舎の保有面積が約 3 割を占めるなど、老朽化が深刻な課題である。            また、学校施設は合併前の旧町村において、ほぼ同時期に建築されているため更新時期が集中するという問題がある。</p> <p><b>2 経過等</b>            限られた財源の中、予算の平準化及びトータルコストの縮減を図るため、単に建築年の古い学校から改修するのではなく、小中学校の校舎の劣化状況を調査し、今後の計画的整備に資するための基礎資料として「安曇野市学校施設長寿命化計画（個別計画）案」策定した。            また、長寿命化計画（個別計画）の策定が国交付金を受けるための補助要件とされているため、本計画の策定が必須となる。</p> <p><b>3 計画の推進</b>            計画案策定にあたり、文部科学省作成の手引きに基づき、児童・生徒数及び学級数の推移と今後の見通しを記載しているが、一部地域では、児童・生徒数の減少が見込まれる。            今後の財政状況や児童・生徒数の推移を踏まえつつ、学校規模に基づく適正配置を見据えながら本市の実施計画等に反映させていく。</p> <p><b>4 計画の見直し</b>            必要に応じて隨時、計画の見直しを行う。</p>

# 安曇野市学校施設長寿命化計画（個別計画）案

令和2年3月

安曇野市教育委員会

## 安曇野市 学校施設の長寿命化計画目次

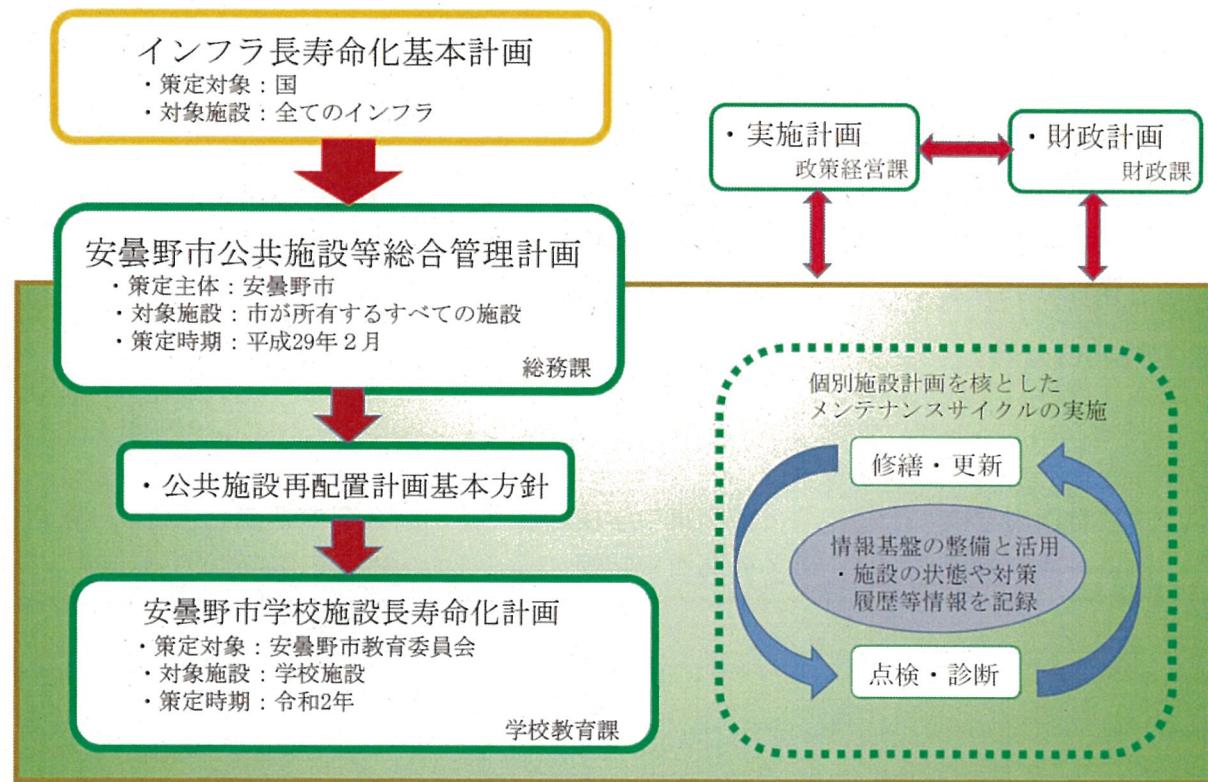
第1章 学校施設の長寿命化計画の背景・目的等.....	2
1 背景.....	2
2 目的.....	2
3 計画期間.....	3
4 対象施設.....	3
第2章 学校施設の目指すべき姿.....	4
1 安全性.....	4
2 学習活動への適応性.....	4
3 地域の拠点化.....	4
第3章 学校施設の実態.....	5
1 学校施設の運営状況・活用状況等の実態.....	5
1) 対象施設一覧.....	5
2) 児童・生徒数及び学級数の変化.....	6
3) 学校施設の配置状況.....	9
4) 施設関連経費の推移.....	10
5) 学校施設の保有量.....	11
2 学校施設の老朽化状況の実態.....	12
1) 調査方法と劣化状況の評価方法.....	12
2) 学校施設の長寿命化計画のイメージ.....	16
3) 今後の維持・更新コスト（従来型）.....	17
4) 今後の維持・更新コストの把握（長寿命化型）.....	18
1) 学校施設の規模・配置計画等の方針.....	19
1) 学校施設の長寿命化計画の基本方針.....	19
2) 学校施設の規模・配置計画等の方針.....	19
2) 改修等の基本的な方針.....	20
1) 長寿命化の方針.....	20
2) 目標使用年数、改修周期の設定.....	20
第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等.....	23
1 改修等の整備水準.....	23
2 維持管理の項目・手法等.....	23
第6章 長寿命化の実施計画.....	24
1 改修等の優先順位付けと実施計画.....	24
2 長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果～維持・更新の課題と今後の方針.....	29
第7章 長寿命化計画の継続的運用方針.....	29
1 情報基盤の整備と活用.....	29
2 推進体制等の整備.....	29
3 フォローアップ.....	29

# 第1章 学校施設の長寿命化計画の背景・目的等

## 1 背景

安曇野市（以下、「本市」という。）の学校施設は、昭和40年代から昭和60年前半にかけて数多く建築され、各学校の校舎の多くは、建築後35年以上が経過しています。新耐震基準以前の基準が適応されていた校舎については、平成22年までにすべての校舎の耐震補強が完了しましたが、老朽化が進行しており、順次、大規模改修、改築が必要となっています。また、少子化により、各学校の児童・生徒数は減少傾向にあり、学校全体の規模・配置の見直しが求められています。

国において「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、本市においては、必要な施設・サービスの継続と質の向上を目指し、学校施設の長寿命化計画をたて、学校施設の機能を確保することが求められています。



## 2 目的

小・中学校施設の劣化状況を調査し、今後予想される改修工事の内容、事業費、スケジュールについて、施設の長寿命化計画を策定、今後の計画的整備のための基礎資料とすることを目的とします。長寿命化計画では、これまでの「事後保全」から「計画保全」へと維持管理の手法を転換し、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ります。

### 3 計画期間

本計画は、計画期間を定めず児童・生徒数の変化、社会経済情勢及び国の補助制度などの動向により、柔軟に計画を見直すこととします。

### 4 対象施設

学校	
小学校	10 校
中学校	7 校
幼稚園	1 園

#### ○本市が保有する小学校 10 校

- ・豊科南小学校
- ・豊科北小学校
- ・豊科東小学校
- ・穂高南小学校
- ・穂高北小学校
- ・穂高西小学校
- ・三郷小学校
- ・堀金小学校
- ・明南小学校
- ・明北小学校

#### ○本市が保有する中学校 7 校

- ・豊科南中学校
- ・豊科北中学校
- ・穂高東中学校
- ・穂高西中学校
- ・三郷中学校
- ・堀金中学校
- ・明科中学校

#### ○本市が保有する幼稚園

- ・穂高幼稚園

## 第2章 学校施設の目指すべき姿

### 1 安全性

学校施設は、児童・生徒の学習と生活の場であるとともに、防災拠点・指定避難所としての役割を果たす施設であるため、安全安心な施設環境を確保する必要があります。

### 2 学習活動への適応性

近年の教育内容・指導方法の多様化や児童・生徒の生活様式の変化、猛暑対策等を踏まえ、トイレの洋式化、エアコンの整備など、時代に即した教育環境の確保に取り組みます。

情報化の進展と普及に伴い、教育ニーズに応じた校内ネットワーク等の整備を進めています。

また、特別支援教育の推進にも配慮いたします。

### 3 地域の拠点化

学校施設は地域の拠点となる場所であることから、地域に開かれた学校づくりをすすめていくことが求められています。地域と学校が連携し、児童・生徒の育成に努めるとともに、社会的なニーズに対応できるように維持・管理を進めています。

## 第3章 学校施設の実態

### 1 学校施設の運営状況・活用状況等の実態

#### 1) 対象施設一覧

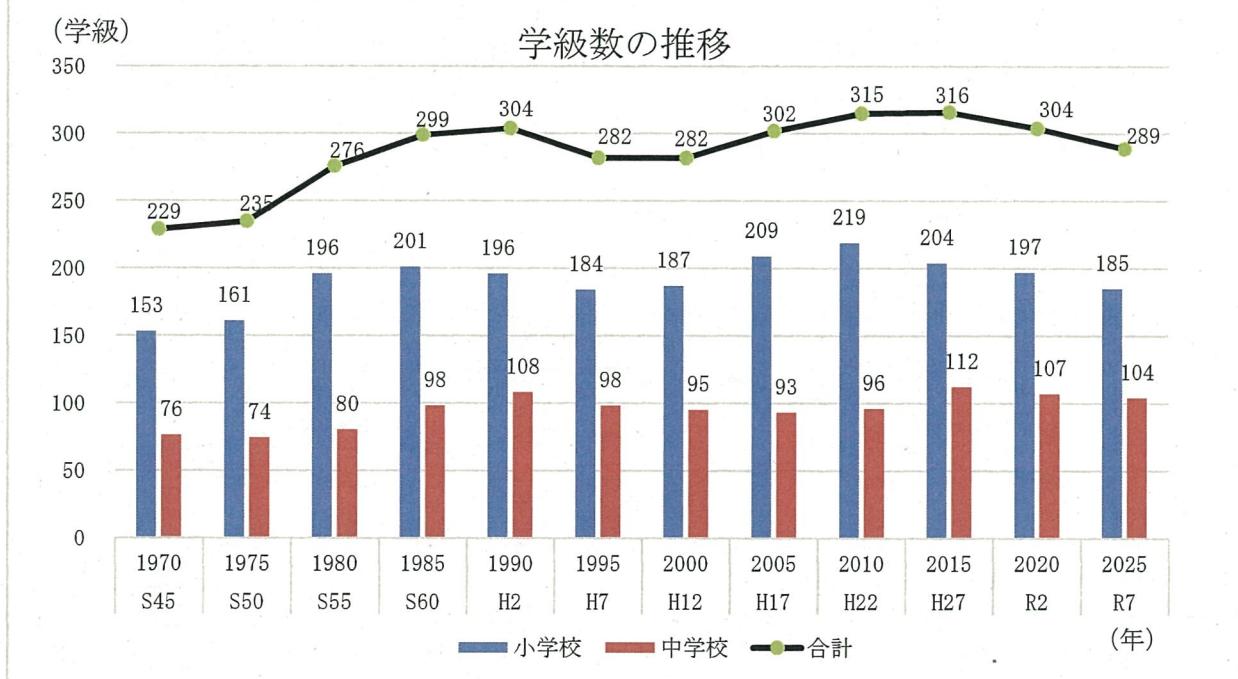
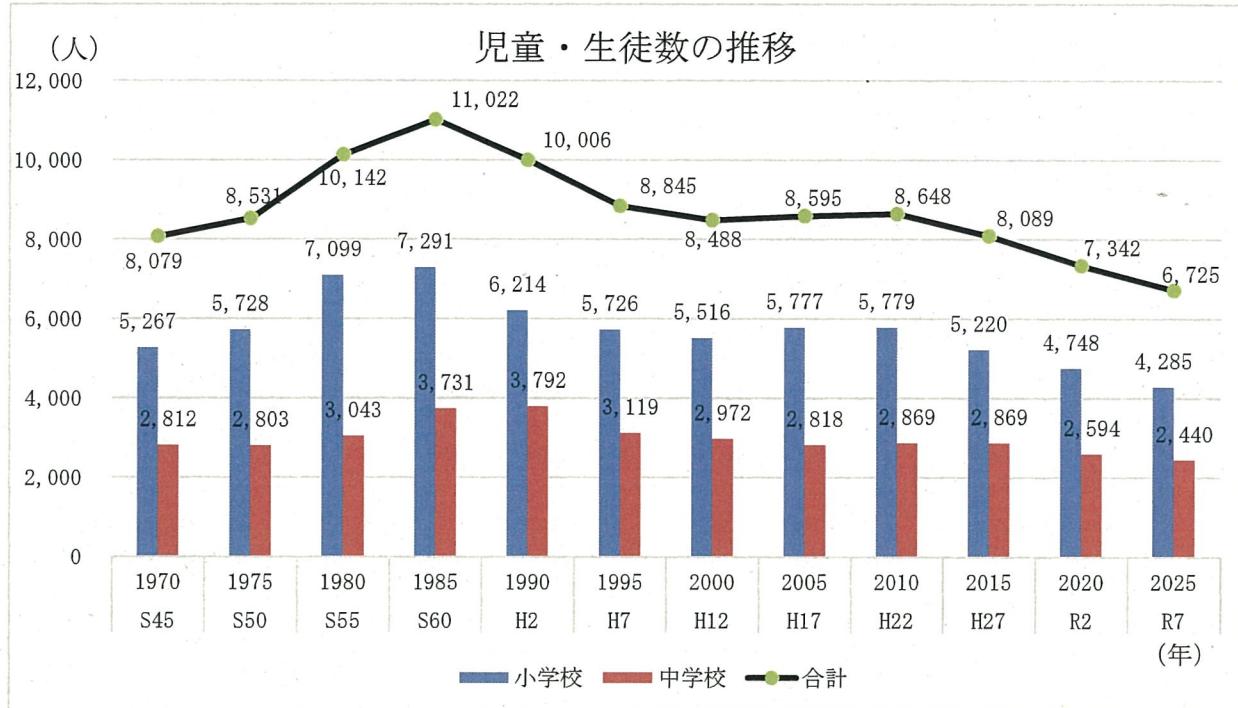
本市は、小学校10校と中学校7校の学校施設を有しております、保有面積は小学校全体で85,987m<sup>2</sup>、中学校全体では、64,809m<sup>2</sup>となっており、穂高幼稚園を含めた小中学校合計では152,030m<sup>2</sup>となります。

令和元年5月1日現在

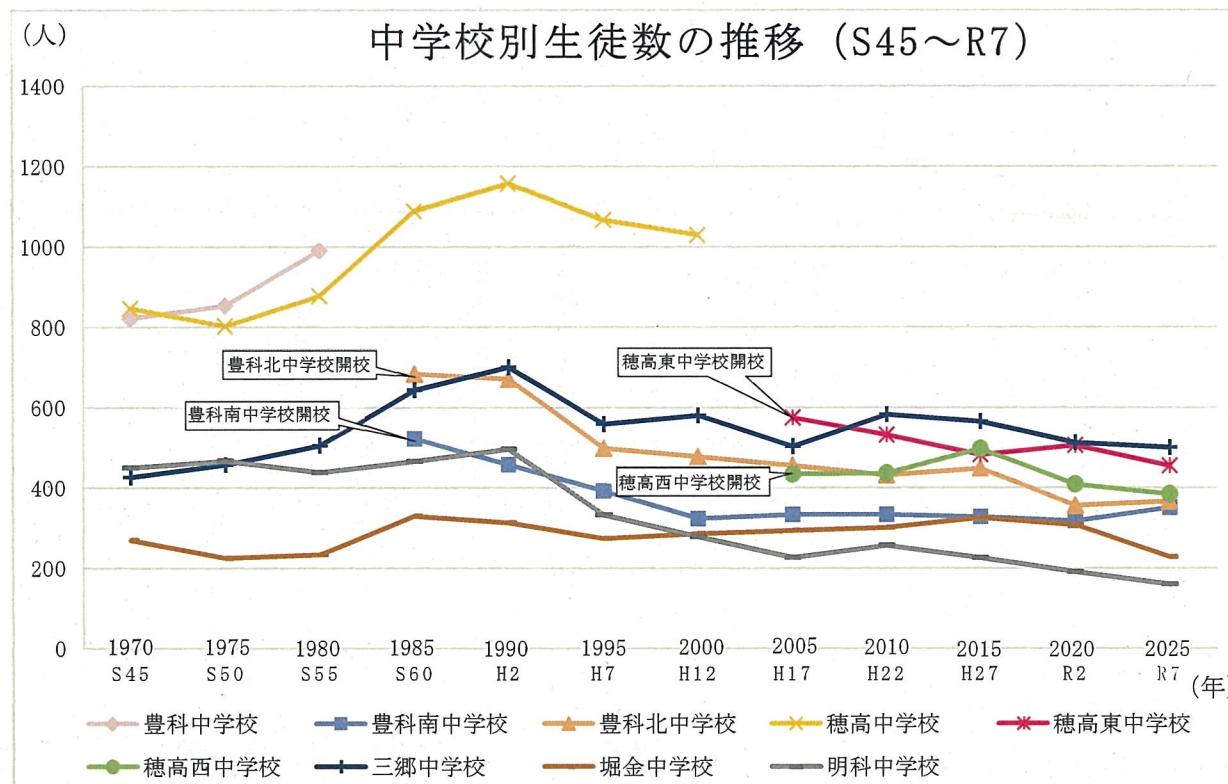
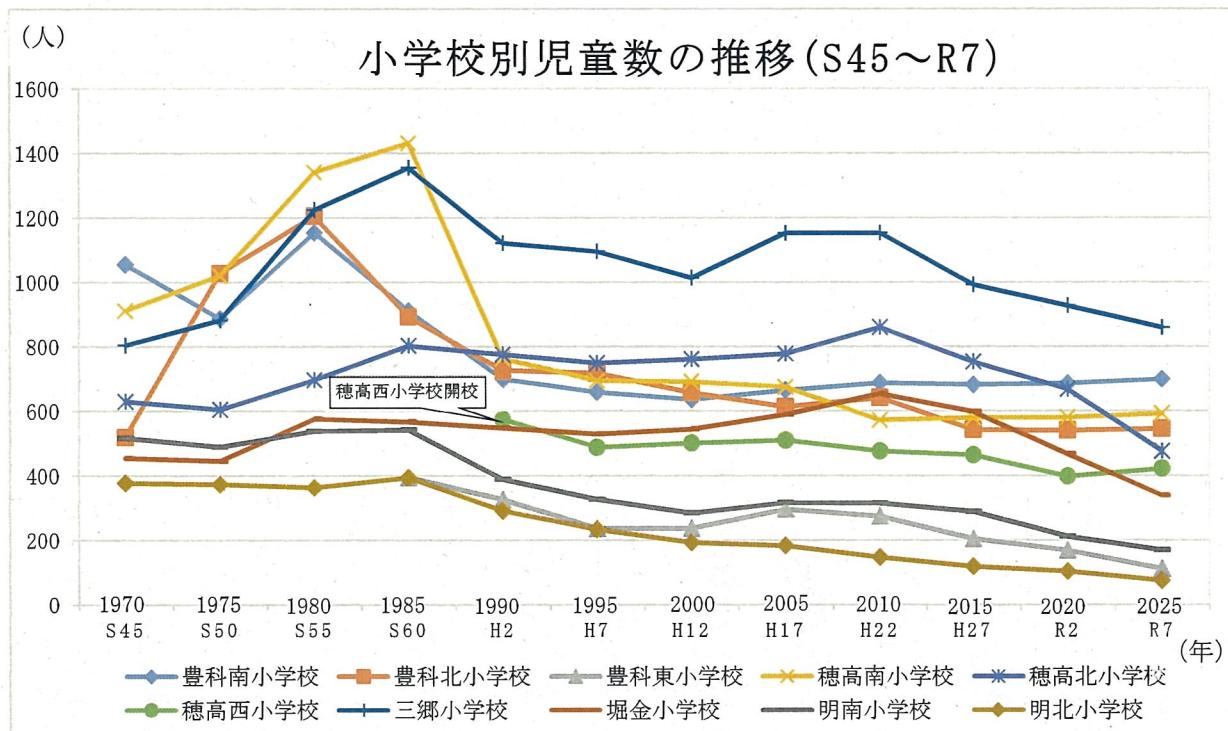
学校名	住所	当初建設年 (和暦)	経過年数 (年)	校舎保有面積 (m <sup>2</sup> )	児童・生徒数(人)		学級数(学級)	
					通常学級	特別支援	通常学級	特別支援
豊科南小学校	豊科2723	昭和43	51	8,843	630	33	21	5
豊科北小学校	豊科南穂高2692	昭和46	48	8,278	509	29	18	5
豊科東小学校	豊科田沢5626	昭和56	39	4,979	160	16	6	3
穂高南小学校	穂高7217-1	昭和42	53	10,342	547	40	18	3
穂高北小学校	穂高有明943	昭和44	51	11,799	647	35	22	5
穂高西小学校	穂高柏原2728	昭和62	33	8,013	398	15	15	3
三郷小学校	三郷明盛4742	昭和43	51	12,369	891	50	30	7
堀金小学校	堀金鳥川13000	平成17	14	11,366	485	21	17	3
明南小学校	明科中川手2694	平成2	30	5,360	205	14	8	3
明北小学校	明科東川手823	昭和47	48	4,638	103	5	6	2
小学校 計				85,987	4575	258	161	39
豊科南中学校	豊科1487	昭和60	35	7,247	314	23	10	4
豊科北中学校	豊科5558	昭和62	33	9,090	336	19	12	4
穂高東中学校	穂高5119-2	昭和57	38	13,856	449	20	15	4
穂高西中学校	穂高有明9525	平成12	19	10,908	387	22	12	4
三郷中学校	三郷明盛1885-1	昭和52	43	9,073	496	38	15	6
堀金中学校	堀金鳥川2126-1	昭和59	36	7,423	278	12	9	3
明科中学校	明科中川手2666	昭和61	34	7,212	194	10	6	2
中学校 計				64,809	2454	144	79	27
穂高幼稚園	安曇野市穂高6802	昭和48	47	1,234	77	0	9	0
合計				152,030	7106	402	249	66

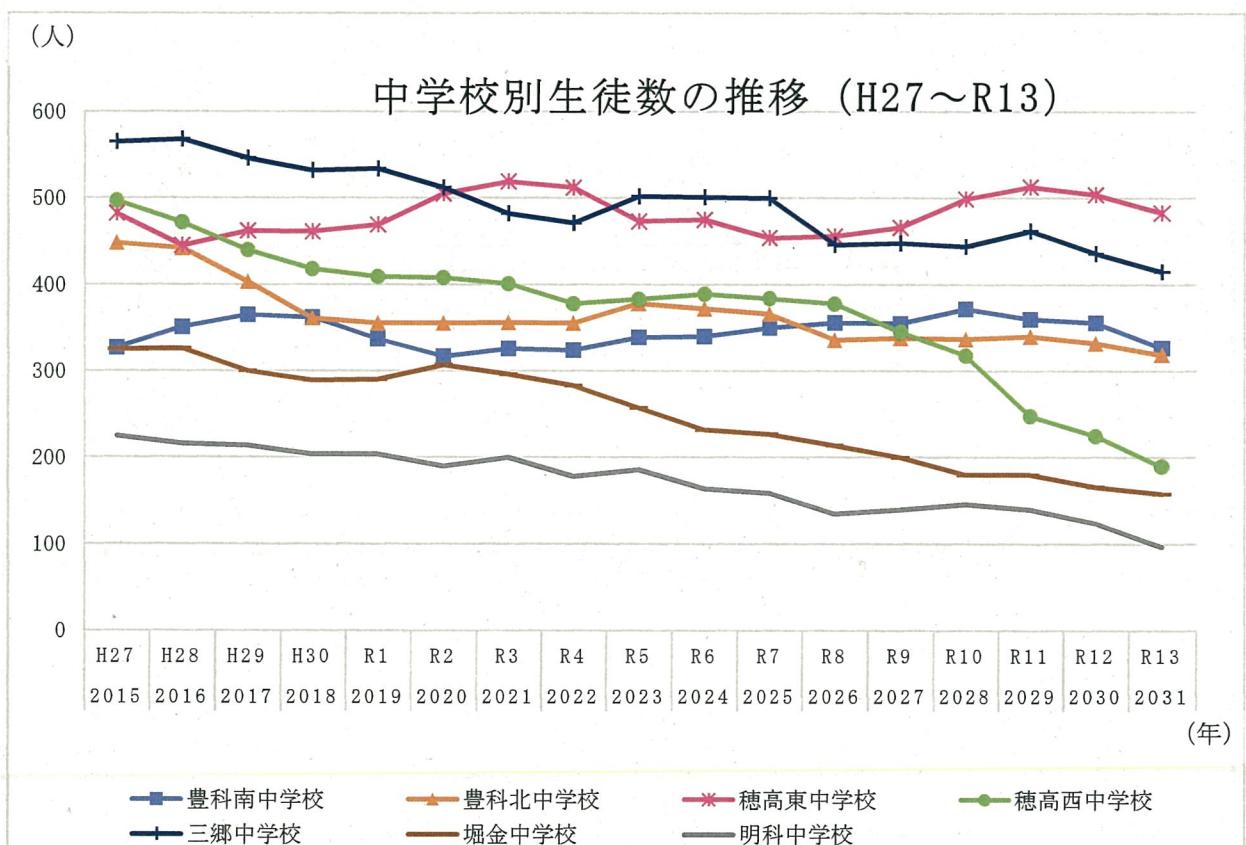
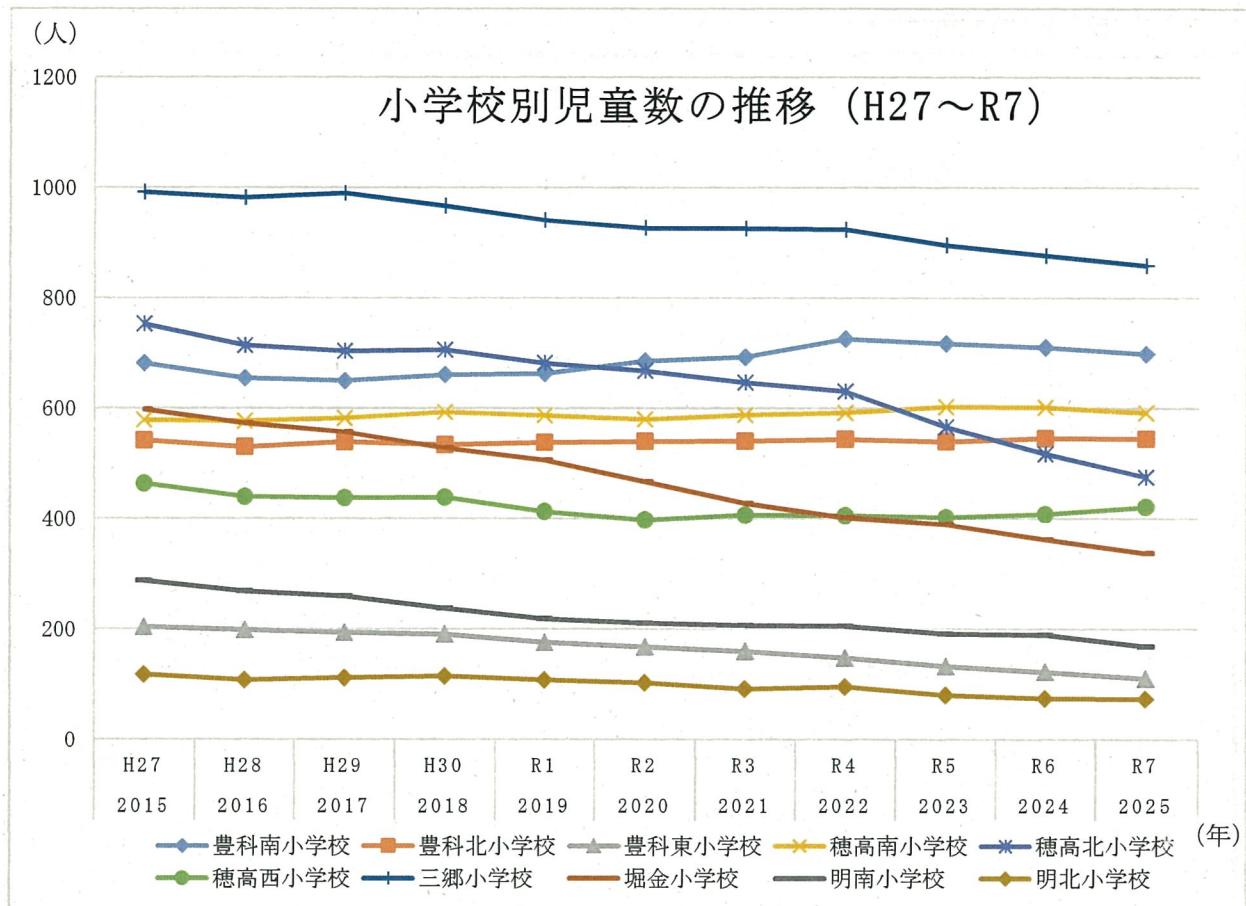
## 2) 児童・生徒数及び学級数の変化

本市の令和2年度の児童・生徒数の見込みは児童数4,748人、生徒数2,594人の合計7,342人です。平成22年度と比較して▲1,306人となっており毎年減少傾向にあります。



学級定員の基準		H9.4.1施行
通常学校		国基準 県基準
小学1年 35人 他 40人		小学校 1~6年生 35人 中学校 1~3学年 35人
特別支援学級		小・中学校ともに1学級=3人以上8人以下
通級指導教室（言語障害、発達障害）		文部科学省が定める数 1学級=10人以上 ※指導時数 週=20時間～24時間 正規対応

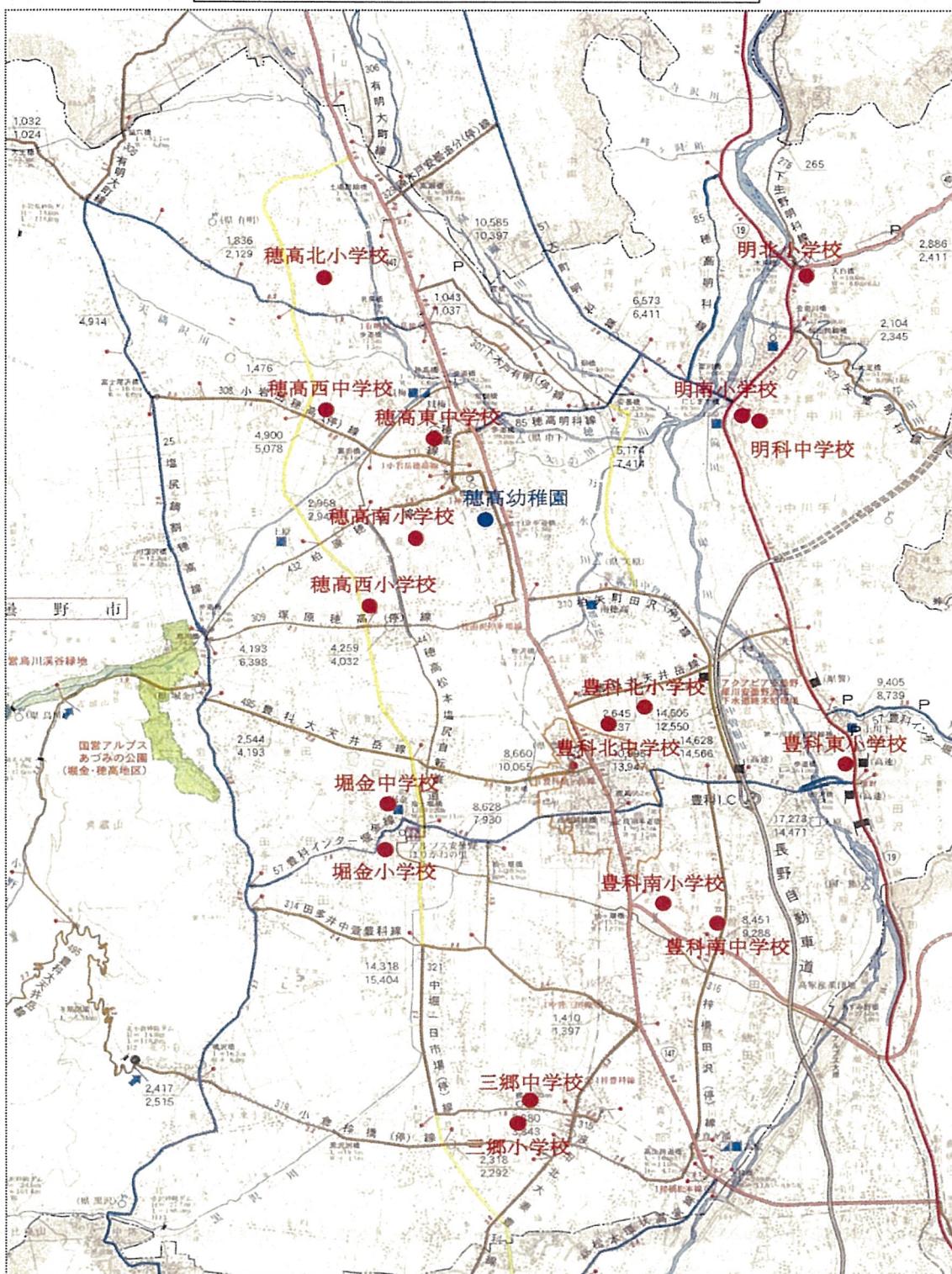




### 3) 学校施設の配置状況

地

安曇野市立小学校・中学校位置図



#### 4) 施設関連経費の推移

単位（円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	5年間平均
施設整備費	190,612,122	425,840,649	502,338,852	416,213,295	649,593,505	436,919,685
その他施設整備費	80,174,464	123,224,498	724,716	737,731	9,060,212	42,784,324
維持修繕費	38,508,801	22,787,927	25,363,988	34,883,301	33,336,607	30,976,125
光热水費・委託費等	145,498,478	140,764,095	132,085,125	128,342,559	118,746,419	133,087,335
施設関連経費合計	454,793,865	712,617,169	660,512,681	580,176,886	810,736,743	643,767,469

平成 26～30 年度の 5 年間の学校施設の施設関連経費の平均は約 6 億 4 千 4 百万円となっています。

過去 5 年間の主な改修履歴は以下の様になります。

耐震補強は全校実施済みですが、今後は長寿命化改修を計画的にすすめていきます。

- 平成 26 年度

豊科東小学校：プール・体育館改修、穂高北小学校：講堂改修、

豊科南中学校：体育館改修、明科中学校：体育館改修、

穂高幼稚園改修（～27 年度まで）

- 平成 27 年度

穂高南小学校：プール改修、三郷小学校：第二体育館改修（～28 年度まで）

穂高西小学校：講堂改修、豊科北中学校：トイレ改修、（～29 年度まで）体育館改修、

穂高東中学校：講堂改修

- 平成 28 年度

穂高南小学校：講堂改修、豊科南小学校：体育館改修、穂高東中学校：体育館改修

三郷中学校：講堂改修

- 平成 29 年度

三郷小学校：第一体育館改修、穂高南小学校：長寿命化工事（～令和元年度まで）、

明南小学校：体育館改修、穂高西中学校：体育館改修、堀金中学校：体育館改修

- 平成 30 年度

豊科北小学校：体育館改修、穂高西小学校：体育館改修、穂高北小学校：体育館改修

豊科東小学校：トイレ改修、穂高西中学校：講堂改修

※文中の体育館改修・講堂改修とは非構造部材の耐震化工事

## 5) 学校施設の保有量

本市が設置する小学校 10 校と中学校 7 校、幼稚園 1 園の校舎及び付属建物の棟数の合計は 287 棟で、保有面積の合計は 152,030 m<sup>2</sup>です。

本計画では、上記施設のうち小規模な建築物（200 m<sup>2</sup>以下の建物等）を「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」に基づき、原則対象外とし、対象建物を整理しました。

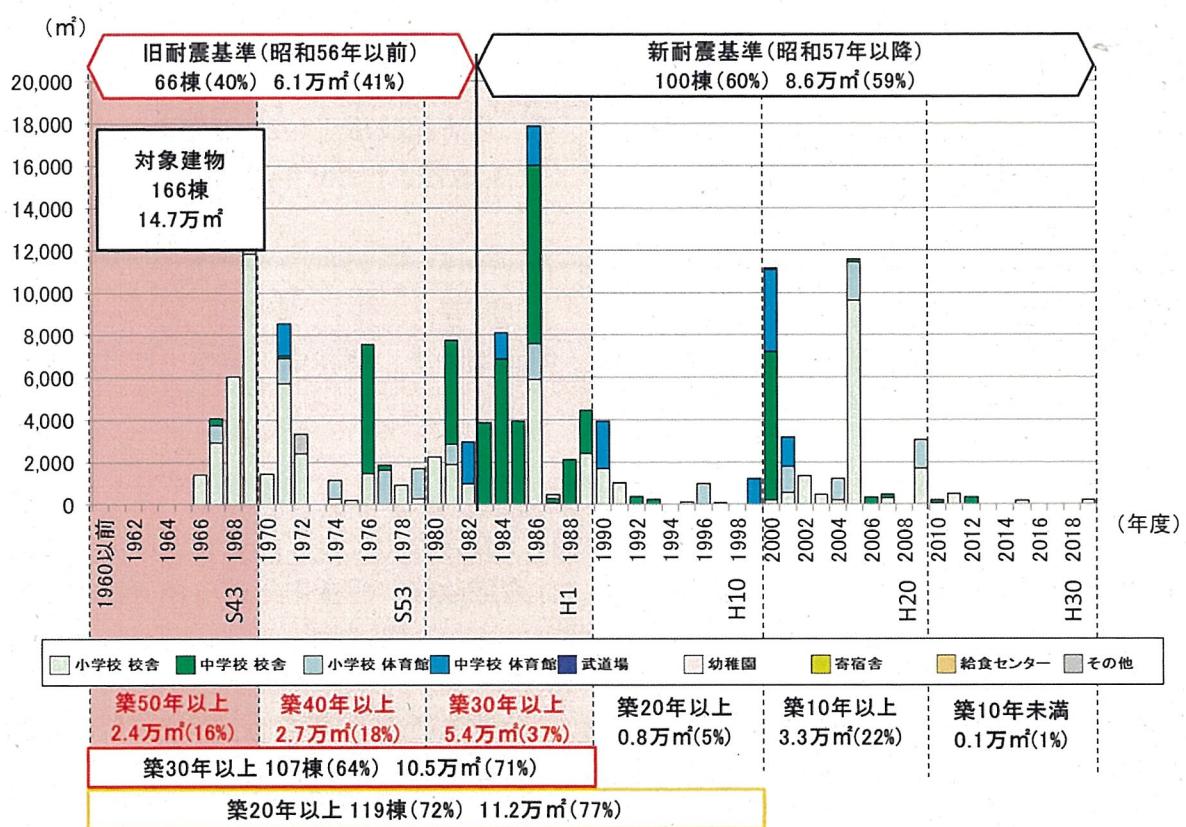
したがって本計画の対象となる校舎及び付属建物の棟数の合計は 166 棟で、保有面積の合計は 146,686 m<sup>2</sup>となります。

築年別の整備状況は旧耐震基準（昭和 56 年以前）の棟数は 66 棟で全体の 40%、保有面積では 6.1 万 m<sup>2</sup>で 41% となっています。新耐震基準（昭和 57 年以降）の棟数は 100 棟（60%）、保有面積は 8.6 万 m<sup>2</sup>で 59% となっています。

また建築後年数では 30 年以上が 107 棟（64%）、保有面積 10.5 万 m<sup>2</sup>（71%）、20 年以上では、119 棟（72%）、保有面積 11.2 万 m<sup>2</sup>（77%）となっています。

最も古い校舎は、穂高南小学校の教室棟で昭和 41 年建築、築後 52 年が経過しています。平成 2 年度、平成 5 年度、平成 17 年度に大規模改修を行い、平成 29 年度～令和元年度には長寿命化改修を行い現在に至っています。

築年別整備状況



## 2 学校施設の老朽化状況の実態

### 1) 調査方法と劣化状況の評価方法

学校施設の老朽化の調査については、令和元年7月～8月に実施した目視による劣化状況現場調査に基づき、屋根・屋上、外壁を、また内部仕上げ、電気設備、機械設備は部位の全面的な改修年からの経過年数を基本にA、B、C、Dの4段階で評価しています。

### 評価基準

#### 目視による評価【屋根・屋上、外壁】

評価		基準
良好	A	概ね良好
	B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)
	C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)
	D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えてる) (設備が故障し施設運営に支障を与えてる)等

#### 経過年数による評価 【内部仕上げ、電気設備、機械設備】

評価		基準
良好	A	20年未満
	B	20～40年
	C	40年以上
	D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

### 健全度の算定

健全度とは、各建物の5つの部位について劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指標である。①部位の評価点と②部位のコスト配分を下表のように定め、③健全度を100点満点で算定する。なお、②部位のコスト配分は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の校舎の改修比率算定表を参考に、同算定表における「長寿命化」の7%分を、屋根・屋上、外壁に按分して設定している。

#### ①部位の評価点

	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

#### ③健全度

$$\text{総和(部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分}) \div 60$$

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。  
※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

(右図「劣化状況調査票」記入例における健全度計算例)

#### ②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	7.3
計	60

部位	評価	評価点	配分	=
1 屋根・屋上	C	40	5.1	204
2 外壁	D	10	17.2	172
3 内部仕上げ	B	75	22.4	1,680
4 電気設備	A	100	8.0	800
5 機械設備	C	40	7.3	292
				計 3,148
				÷ 60
				健全度 52

文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」より

建物情報一覧表

[■]:築50年以上 [□]:築30年以上 基準 2019

[A]:概ね良好 [C]:広範囲に劣化  
[B]:部分的に劣化 [D]:早急に対応する必要がある

通し番号	学校調査番号	施設名	建物名	棟番号	建物基本情報		構造躯体の健全性			劣化状況評価					備考											
					固定資産台帳番号	用途区分	構造種別	階数	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築年度		耐震安全性			長寿命化判定		屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度(100点満点)				
										西暦	和暦	築年数	基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度(N/mm <sup>2</sup> )	試算上の区分								
1	1	豊科南小学校	特別教室棟	1-1		小学校	校舎	RC	3	2,340	1968	S43	51	旧	済	済	H16	29.9	長寿命	C	B	C	C	D	46	構造計算22.5N/mm <sup>2</sup>
2	1	豊科南小学校	管理特別教室棟	1-2		小学校	校舎	RC	3	2,620	1969	S44	50	旧	済	済	H16	25.3	長寿命	C	B	C	C	D	46	構造計算22.5N/mm <sup>2</sup>
3	1	豊科南小学校	教室棟	2-1		小学校	校舎	RC	1	1,277	1969	S44	50	旧	済	済	H16	27.7	長寿命	C	B	C	C	C	50	構造計算18N/mm <sup>2</sup>
4	1	豊科南小学校	教室棟	2-2		小学校	校舎	S	2	636	1976	S51	43	旧	済	済	-	-	長寿命	D	C	C	C	C	37	
5	1	豊科南小学校	屋内運動場	14		小学校	体育館	RC	1	1,228	2001	H13	18	新	-	-	-	-	長寿命	A	A	A	A	A	100	
6	1	豊科南小学校	ブルー付属棟	15		小学校	校舎	RC	1	132	2007	H19	12	新	-	-	-	-	長寿命	A	A	A	A	A	100	
7	1	豊科南小学校	教室棟	16		小学校	校舎	S	2	498	2011	H23	8	新	-	-	-	-	長寿命	A	A	A	A	A	100	
8	2	豊科北小学校	高学年棟	1-1		小学校	校舎	RC	4	1,449	1970	S45	49	旧	-	済	H18	23.9	長寿命	B	A	A	A	A	98	構造計算21N/mm <sup>2</sup>
9	2	豊科北小学校	高学年棟	1-2		小学校	校舎	RC	3	1,237	1971	S46	48	旧	-	済	H18	26.6	長寿命	B	B	A	A	A	91	構造計算21N/mm <sup>2</sup>
10	2	豊科北小学校	特別教室棟	2-1		小学校	校舎	RC	1	640	1971	S46	48	旧	済	-	H18	26.9	長寿命	B	A	B	B	B	82	構造計算21N/mm <sup>2</sup>
11	2	豊科北小学校	廊下	2-2		小学校	校舎	S	1	301	1971	S46	48	旧	済	済	-	-	長寿命	A	A	B	A	A	97	
12	2	豊科北小学校	音楽室等	3-1		小学校	校舎	RC	2	640	1971	S46	48	旧	済	済	H18	23.7	長寿命	B	A	B	A	A	95	構造計算21N/mm <sup>2</sup>
13	2	豊科北小学校	管理棟	4-1		小学校	校舎	RC	1	1,133	1971	S46	48	旧	済	-	H18	23.7	長寿命	B	B	A	B	A	87	構造計算21N/mm <sup>2</sup>
14	2	豊科北小学校	低学年棟	6		小学校	校舎	RC	1	376	1971	S46	48	旧	済	-	H18	25	長寿命	B	A	A	B	B	92	構造計算21N/mm <sup>2</sup>
15	2	豊科北小学校	低学年棟	7-1		小学校	校舎	RC	1	369	1971	S46	48	旧	済	-	H18	29	長寿命	B	A	A	B	B	92	構造計算21N/mm <sup>2</sup>
16	2	豊科北小学校	体育館棟	8-1		小学校	体育館	RC	1	1,193	1971	S46	48	旧	済	済	H18	27.7	長寿命	B	A	B	A	A	95	構造計算21N/mm <sup>2</sup>
17	2	豊科北小学校	ゴルフ場属棟	20		小学校	校舎	S	1	105	1995	H7	24	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75	
18	3	豊科東小学校	普通教室及び特別教室棟	1		小学校	校舎	RC	3	1,889	1980	S55	39	旧	済	済	H14	24.9	長寿命	B	B	A	A	A	91	構造計算21N/mm <sup>2</sup>
19	3	豊科東小学校	普通教室棟	2		小学校	校舎	RC	2	1,093	1981	S56	38	旧	済	済	H14	22.3	長寿命	B	B	A	A	B	88	構造計算21N/mm <sup>2</sup>
20	3	豊科東小学校	管理棟	3		小学校	校舎	RC	1	796	1981	S56	38	旧	済	済	H14	24.2	長寿命	B	B	A	A	B	88	構造計算21N/mm <sup>2</sup>
21	3	豊科東小学校	屋内運動場	4		小学校	体育館	RC	1	981	1981	S56	38	旧	済	済	H14	22	長寿命	C	B	A	B	B	85	構造計算21N/mm <sup>2</sup>
22	3	豊科東小学校	ゴルフ付属棟	8		小学校	校舎	S	1	67	1982	S57	37	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	B	B	B	75	
23	3	豊科東小学校	多目的室	10		小学校	校舎	S	1	87	2010	H22	9	新	-	-	-	-	長寿命	B	A	A	A	A	98	
24	4	穂高南小学校	教室棟	1		小学校	校舎	RC	1	1,392	1966	S41	53	旧	済	済	H16	21.4	長寿命	A	A	A	A	A	100	構造計算18N/mm <sup>2</sup>
25	4	穂高南小学校	管理棟	2-1		小学校	校舎	RC	1	323	1967	S42	52	旧	済	-	H16	20.4	長寿命	A	A	A	A	A	100	構造計算18N/mm <sup>2</sup>
26	4	穂高南小学校	視聴覚棟	3		小学校	校舎	RC	2	776	1967	S42	52	旧	済	済	H16	20.6	長寿命	A	A	A	A	A	100	構造計算18N/mm <sup>2</sup>
27	4	穂高南小学校	教室棟	4		小学校	校舎	RC	2	907	1967	S42	52	旧	済	済	H16	25.3	長寿命	D	C	C	C	C	37	構造計算18N/mm <sup>2</sup>
28	4	穂高南小学校	教室棟	5		小学校	校舎	RC	2	907	1967	S42	52	旧	済	済	H16	23.9	長寿命	D	C	C	C	C	29	構造計算18N/mm <sup>2</sup>
29	4	穂高南小学校	屋内運動場	7		小学校	体育館	RC	1	835	1967	S42	52	旧	済	済	H16	22.1	長寿命	B	A	A	A	A	98	構造計算18N/mm <sup>2</sup>
30	4	穂高南小学校	廊下	15-1		小学校	校舎	S	1	281	1968	S43	51	旧	済	済	-	-	長寿命	A	A	A	A	A	100	構造計算18N/mm <sup>2</sup>
31	4	穂高南小学校	廊下	15-2		小学校	校舎	S	1	158	1968	S43	51	旧	済	済	-	-	長寿命	B	C	C	C	C	60	構造計算18N/mm <sup>2</sup>
32	4	穂高南小学校	理科実験棟	18		小学校	校舎	RC	1	256	1974	S49	45	旧	済	-	H16	26.4	長寿命	A	A	A	A	A	100	構造計算22.5N/mm <sup>2</sup>
33	4	穂高南小学校	教室棟	19		小学校	校舎	RC	3	840	1976	S51	43	旧	済	-	H16	30.4	長寿命	D	C	C	C	C	37	構造計算22.5N/mm <sup>2</sup>
34	4	穂高南小学校	屋内運動場	20		小学校	体育館	S	2	1,641	1977	S52	42	旧	済	済	H16	23.3	長寿命	A	A	A	A	A	100	構造計算21N/mm <sup>2</sup>
35	4	穂高南小学校	教室棟	24		小学校	校舎	RC	1	276	1979	S54	40	旧	済	-	H16	22.2	長寿命	A	A	A	A	A	100	構造計算18N/mm <sup>2</sup>
36	4	穂高南小学校	教室棟	25		小学校	校舎	RC	2	345	1980	S55	39	旧	済	-	H16	21.1	長寿命	D	C	C	C	C	37	構造計算18N/mm <sup>2</sup>
37	4	穂高南小学校	ゴルフ棟1	41		小学校	校舎	RC	1	116	2015	H27	4	新	-	-	-	-	長寿命	B	A	A	A	A	98	
38	4	穂高南小学校	ゴルフ棟2	42		小学校	校舎	RC	1	58	2015	H27	4	新	-	-	-	-	長寿命	B	A	A	A	A	100	
39	4	穂高南小学校	渡り廊下	48		小学校	校舎	RC	1	209	2019	R元	0	新	-	-	-	-	長寿命	A	A	A	A	A	100	
40	5	穂高北小学校	教室棟	1-1		小学校	校舎	RC	2	1,355	1968	S43	51	旧	済	-	H18	28.6	長寿命	B	B	A	A	A	91	構造計算18N/mm <sup>2</sup>
41	5	穂高北小学校	教室廊下	1-2		小学校	校舎	S	2	412	2009	H21	10	新	-	-	-	-	長寿命	B	A	A	A	A	98	
42	5	穂高北小学校	家庭科室棟	2-1		小学校	校舎	RC	1	334	1968	S43	51	旧	済	-	H18	22.4	長寿命	B	A	A	A	A	98	構造計算21N/mm <sup>2</sup>
43	5	穂高北小学校	管理及び特別教室棟	4-1		小学校	校舎	RC	3	1,614	1969	S44	50	旧	済	済	H18	29.1	長寿命	D	A	A	A	A	72	構造計算22.5N/mm <sup>2</sup>
44	5	穂高北小学校	昇降口棟	5-1		小学校	校舎	RC	2	708	1969	S44	50	旧	済	-	H18	21	長寿命	C	C	A	A	A	78	構造計算21N/mm <sup>2</sup>
45	5	穂高北小学校	教室棟	6-1		小学校	校舎	RC	1	844	1969	S44	50	旧	済	-	H18	26.2	長寿命	C	C	A	A	A	78	構造計算22.5N/mm <sup>2</sup>
46	5	穂高北小学校	渡り廊下	13-1		小学校	校舎	S	1	403	1969	S44	50	旧	済	-	-	-	長寿命	A	A	C	A	A	92	
47	5	穂高北小学校	講堂棟	15		小学校	体育館	RC	2	899	1974	S49	45	旧	済	-	H18	25.5	長寿命	C	B	A	B	B	84	構造計算21N/mm <sup>2</sup>
48	5	穂高北小学校	ゴルフ管理棟	32		小学校	校舎	S	1	125	1991	H3	28	新	-	-	-	-	長寿命	C	A	B	B	B	79	
49	5	穂高北小学校	教室棟	34		小学校	校舎	RC	2	882	1991	H3	28	新	-	-	-	-	長寿命	D	B	B	B	B	70	
50	5	穂高北小学校	教室棟	38		小学校	校舎	S	2	552	2001	H13	18	新	-	-	-	-	長寿命	B	A	A	A	A	98	
51	5	穂高北小学校	教室棟	39																						

建物情報一覧表

■:築50年以上 ■:築30年以上 基準 2019

Ⓐ:概ね良好 Ⓑ:広範囲に劣化  
Ⓑ:部分的に劣化 ⓷:早急に対応する必要がある

通し番号	学校調査番号	施設名	建物名	棟番号	固定資産台帳番号	用途区分		構造	階数	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築年度	築年数	構造躯体の健全性			劣化状況評価			備考			
						学校種別	建物用途						耐震安全性	長寿命化判定	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度(100点満点)		
						西暦	和暦						基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度(N/mm <sup>2</sup> )	試算上の区分				
74	7	三郷小学校	ノール古用村尾地普通教室棟	13-1		小学校	校舎	S	1	210	2000	H12	19	新	-	-	-	-	長寿命	B A A A A A 98		
75	7	三郷小学校	普通教室棟	14-1		小学校	校舎	RC	2	928	1978	S53	41	旧	済	済	H10	25.6	長寿命	B C B C B 60	構造計算18N/mm <sup>2</sup>	
76	7	三郷小学校	普通教室棟	14-3		小学校	校舎	S	2	1,131	2002	H14	17	新	-	-	-	-	長寿命	B A A A A A 98		
77	7	三郷小学校	普通教室棟	14-4		小学校	校舎	S	2	210	2004	H16	15	新	-	-	-	-	長寿命	B A A A A A 98		
78	7	三郷小学校	屋内運動場	15		小学校	体育館	S	1	1,423	1979	S54	40	旧	済	済	-	-	長寿命	B A C C B 64		
79	7	三郷小学校	普通教室棟	16-1		小学校	校舎	RC	2	921	1982	S57	37	新	済	済	-	-	長寿命	B C B C B 60		
80	7	三郷小学校	特別教室棟	16-2		小学校	校舎	S	1	86	2002	H14	17	新	-	-	-	-	長寿命	B A A A A A 98		
81	7	三郷小学校	特別教室棟	16-3		小学校	校舎	S	1	82	2002	H14	17	新	-	-	-	-	長寿命	C A A A A A 95		
82	7	三郷小学校	特別教室棟	16-4		小学校	校舎	S	1	45	2002	H14	17	新	-	-	-	-	長寿命	C B A A A A 88		
83	8	堀金小学校	管理棟	32		小学校	校舎	RC	3	2,355	2005	H17	14	新	-	-	-	-	長寿命	C A A A A A 95		
84	8	堀金小学校	普通教室棟	33		小学校	校舎	RC	3	4,077	2005	H17	14	新	-	-	-	-	長寿命	B A A A A A 98		
85	8	堀金小学校	特別教室棟	34		小学校	校舎	RC	2	1,291	2005	H17	14	新	-	-	-	-	長寿命	B A A A A A 98		
86	8	堀金小学校	図書室棟	35		小学校	校舎	RC	1	459	2005	H17	14	新	-	-	-	-	長寿命	A A A A A A 100		
87	8	堀金小学校	地域交流センター	36		小学校	校舎	RC	2	287	2005	H17	14	新	-	-	-	-	長寿命	B A A A A A 98		
88	8	堀金小学校	児童遊場棟	37		小学校	校舎	RC	2	325	2005	H17	14	新	-	-	-	-	長寿命	B A A A A A 98		
89	8	堀金小学校	昇降口棟	38		小学校	校舎	RC	2	331	2005	H17	14	新	-	-	-	-	長寿命	C B A A A A 88		
90	8	堀金小学校	屋内運動場	41		小学校	体育館	RC	2	1,816	2005	H17	14	新	-	-	-	-	長寿命	B A A A A A 98		
91	8	堀金小学校	プール付属棟	42		小学校	校舎	RC	1	174	2005	H17	14	新	-	-	-	-	長寿命	B B A A A A 91		
92	9	朝南小学校	普通教室棟	13		小学校	校舎	RC	2	2,110	1989	H元	30	新	-	-	-	-	長寿命	A C B B B B 67		
93	9	朝南小学校	昇降口棟	14		小学校	校舎	RC	2	290	1989	H元	30	新	-	-	-	-	長寿命	A C B B B B 67		
94	9	朝南小学校	管埋特別教室棟	15		小学校	校舎	RC	2	1,696	1990	H2	29	新	-	-	-	-	長寿命	B C B B B B 65		
95	9	朝南小学校	屋内運動場	20		小学校	体育館	RC	1	1,000	2004	H16	15	新	-	-	-	-	長寿命	B A A A A A 98		
96	9	朝南小学校	プール付属棟	21		小学校	校舎	RC	1	89	2005	H17	14	新	-	-	-	-	長寿命	B A A A A B 95		
97	9	朝南小学校	特別支援学校高学年及び特別教室棟	22		小学校	校舎	RC	1	67	2007	H19	12	新	-	-	-	-	長寿命	B A A A A A 98		
98	10	明北小学校	高学年及び特別教室棟	15-1		小学校	校舎	RC	3	1,014	1971	S46	48	旧	済	済	H12	24.3	長寿命	B C B C C C 56	構造計算18N/mm <sup>2</sup>	
99	10	明北小学校	高学年及び特別教室棟	15-2		小学校	校舎	RC	3	1,059	1972	S47	47	旧	済	済	H12	24.3	長寿命	B C B B B B 65	構造計算18N/mm <sup>2</sup>	
100	10	明北小学校	管埋特別教室棟	16		小学校	校舎	RC	2	822	1972	S47	47	旧	済	済	H12	24.8	長寿命	B C B B B B 65	構造計算18N/mm <sup>2</sup>	
101	10	明北小学校	低学年棟	17		小学校	校舎	RC	2	517	1972	S47	47	旧	済	済	H12	22.7	長寿命	B C B B B B 65	構造計算18N/mm <sup>2</sup>	
102	10	明北小学校	屋内運動場	21		小学校	体育館	W	1	980	1996	H8	23	新	-	-	-	-	長寿命	B A B A B B 86		
103	10	明北小学校	プール付属棟	22		小学校	校舎	RC	1	86	2007	H19	12	新	-	-	-	-	長寿命	B A A A A A 98		
104	11	豊科南中学校	管埋及び特別教室棟	1		中学校	校舎	RC	2	1,588	1984	S59	35	新	-	-	-	-	長寿命	B C B B B B 65		
105	11	豊科南中学校	昇降口棟	2		中学校	校舎	RC	2	420	1984	S59	35	新	-	-	-	-	長寿命	B B B B B B 75		
106	11	豊科南中学校	特別教室棟	3		中学校	校舎	RC	3	884	1984	S59	35	新	-	-	-	-	長寿命	B B B B B B 75		
107	11	豊科南中学校	普通教室棟	4-1		中学校	校舎	RC	3	2,068	1984	S59	35	新	-	-	-	-	長寿命	B B B B B B 75		
108	11	豊科南中学校	屋内運動場	5		中学校	体育館	RC	1	1,027	1984	S59	35	新	-	-	-	-	長寿命	B B B B B B 75		
109	11	豊科南中学校	クラブハウス	6		中学校	体育館	RC	1	200	1984	S59	35	新	-	-	-	-	長寿命	B A B B B B 82		
110	11	豊科南中学校	プール付属棟	16		中学校	校舎	RC	1	180	1984	S59	35	新	-	-	-	-	長寿命	B B B B B B 75		
111	11	豊科南中学校	ミーティングルーム	20		中学校	校舎	S	1	245	1993	H5	26	新	-	-	-	-	長寿命	B A B B A A 85		
112	11	豊科南中学校	コンピューター室	23		中学校	校舎	S	1	180	2007	H19	12	新	-	-	-	-	長寿命	B A A A A A 98		
113	12	豊科北中学校	理及び特別教室棟	24		中学校	校舎	RC	2	1,958	1986	S61	33	新	-	-	-	-	長寿命	B B B B A A 78		
114	12	豊科北中学校	昇降口棟	25		中学校	校舎	RC	2	599	1986	S61	33	新	-	-	-	-	長寿命	A A B B B B 84		
115	12	豊科北中学校	普通教室及び特別教室棟	26		中学校	校舎	RC	3	3,843	1986	S61	33	新	-	-	-	-	長寿命	B B B B A A 78		
116	12	豊科北中学校	室内運動場	28		中学校	体育館	RC	2	1,639	1986	S61	33	新	-	-	-	-	長寿命	B B B B A A 78		
117	12	豊科北中学校	クラブハウス	29		中学校	体育館	RC	1	211	1986	S61	33	新	-	-	-	-	長寿命	B B B B A A 78		
118	12	豊科北中学校	プール付属棟	37		中学校	校舎	RC	1	200	1987	S62	32	新	-	-	-	-	長寿命	B C B B B B 65		
119	12	豊科北中学校	特別教室棟	40		中学校	校舎	S	1	235	2012	H24	7	新	-	-	-	-	長寿命	B A A A A A 98		
120	13	穂高東中学校	管理棟	33		中学校	校舎	RC	3	2,342	1981	S56	38	旧	-	-	-	-	長寿命	B A A A A A 98		
121	13	穂高東中学校	教室棟	34-1		中学校	校舎	RC	3	2,238	1981	S56	38	旧	-	-	-	-	長寿命	B A A A A A 98		
122	13	穂高東中学校	昇降口棟	35		中学校	校舎	RC	3	299	1981	S56	38	旧	-	-	-	-	長寿命	B A A A A A 98		
123	13	穂高東中学校	体育館棟	37		中学校	体育館	RC	2	1,969	1982	S57	37	新	-	-	-	-	長寿命	B B B B A A 82		
124	13	穂高東中学校	相談教室	46		中学校	校舎	S	1	312	1987	S42	52	旧	済	-	-	-	-	長寿命	C B C C C C 50	
125	13	穂高東中学校	特別教室棟	48		中学校	校舎	RC	3	1,694	1988	S63	31	新	-	-	-	-	長寿命	B B B B B B 75		
126	13	穂高東中学校	廊下	49		中学校	校舎	RC	2	225	1988	S63	31	新	-	-	-	-	長寿命	B B B B B B 75		
127	13	穂高東中学校	特別教室棟	50		中学校	校舎	RC	3	1,946	1989	H元	30	新	-	-	-	-	長寿命	B B B B B B 75		
128	13	穂高東中学校	更衣室	52		中学校	校舎	S	1	91	1989	H元	30	新	-	-	-	-	長寿命	B A B B B B 82		
129	13	穂高東中学校	講堂	54		中学校	体育館	RC	2	1,595	1990	H2	29	新	-	-	-	-	長寿命	B A B A B B 86		
130	13	穂高東中学校	講堂	55-1		中学校	体育館	RC	2	300	1990	H2	29	新	-	-	-	-	長寿命	B A B B B B 82		
131	13	穂高東中学校	講堂	55-2		中学校	体育館	RC	2	350	1990	H2	29	新	-	-	-	-	長寿命	B A B A A A 89		
132	14	穂高西中学校	校舎棟	1		中学校	校舎	RC	3	6,825	2000	H12	19	新	-	-	-	-	長寿命	B B A A A A 91		
133	14	穂高西中学校	講堂	2		中学校	体育館	S	1	1,269	2000	H12	19	新	-	-	-	-	長寿命	B A A A A A 98		
134	14	穂高西中学校	体育館棟	3-1		中学校	体育館	S	2	1,923	2000	H12	19	新	-	-	-	-				

## 建物情報一覧表

[■] 建50年以上 [■] 建30年以上 基準 2019

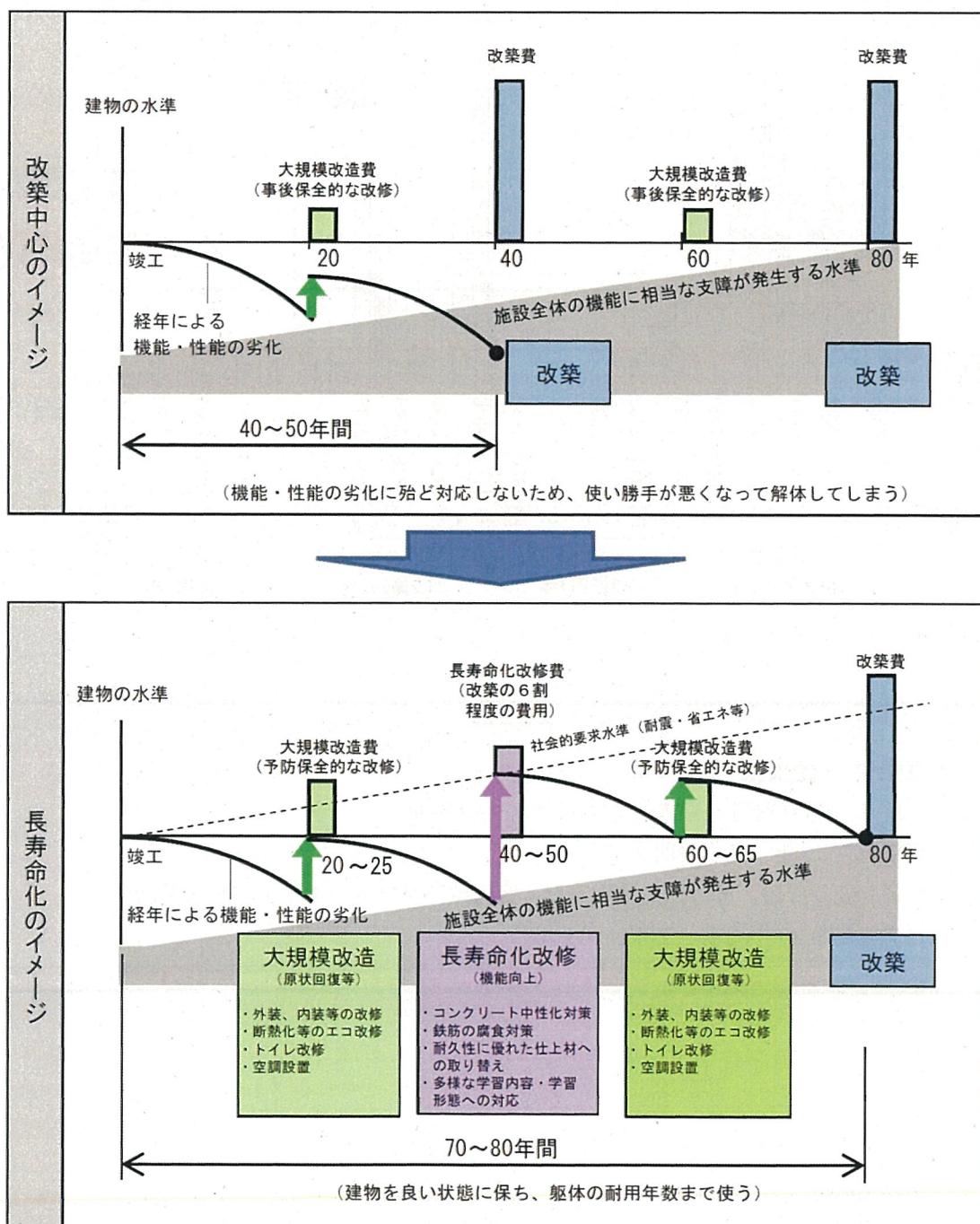
[A] 概ね良好 [C] 広範囲に劣化  
[B] 部分的に劣化 [D] 早急に対応する必要がある

通し番号	学校調査番号	施設名	建物名	棟番号	固定資産台帳番号	用途区分		構造	階数	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築年度	耐震安全性			長寿命化判定			構造躯体の健全性					劣化状況評価					備考
						学校種別	建物用途					基準	診断	補強	調査年度	算年数	圧縮強度(N/mm <sup>2</sup> )	試算上の区分	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度(100点満点)				
148	15	三郷中学校	昇降口棟	13		中学校	校舎	S	1	332	2006	H18	13	新	-	-	-	-	長寿命	B	A	A	A	A	98			
149	16	堀金中学校	講堂兼屋内運動場	14-1		中学校	体育館	S	2	1,485	1971	S46	48	旧	済	済	-	-	長寿命	C	C	A	A	A	78			
150	16	堀金中学校	普通教室・特別教室棟	15-1		中学校	校舎	RC	3	2,092	1983	S58	36	新	-	-	-	-	長寿命	C	B	B	B	B	72			
151	16	堀金中学校	渡り廊下	16-1		中学校	校舎	RC	2	119	1983	S58	36	新	-	-	-	-	長寿命	C	B	A	B	A	84			
152	16	堀金中学校	普通教室・特別教室棟	17-1		中学校	校舎	RC	2	1,219	1983	S58	36	新	-	-	-	-	長寿命	C	B	B	B	B	72			
153	16	堀金中学校	普通教室・特別教室棟	17-2		中学校	校舎	RC	2	373	1992	H4	27	新	-	-	-	-	長寿命	C	B	B	B	B	72			
154	16	堀金中学校	普通教室・特別教室棟	18-1		中学校	校舎	RC	2	1,279	1984	S59	35	新	-	-	-	-	長寿命	C	B	B	B	B	72			
155	16	堀金中学校	特別教室棟	18-2		中学校	校舎	RC	1	218	1984	S59	35	新	-	-	-	-	長寿命	C	B	A	A	A	88			
156	16	堀金中学校	渡り廊下	19		中学校	校舎	RC	2	138	1984	S59	35	新	-	-	-	-	長寿命	D	D	A	B	A	63			
157	16	堀金中学校	ブルー付属棟	20		中学校	校舎	RC	1	97	1984	S59	35	新	-	-	-	-	長寿命	C	C	B	B	B	62			
158	16	堀金中学校	特別支援教室	24		中学校	校舎	S	1	95	2012	H24	7	新	-	-	-	-	長寿命	B	A	A	A	A	98			
159	17	明科中学校	教室棟	13		中学校	校舎	RC	3	1,927	1985	S60	34	新	-	-	-	-	長寿命	C	O	B	B	B	62			
160	17	明科中学校	管理教室棟	14		中学校	校舎	RC	2	2,012	1985	S60	34	新	-	-	-	-	長寿命	C	C	B	B	B	62			
161	17	明科中学校	特別教室棟	15		中学校	校舎	RC	2	1,513	1986	S61	33	新	-	-	-	-	長寿命	B	O	B	B	B	65			
162	17	明科中学校	ランチルーム	16		中学校	校舎	RC	1	505	1986	S61	33	新	-	-	-	-	長寿命	B	O	B	B	B	65			
163	17	明科中学校	屋内運動場	18		中学校	体育館	W	2	1,206	1999	H11	20	新	-	-	-	-	長寿命	C	B	B	A	B	75			
164	18	穗高幼稚園	保育棟・昇降口・管理棟	4-1		幼稚園	校舎	S	1	937	1972	S47	47	旧	済	済	-	-	長寿命	B	B	A	A	A	91			
165	18	穗高幼稚園	保育棟	4-2		幼稚園	校舎	S	1	198	1987	S62	32	新	-	-	-	-	長寿命	B	B	A	A	A	91			
166	18	穗高幼稚園	厨房	8		幼稚園	校舎	S	1	70	2000	H12	19	新	-	-	-	-	長寿命	B	A	A	A	A	98			

## 2) 学校施設の長寿命化計画のイメージ

従来の維持管理では建物に深刻な劣化や故障などの不具合が表面化してから改修を行ってきました。このため、不具合が表面化した部分の対応にとどまり、建物の劣化を抑制できなかったことで、RC造の校舎の改築は、全国平均40年となっています。

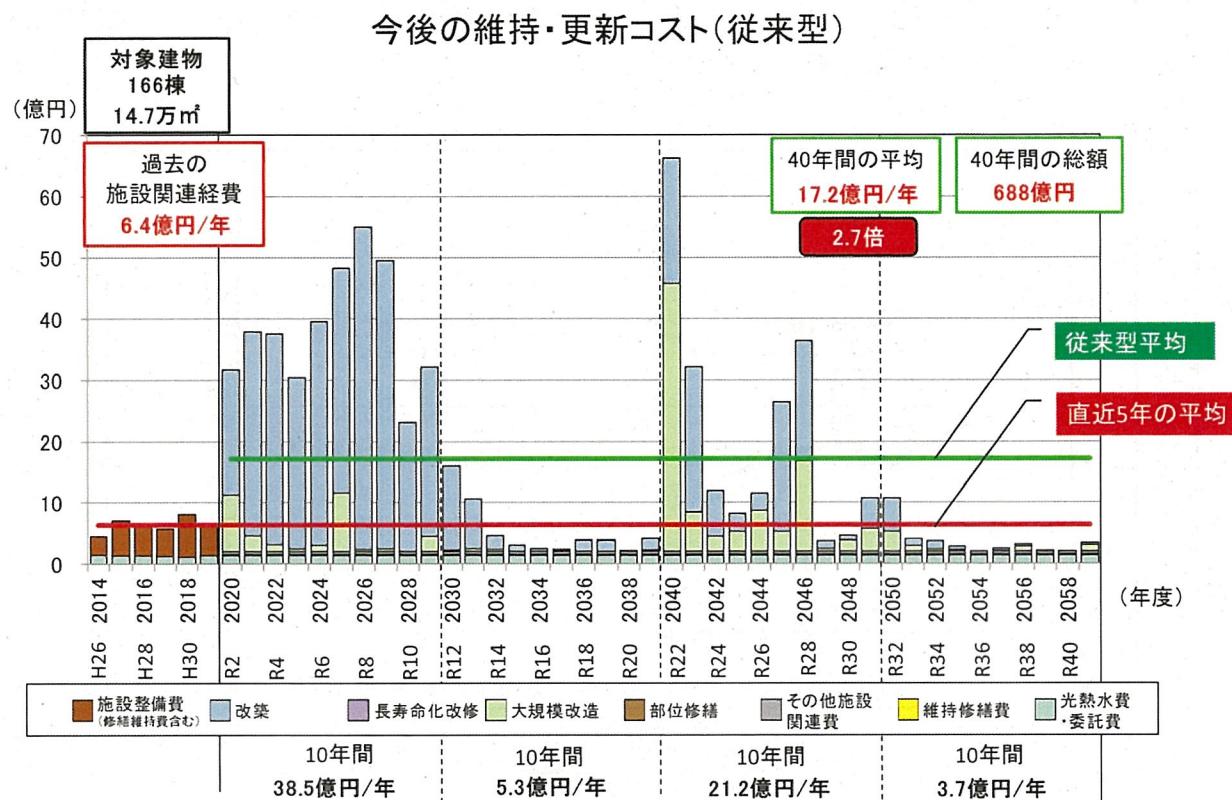
今後は下記表に示す部位別の標準耐用年数を基本として、竣工後約25年で機能回復の大規模改修を行い、耐用年数の中間期程度となる約50年で機能向上のための長寿命化改修を行います。その後、約15年で再び大規模改修などを行い、目標耐用年数の約80年で建物の建て替えを行います。



文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」に基づき作成

### 3) 今後の維持・更新コスト（従来型）

学校施設においては、文部科学省資料ではRC造の改築までの全国平均年数が40年であることから、建設後40年後の耐用年数で建て替えをした場合、今後40年間のコストは688億円（17.2億円/年）かかると試算されます。これは直近5年間の施設関連経費6.4億円/年の2.7倍になります。特に今後10年間に建て替え等集中しこの期間は38.5億円/年と試算されます。

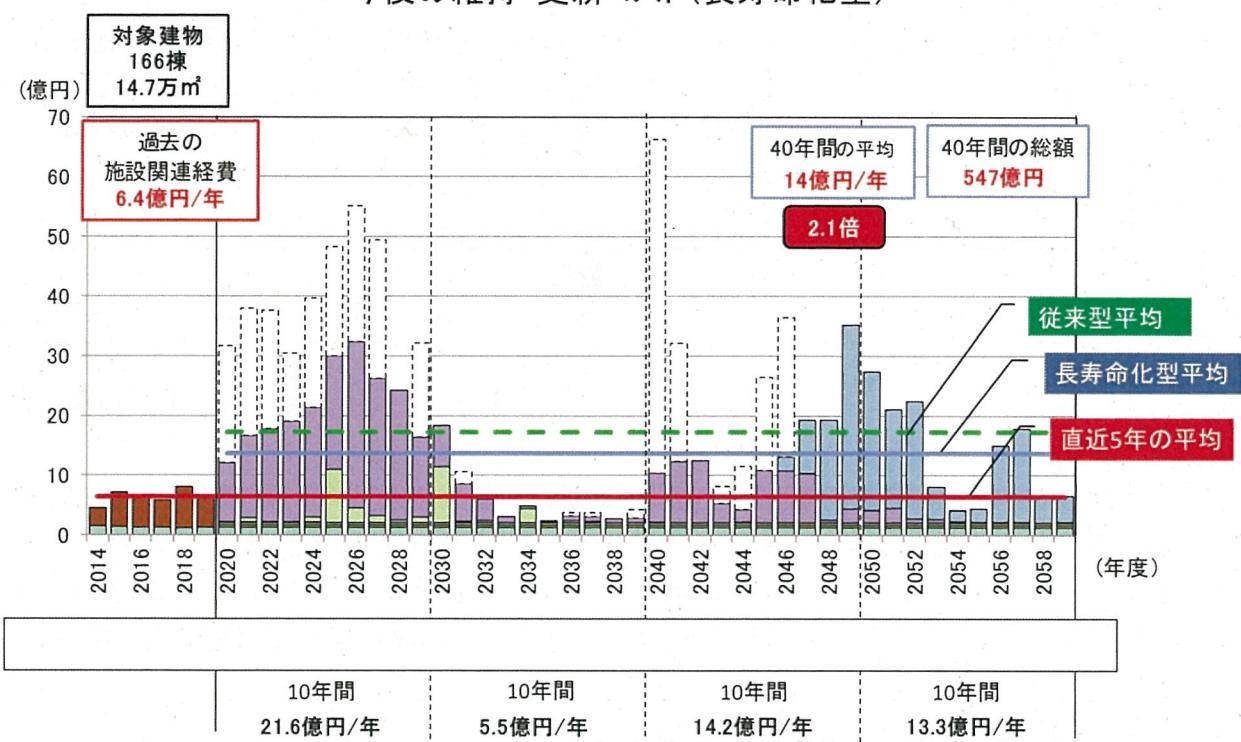


#### 4) 今後の維持・更新コストの把握（長寿命化型）

今後学校施設の建て替えによる費用集中を避け、将来の費用を縮減していくため、大規模改修等により 80 年に建物を長寿命化した場合、今後 40 年間の維持・更新コストは総額約 547 億円（14 億円/年）となり、従来の建て替え中心の場合 688 億円（17.2 億円/年）より総額 141 億円（3.2 億円/年）の減額となり、約 20% の縮減と試算されます。

しかし、直近 5 年間の投資的経費 6.4 億円/年の 2.1 倍のコストが必要となるため、施設の長寿命化対策のみならず、将来の児童・生徒数を考慮した校舎数の適正化についても引き続き検討していく必要があります。

今後の維持・更新コスト(長寿命化型)



#### コスト試算条件（長寿命型）

基準年度：2019 年（試算期間：基準年の翌年度から 40 年間）

改築：更新周期<改築、要調査 50 年><長寿命 80 年>

工事期間 2 年

長寿命化改修：改修周期<長寿命 40 年> 工事期間 3 年

大規模改修：実施年数 25 年周期

単価設定：改築単価 330,000 円／m<sup>2</sup>（公共施設等更新費用試算ソフトの学校施設更新単価）

長寿命化改修は改築単価の 60%、大規模改修は改築単価の 25%

## 第4章 学校施設整備の基本的な方針等

### 1) 学校施設の規模・配置計画等の方針

#### 1) 学校施設の長寿命化計画の基本方針

公共施設等総合管理計画の施設類型別方針 【学校】	当市の課題として、公共施設の約4割を占める学校施設のうち、建築後40年以上を経過した各校舎が保有面積の約3割を占めるなど、老朽化が深刻です。また、学校施設は合併前の旧町村において、ほぼ同時期に建築されているため、更新時期が集中するという問題もあります。 このため、適切な点検と、予防的な修繕を実施することで、施設の長寿命化を図り、コストを抑えながら建て替え同等の教育環境を確保するとともに、更新時期を分散させ費用の平準化を図ります。
-----------------------------	---



学校施設の長寿命化計画の基本方針	今後、長寿命化改良が可能な建物は80年の長寿命化を図ります。 児童・生徒及び職員に安全安心で質の高い教育環境を提供するとともに、持続可能な財政運営を目指すために、長寿命化改良の範囲・規模については、将来の児童・生徒数の見込みに基づき、適切な規模や仕様を検討します。
------------------	---

#### 2) 学校施設の規模・配置計画等の方針

学校施設の老朽化、児童・生徒数の減少、少子高齢化及び厳しい財政状況などにより、既存の施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

1施設1機能ではなく、余裕教室を放課後児童クラブへ転用など、子育てと親和性の高い機能との複合化を検討し、施設の有効活用を図ります。

## 2 改修等の基本的な方針

### 1) 長寿命化の方針

学校施設を常に健全な状態に保ち、安全安心で快適な教育環境を維持するためには、施設の定期的な点検の実施や老朽化や機能の低下が生じる前に予防的な修繕を行うことで従来の事後保全での整備と比較して施設を長く使用することができるため、「学校施設の長寿命化」を図るうえで「計画保全」の考え方方が重要になります。

学校施設整備について、改築を中心とした従来型から、新築後 25 年程度経過後に機能回復のための大規模改修等、中間期（新築後 40～50 年）に長寿命化改修、その後も建物の部位ごとの更新周期を勘案し、築年スパンで予防保全的な改修を計画的に行うなど、計画保全による建物の長寿命化（建て替え年数 80 年）に切り替え、部位改修を併用した整備を行います。

### 2) 目標使用年数、改修周期の設定

目標耐用年数は、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」が提案する算定式や施設使用の限界年数の考え方を参考に、下表のとおり設定します。

なお、学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き（平成 27 年 4 月文部科学省）では「適正な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には 70～80 年程度、さらに技術的には 100 年以上持たせるような長寿命化も可能であるとされています。

#### ◎構造に応じた目標耐用年数

目標耐用年数		
鉄筋コンクリート造 鉄骨・鉄筋コンクリート 造	鉄骨・ブロック造	木造（小規模建物）
80 年	60 年	40 年

### 建築全体の望ましい目標耐用年数の級

	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄骨造		ブロック造 れんが造	木造		
			重量鉄骨					
	高品質の場合	普通品質の場合	高品質の場合	普通品質の場合				
学校・庁舎	Y100以上	Y60以上	Y100以上	Y60以上	Y40以上	Y60以上		
住宅・事務所・病院	Y100以上	Y60以上	Y100以上	Y60以上	Y40以上	Y60以上		
店舗・旅館・ホテル	Y100以上	Y60以上	Y100以上	Y60以上	Y40以上	Y60以上		
工場	Y40以上	Y25以上	Y40以上	Y25以上	Y25以上	Y25以上		

建築物の耐久計画に関する考え方 ((社) 日本建築学会) より

### 建築全体の望ましい目標耐用年数の級

	目標耐用年数		
	代表値	範囲	下限値
Y150	150年	120～200年	120年
Y100	100年	80～120年	80年
Y60	60年	50～80年	50年
Y40	40年	30～50年	30年
Y25	25年	20～30年	20年
Y15	15年	12～20年	12年
Y10	10年	8～12年	8年
Y6	6年	5～8年	5年
Y3	3年	2～5年	2年

建築物の耐久計画に関する考え方 ((社) 日本建築学会) より

☆算定式☆ 学校施設の耐用年数算定式は下記式により求められます。

(建築物の耐久計画に関する考え方 ((社) 日本建築学会) より)

$$Y = Y_S \times A \times B \times C \times D \times E \times F \times G \times H$$

仮定条件

$$= 60 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.5 \times 1.0 \times 0.9$$

$$= 81 \text{ 年}$$

Y : 耐用年数 Y<sub>S</sub> : 標準耐用年数 = 60

A : コンクリート種類 (普通コンクリート = 1.0 軽量コンクリート = 0.95)

B : セメント種類 (ポルトランドセメント = 1.0 高炉セメント A = 0.85 高炉セメント B = 0.8)

C : 水セメント比 (65% = 1.0 60% = 1.2 55% = 1.5)

D : 被り厚さ (20mm = 0.25 30mm = 0.56 40mm = 1.0 50mm = 1.56)

E : 外壁仕上げ材 : (無 = 0.5 複層塗装材 = 1.0 モルタル 15mm 以上 = 1.5 タイル = 3.0)

※ただし 15mm 以上の増し打ちをしているものは打ち放してもモルタル 15mm 以上塗ったものと同等扱います

F : コンクリートの施工状況 (通常の施工 = 1.0 入念な施工 = 1.5)

G : 建物維持保全の程度 (劣化後も補修しない = 0.5 劣化部分を補修する = 1.0)

H : 地域 (一般 = 1.0 凍結融解を受ける地域 = 0.9 海岸 = 0.8)

・改修周期

建物を構成する主要な部位や材質に応じた耐用年数の目安があります。建築物の長寿命化を図るため、更新周期（年数）は個別の仕様や材料により異なるため、下表に示す通り部位に応じて一定の幅を持たせる方針とします。

部位別改修周期

項目		標準耐用年数
建築	外壁	20～30年
	屋上防水	20～30年
電気	受変電設備	30年
	電灯設備	20年
機械	空調設備	20～30年
	給水設備	30年

資料：建築物のライフサイクルコスト（一般財団法人 建築保全センター）参照

## 第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

### 1 改修等の整備水準

文部科学省は「学校施設の長寿命化計画策定の手引」において、「改修（特に長寿命化改修）の実施にあたっては、単に数十年前の建築時の状態に戻すのではなく、構造体の長寿命化やライフラインの更新等により建物の耐久性を高めるとともに、省エネルギー化や多様な学習形態による活動が可能となる環境の提供など、現代の社会的な要請に応じるための改修を行うことが重要である」としています。

長寿命化改修において配慮すべき性能として、安全安心に学べる教育環境の他に、バリアフリー化、トイレの洋式化、指定避難所としての防災機能の役割が考えられ、ニーズや費用等を勘案しながら整備を進めていきます。

### 2 維持管理の項目・手法等

効率的、効果的な保全を行うためには、その判断材料となる点検業務を確実に行っていくことが重要です。本市の学校施設では下記表で示す点検業務を着実に実施し、活用していきます。また、施設の基礎情報や保守記録とあわせ、点検結果の情報を集積し、一元的に管理していきます。

学校施設の点検業務一覧		
項目	実施目的、事業内容	頻度
建築基準法12条点検	建築基準法第12条に基づく、建築物及び建築設備の点検	3年に1度
防火設備点検	シャッターの動作及び動作制御盤やシャッターと連動している煙感知器の保守点検	毎年
消防用設備点検	消防法に規定される設備、機器（制御盤や感知器、消火栓設備）の保守点検	毎年
昇降機保守点検	乗用エレベーターの保守点検	毎年
自家用電気工作物点検	自家用電気工作物の保安管理	毎年
プール施設点検	水泳プール循環器等の点検	毎年
高架水槽・受水槽清掃点検	学校の飲料水を清潔に保つための清掃・点検	毎年
トイレ衛生器具清掃	尿石除去作業・清掃	毎年
改修・修繕	建物および設備などの寿命を延ばすために実施する	随時

## 第6章 長寿命化の実施計画

### 1 改修等の優先順位付けと実施計画

長寿命化改修等の優先順位については、各棟の建築年度及びコンクリート圧縮強度を確認した結果から構造躯体の健全性に問題が無いことから、令和元年度に実施した劣化状況評価を基に棟ごとにグループ分けを行い総合的に判断しました。

長寿命化の実施計画として、長寿命化改修工事の計画はグループ1からグループ3までの3つに分類し整理しました。

グループ1については概ね15年以内に改修が必要な施設です。

グループ2については概ね30年以内に改修が必要な施設です。

グループ3については劣化状況を注視していく施設です。

なお、本実施計画は、学校施設の老朽化、児童・生徒数を考慮し、棟ごとに見直しを図ります。

大規模改修及び部位修繕については、経年劣化による損耗、機能低下に対する経年で整理しており、屋根、外壁及びトイレなどの水回りを集中的に改修する計画です。

なお、長寿命化改良と大規模改修の施工の年数が近い場合は、長寿命化改良を優先して実施します。

#### ○長寿命化改良事業の対象となる建物

- ・次の条件を全て満たす建物を事業の対象とする
- ア 建築後40年以上経過したもの
- イ 今後30年以上使用する予定のもの
- ウ 構造体の劣化状況等について調査を行い、その結果、国が定める長寿命化改修の工事内容が必要であると学校設置者が判断するもの。
- エ コンクリート強度や不同沈下量、校地環境の安全性等の観点から、長期的に使う事が適切と学校設置者が判断するもの。

グループ1																
学校名	建物名	台帳枚番	面積 m <sup>2</sup>	築年数	改修名	備考	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	T00点満点(健全度)	健全度平均	優先順位		
穗高南小学校	教室棟	4	907	52	改築	H19大規模改造	D	C	C	C	C	37	40.3	-		
	教室棟	5	907	52	改築	H19大規模改造	D	D	C	C	C	29				
	廊下	15-2	158	51	部位修繕	H17大規模改造	B	A	C	C	C	60				
	教室棟	19	840	43	改築	H19大規模改造	D	C	C	C	C	37				
	教室棟	25	345	39	改築	H19大規模改造	D	C	C	C	C	37				
豊科南小学校	特別教室棟	1-1	2340	51	長寿命化	H16大規模改造	C	B	C	C	D	46	45.1	1		
	管理特別教室棟	1-2	2620	50	長寿命化	H16大規模改造	C	B	C	C	D	46				
	教室棟	2-1	1277	50	長寿命化	H16大規模改造	C	B	C	C	C	50				
	教室棟	2-2	636	43	長寿命化	H16大規模改造	D	C	C	C	C	37				
明北小学校	高学年及び特別教室棟	15-1	1014	48	部位修繕	H5大規模改造	B	C	B	C	C	56	62.8	2		
	高学年及び特別教室棟	15-2	1059	47	部位修繕	H6大規模改造	B	C	B	B	B	65				
	管理及び特別教室棟	16	822	47	部位修繕	H7大規模改造	B	C	B	B	B	65				
	低学年棟	17	517	47	部位修繕	H6大規模改造	B	C	B	B	B	65				
三郷小学校	普通教室棟	1	1,432	51	長寿命化	H11大規模改造	C	C	B	C	B	57	63.6	3		
	音楽室	2-1	148	51	長寿命化	H11大規模改造	C	C	B	C	A	60				
	音楽室	2-2	95	50	長寿命化	H11大規模改造	C	C	B	C	A	60				
	音楽準備室	2-3	18	50	長寿命化	H11大規模改造	C	C	B	C	B	57				
	管理教室棟	3	1706	50	長寿命化	H11大規模改造	C	A	B	B	B	79				
	特別教室棟	5-1	1603	50	長寿命化	H11大規模改造	C	A	B	B	B	79				
	特別教室棟	6-1	236	50	長寿命化		B	A	C	C	B	64				
	特別教室棟	6-2	132	44	長寿命化		B	A	C	C	C	60				
	特別教室棟	6-3	84	44	長寿命化	S60大規模改造	B	A	C	C	C	60				
	普通教室棟	14-1	928	41	長寿命化	H11大規模改造	B	C	B	C	B	60				
明科中学校	屋内運動場	15	1423	40	長寿命化	H28非構造部材耐震化	B	A	C	C	B	64	65.9	4		
	普通教室棟	16-1	921	37	長寿命化	H11大規模改造	B	C	B	C	B	60				
	教室棟	13	1927	34	長寿命化		C	C	B	B	B	62				
	管理教室棟	14	2012	34	長寿命化		C	C	B	B	B	62				
明南小学校	特別教室棟	15	1513	33	長寿命化		B	C	B	B	B	65	66.4	5		
	ランチルーム	16	505	33	長寿命化		B	C	B	B	B	65				
	屋内運動場	18	1206	20	長寿命化		C	B	B	A	B	75				
三郷中学校	普通教室棟	13	2110	30	大・中規模改修		A	C	B	B	B	67	67.5	6		
	昇降口棟	14	290	30	大・中規模改修		A	C	B	B	B	67				
	管理特別教室棟	15	1696	29	大・中規模改修		B	C	B	B	B	65				
三郷中学校	管理教室棟	1-1	955	43	部位修繕	H17大規模改造	C	C	A	A	B	75	67.5	6		
	管理教室棟廊下	1-4	140	14	大・中規模改修		B	C	B	A	A	71				
	特別教室棟	2-1	1874	43	大・中規模改修		C	C	C	C	C	40				
	普通教室棟	3-1	2385	43	部位修繕	H17大規模改造	B	D	A	A	C	65				
	特別教室棟	4-1	210	42	部位修繕	H6大規模改造	C	B	B	B	A	75				
	特別教室棟	4-2	869	43	部位修繕	H4大規模改造	C	B	B	B	B	72				
	プール更衣室	7	135	48	部位修繕	H11改修工事H23配管改修	C	A	B	B	C	75				

※1 劣化状況評価の健全度平均が低い校舎を学校ごとにまとめ、優先順位を付けています。

※2 各校舎等の健全度が 80 以上の建物はグループ 3 以降に別途位置付けています。

グループ2

学校名	建物名	台帳 枝番	面積 (m <sup>2</sup> )	築年数	改修名	備考	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	T00点満点)	健全度平均	
穗高東中学校	相談教室	46	312	52	修繕OR解体		C	B	C	C	C	50	68.8	
	特別教室棟	48	1894	31	大・中規模改修		B	B	B	B	B	75		
	廊下	49	225	31	大・中規模改修		B	B	B	B	B	75		
	特別教室棟	50	1946	30	大・中規模改修		B	B	B	B	B	75		
堀金中学校	講堂兼屋内運動場	14-1	1485	48	部位修繕	H29非構造部材耐震化	C	C	A	A	A	78	70.1	
	普通教室・特別教室棟	15-1	2092	36	部位修繕	H16大規模改修	C	B	B	B	B	72		
	普通教室・特別教室棟	17-1	1219	36	部位修繕	H16大規模改修	C	B	B	B	B	72		
	普通教室・特別教室棟	17-2	373	27	大・中規模改修		C	B	B	B	B	72		
	管理・特別教室棟	18-1	1279	35	大・中規模改修		C	B	B	B	B	72		
	渡り廊下	19	138	35	大・中規模改修		D	D	A	B	A	63		
	プール付属棟	20	97	35	部位修繕	H16大規模改修	C	C	B	B	B	62		
豊科南中学校	管理及び特別教室棟	1	1588	35	大・中規模改修		B	C	B	B	B	65	73.3	
	昇降口棟	2	420	35	大・中規模改修		B	B	B	B	B	75		
	特別教室棟	3	884	35	大・中規模改修		B	B	B	B	B	75		
	普通教室棟	4-1	2068	35	部位修繕	H4大規模改造	B	B	B	B	B	75		
	屋内運動場	5	1027	35	大・中規模改修		B	B	B	B	B	75		
	プール付属棟	16	180	35	大・中規模改修		B	B	B	B	B	75		
	豊科北小学校	プール付属棟	20	105	24	大・中規模改修		B	B	B	B	B	75	75.0
穗高西小学校	豊科東小学校	プール付属棟	8	67	37	部位修繕	H26設備等改修	B	B	B	B	B	75	75.0
	教室棟	1-1	2,060	33	部位修繕	H23大規模改造	B	B	B	B	B	75	75.0	
	管理特別教室棟	2-1	3,126	33	部位修繕	H24大規模改造	B	B	B	B	B	75		
	講堂	4	1,000	33	部位修繕	H27大規模改造	B	B	B	B	B	75		
	管理及び特別教室棟	4-1	1,614	50	部位修繕	H21大規模改造	B	D	A	A	A	72		
	昇降口棟	5-1	708	50	部位修繕	H21大規模改造	C	C	A	A	A	78		
	教室棟	6-1	844	50	部位修繕	H21大規模改造	C	C	A	A	A	78		
穗高北小学校	プール管理棟	32	125	28	大・中規模改修		C	A	B	B	B	79	75.2	
	教室棟	34	882	28	大・中規模改修		D	B	B	B	B	70		
	管理及び特別教室棟	24	1958	33	大・中規模改修	H28・29トイレ改修	B	B	B	B	A	78		
	普通教室及び特別教室棟	26	3843	33	大・中規模改修	H27・28トイレ改修	B	B	B	B	A	78		
	室内運動場	28	1639	33	部位修繕	H27防災機能強化 トイレ改修	B	B	B	B	A	78		
	クラブハウス	29	211	33	大・中規模改修		B	B	B	B	A	78		
	プール付属棟	37	200	32	大・中規模改修		B	C	B	B	B	65		

グループ3

学校名	建物名	台帳 枝番	面積 (m <sup>2</sup> )	築年数	改修名	備考	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全点 満点 T o o	健全度平均
豊科南小学校	屋内運動場	14	1,228	18		H28非構造部材耐震化	A	A	A	A	A	100	100.0
	プール付属棟	15	132	12			A	A	A	A	A	100	
	教室棟	16	498	8			A	A	A	A	A	100	
豊科北小学校	高学年棟	1-1	1,449	49		H21大規模改造	B	A	A	A	A	98	91.9
	高学年棟	1-2	1,237	48		H21大規模改造	B	B	A	A	A	91	
	特別教室棟	2-1	640	48		H22大規模改造	B	A	B	B	B	82	
	廊下	2-2	301	48			A	A	A	B	A	97	
	音楽室等	3-1	640	48		H5大規模改造	B	A	A	B	A	95	
	管理棟	4-1	1,133	48		H23大規模改造	B	B	A	B	A	87	
	低学年棟	6	376	48		H23大規模改造	B	A	A	B	B	92	
	低学年棟	7-1	369	48		H23大規模改造	B	A	A	B	B	92	
豊科東小学校	体育館棟	8-1	1,193	48		H30非構造部材耐震化	B	A	A	B	A	95	89.7
	普通教室及び特別教室棟	1	1,889	39			B	B	A	A	A	91	
	普通教室棟	2	1,093	38		H16女子トイレ新設	B	B	A	A	B	88	
	管理棟	3	796	38			B	B	A	A	B	88	
	屋内運動場	4	981	38	部位修繕	H26非構造部材耐震化	C	B	A	A	B	85	
穂高南小学校	多目的室	10	87	9			B	A	A	A	A	98	99.4
	教室棟	1	1,392	53		H30長寿命化	A	A	A	A	A	100	
	管理棟	2-1	323	52		R1長寿命化	A	A	A	A	A	100	
	視聴覚棟	3	776	52		H5大規模改造	A	A	A	A	A	100	
	屋内運動場	7	835	52		H28非構造部材耐震化	B	A	A	A	A	98	
	廊下	15-1	281	51		R1長寿命化	A	A	A	A	A	100	
	理科室棟	18	256	45		H2大規模改造	A	A	A	A	A	100	
	屋内運動場	20	1,641	42		R1非構造部材耐震化	A	A	A	A	A	100	
	教室棟	24	276	40		H30長寿命化	A	A	A	A	A	100	
	プール棟1	41	116	4			B	A	A	A	A	98	
	プール棟2	42	58	4			B	A	A	A	A	98	
	渡り廊下	48	209	0		R1長寿命化	A	A	A	A	A	100	
穂高北小学校	教室棟	1-1	1,355	51		H21大規模改造	B	B	A	A	A	91	93.6
	教室棟廊下	1-2	412	10			B	A	A	A	A	98	
	家庭科室棟	2-1	334	51		H21大規模改造	B	A	A	A	A	98	
	渡り廊下	13-1	403	50	部位修繕	H21大規模改造	A	A	A	C	A	92	
	講堂棟	15	899	45	部位修繕	H26非構造部材耐震化	C	B	A	B	A	84	
	教室棟	38	552	18			B	A	A	A	A	98	
	教室棟	39	457	16			B	A	A	A	A	98	
	便所棟	40	75	22			B	A	B	B	B	82	
	昇降口	42	89	10			A	A	A	A	A	100	
	教室棟	43	1,201	10			B	A	A	A	A	98	
穂高西小学校	屋内運動場	44	1,340	10		H30非構造部材耐震化	B	B	A	A	A	91	86.9
	管理特別教室棟	2-2	243	14			B	A	A	A	A	98	
	昇降口棟	3	710	33			B	A	B	B	A	85	
	屋内運動場	5	700	33		H30非構造部材耐震化	B	A	B	B	B	82	
三郷小学校	プール占用付属室	9	72	32			B	A	B	B	B	82	91.6
	管理教室棟	3	1,706	50			B	A	B	B	B	82	
	昇降口	4	718	50		H11大規模改造	A	A	B	B	A	87	
	屋内運動場	7	745	50	部位修繕	H29非構造部材耐震化	B	A	B	C	A	81	
	プール占用付属棟	13-1	210	19			B	A	A	A	A	98	
	普通教室棟	14-3	1,131	17			B	A	A	A	A	98	
	普通教室棟	14-4	210	15			B	A	A	A	A	98	
	特別教室棟	16-2	86	17			B	A	A	A	A	98	
	特別教室棟	16-3	82	17	部位修繕		C	A	A	A	A	95	
	特別教室棟	16-4	45	17	部位修繕		C	B	A	A	A	88	

堀金小学校	管理棟	32	2,355	14	部位修繕			A	A	A	A	95	95.9
	普通教室棟	33	4,077	14		H19内部整備工事	B	A	A	A	A	98	
	特別教室棟	34	1,291	14			B	A	A	A	A	98	
	図書室棟	35	459	14		H19内部整備工事	A	A	A	A	A	100	
	地域交流センター棟	36	287	14			B	A	A	A	A	98	
	共同調理場渡り廊下棟	37	325	14			B	A	A	A	A	98	
	昇降口棟	38	331	14	部位修繕			B	A	A	A	88	
	屋内運動場	41	1,816	14		R1非構造部材耐震化	B	A	A	A	A	98	
	プール付属棟	42	174	14		H19内部整備工事	B	B	A	A	A	91	
明南小学校	屋内運動場	20	1,000	15		H29非構造部材耐震化	B	A	A	A	A	98	96.9
	プール付属棟	21	89	14			B	A	A	A	B	95	
	特別支援学級	22	67	12			B	A	A	A	A	98	
明北小学校	屋内運動場	21	980	23		R1非構造部材耐震化	B	A	B	A	B	86	91.7
	プール付属棟	22	86	12			B	A	A	A	A	98	
豊科南中学校	クラブハウス	6	200	35			B	A	B	B	B	82	88.4
	ミーティングルーム	20	245	26			B	A	B	B	A	85	
	コンピューター棟	23	180	12			B	A	A	A	A	98	
豊科北中学校	昇降口棟	25	599	33			A	A	B	B	B	84	91.2
	特別教室棟	40	235	7			B	A	A	A	A	98	
穂高東中学校	管理棟	33	2,342	38		H24大規模改造	B	A	A	A	A	98	89.3
	教室棟	34-1	2,238	38		H25大規模改造	B	A	A	A	A	98	
	昇降口棟	35	299	38		H24大規模改造	B	A	A	A	A	98	
	体育館棟	37	1,969	37		H28非構造部材耐震化	B	A	B	B	B	82	
	更衣室	52	91	30			B	A	B	B	B	82	
	講堂	54	1,595	29		H27非構造部材耐震化	B	A	B	A	B	86	
	講堂	55-1	300	29			B	A	B	B	B	82	
	講堂	55-2	350	29		H27非構造部材耐震化	B	A	B	A	A	89	
穂高西中学校	校舎棟	1	6,825	19			B	B	A	A	A	91	95.9
	講堂	2	1,269	19		H30非構造部材耐震化	B	A	A	A	A	98	
	体育館棟	3-1	1,923	19		H29非構造部材耐震化	B	A	A	A	A	98	
	体育館棟	3-2	486	19		H29非構造部材耐震化	B	A	A	A	A	98	
	体育館棟	3-3	226	19			B	A	A	A	A	98	
	プール更衣室	4	154	19			A	B	A	A	A	93	
三郷中学校	普通教室棟	3-2	450	36	部位修繕	H17大規模改造	B		A	A	A	81	93.6
	特別教室棟	4-4	129	9			B	A	A	A	A	98	
	講堂	12	1,397	18		H28非構造部材耐震化	B	A	A	A	A	98	
	昇降口棟	13	332	13			B	A	A	A	A	98	
堀金中学校	渡り廊下	16-1	119	36	部位修繕	H16大規模改修		B	A	B	A	84	90.0
	特別教室棟	18-2	218	35	部位修繕	H16大規模改修		B	A	A	A	88	
	特別支援教室	24	95	7			B	A	A	A	A	98	
穂高幼稚園	保育棟・昇降口・管理棟	4-1	937	47			B	B	A	A	A	91	93.1
	保育棟	4-2	198	32			B	B	A	A	A	91	
	厨房	8	70	19			B	A	A	A	A	98	

## 2 長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果～維持・更新の課題と今後の方針

改築から長寿命化に転換した場合でも年平均14億円の事業費が必要となる事から、中長期的な財政負担や整備費用の平準化を考慮し、下記の通り今後15年間の長寿命化や改築等のコストについて整理・検討しました。

### <整理・検討事項>

- ・原則改築を行わず長寿命化改修で対応し、それまでの間は大規模改造・部位修繕にて対応。
- ・今回調査で劣化度がD・C判定となった屋上防水や外壁の部位修繕を優先的に実施。
- ・各学校の長寿命化改修の実施時期が重複しないように検討。
- ・長寿命化改修が10年以内に予定されている場合、大規模改造は実施しない。

## 第7章 長寿命化計画の継続的運用方針

### 1 情報基盤の整備と活用

事業の推進に当たり、学校施設を適切に管理していくため、過去の改修・修繕履歴など各施設の状態を情報として蓄積し、適宜更新していくことが重要となります。常に最新の情報を一元管理するように運営します。

### 2 推進体制等の整備

学校施設長寿命化計画を継続的に運用していくために、各関係担当と連携し、全庁的な体制で取り組んでいくものとします。

また、学校施設の維持管理については、教職員による日常点検や管理用務委託による各種点検報告書を活用して、不具合箇所の早期把握と修繕対応を実施します。

### 3 フォローアップ

本計画に掲げる各事業の実施時期・内容については、補助事業の採択等財源や社会情勢の変化等の事情をふまえ、隨時見直しを行い可能なものから実施を図るものとします。

また、事業の進捗状況、劣化調査などの結果を反映しながら定期的な見直しを行うとともに、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で適宜必要な見直しを行うものとします。

## 【教育委員会定例会提出資料】

<b>議案第 6 号</b>	教育部 文化課
令和 2 年 3 月 26 日提出	(課長) 那須野雅好 (担当) 財津達弥

タイトル	安曇野市誌編さん委員会設置要綱の制定について
決定を要する事項の内容	要綱案の承認
要旨	市誌編さんの基本方針、編集方針、その他事業推進に関することなど、事業推進のための委員会を設置するものです。
説明	<p>史資料の散逸を防ぎ、習俗や伝承、景観、地域の成り立ちを物語る文化遺産を後世に伝える取組みとして市誌を刊行するため、安曇野市誌編さん委員会を設置し、基本方針、編集方針、その他事業推進に関することなどについて検討します。</p> <p>1. 要綱の名称 安曇野市誌編さん委員会設置要綱</p> <p>2. 施行日 令和 2 年 4 月 1 日</p>

## 議案第 号

### 安曇野市誌編さん委員会設置要綱(案)

#### (設置)

第1条 市誌編さん事業を推進するため、安曇野市誌編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 市誌編さんの基本方針の策定に関すること。
- (2) 市誌編さんの編集方針に関すること。
- (3) その他市誌編さん事業の推進に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内とし、学識を有する者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

2 委員会の委員の任期は、第2条第1項第1号から第3号に規定する任務が終了するまでとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 委員長が必要あると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

#### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会教育部文化課において処理する。

#### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、必要な事項は、教育委員会が定める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示による最初の委員会の会議は、第4条第1項の規定に関わらず、教育長が招集する。
- 3 この告示は、市誌編さん事業終了の日限り、その効力を失う。

令和2年3月26日提出

安曇野市教育長 橋渡 勝也

## 【教育委員会定例会提出資料】

<b>議案第7号</b>	教育部 文化課
令和2年3月26日提出	(課長) 那須野雅好 (担当) 三澤新弥

タイトル	任期満了に伴う美術資料等選定委員会委員の選任について
決定を要する事項の内容	委員の選任に係る協議
要旨	<p>令和2年3月31日で任期満了となる美術資料等選定委員会委員を、令和2年4月1日付で任命する。</p> <p>任期は、令和2年4月1日～令和4年3月31日。</p> <p>【安曇野市博物館条例抜粋】</p> <p>第23条 博物館資料を適正かつ円滑に収集するため、安曇野市美術資料等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。</p> <p>第25条 選定委員会は、美術品及び美術館運営に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する5人以内の委員で組織する。</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
説明	<p>1 選任する委員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 氏名： 笹本正治（再任） 住所： 松本市大村 備考： 再任、県立歴史館長</li> <li>○ 氏名： 伊藤正大（再任） 住所： 飯綱町豊野 備考： 再任、美術評論家</li> <li>○ 氏名： 征矢野久茂（再任） 住所： 安曇野市穂高有明 備考： 再任、洋画家</li> <li>○ 氏名： 岸野圭作（再任） 住所： 安曇野市三郷温 備考： 再任、日本画家</li> <li>○ 氏名： 大竹永明（再任） 住所： 松本市波田 備考： 再任、松本市教育委員会文化財課長 元松本市美術館学芸員</li> </ul> <p>2 任期： 令和2年4月1日～令和4年3月31日</p>

## 【教育委員会定例会提出資料】

<b>議案第8号</b>	教育部 文化課
令和2年3月26日提出	(課長) 那須野雅好 (担当) 山下泰永

タイトル	任期満了に伴う文化財保護審議会委員の選任について
決定を要する事項の内容	委員の選任に係る協議
要旨	<p>令和2年3月31日で任期満了となる文化財保護審議会委員を、令和2年4月1日付で任命する。</p> <p>任期は、令和2年4月1日～令和4年3月31日</p> <p>【安曇野市文化財保護条例抜粋】</p> <p>(審議会)</p> <p>第11条 法第190条の規定に基づき、安曇野市文化財保護審議会を置く</p> <p>2 審議会の委員は、5人とし、文化財に関する学識を有する者の中から教育委員会が委嘱する。</p> <p>3 特定の事項を審議する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 審議会に会長を置き、委員が互選する。</p> <p>6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。</p>
説明	<p>1 選任する委員</p> <p>1 氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大澤 慶哲 専門：郷土史 (再任) 安曇野市明科中川手 104-1</li> <li>・倉石 あつ子 専門：民俗 (再任) 安曇野市穂高有明 5944-81</li> <li>・梅干野 成央 専門：建築 (再任) 長野市若里 4-17-1 信州大学工学部</li> <li>・百瀬 新治 専門：考古 (再任) 安曇野市堀金烏川 152-50</li> <li>・松田 貴子 専門：自然 (新任) 松本市旭 1-9-13</li> </ul>

【教育委員会定例会提出資料】

<b>議案第 10 号</b>	教育部 各課
令和 2 年 3 月 26 日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	学校教育課 後援 1 件 文化課 共催 2 件 後援 3 件 (詳細 別紙)

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

(定義)

第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の収集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第 1 項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

学校教育課 共催・後援台帳(令和元年度3月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認(専決)	承認(承認)	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 30 30	H 29 29	H 28 28	所管課 意見
35	R2.3.17	学校教育	日本情報科教育学会第13回全国大会	日本情報科教育学会 佐藤 茂太郎	日本情報科教育学会	後援	教育振興・発展のため。	3月17日	令和2年7月4日(土)・5日(日)	—	—	—	—	松本大学5号館	本学会では、「情報技術を教える普及の時代」から「情報の意味を理解し活用する時代」へと量から質への転換期を迎えるにあたり、新時代における情報科教育の展開と深化を議論するために開催することを目的とする。	口頭発表予定数40件、基調講演(西野和典会長(九州工業大学))、特別講演(兼宗准教授(大阪電気通信大学))。ワークショップ予定4教室40件。デモ発表予定20件。	—	—	—	基準第3条第2項ににより可

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和元年度3月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (固本)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 30	H 29	H 28	所管課 意見
96	令和2年3月6日	文化	魔法の美術館 2020	株式会社 野放送	事業局長 小宮山 弘	株式会社 長野放送 /スキー パスト	後援	広く一般に周知し多くの方々に来場していただきたいため。	3月1日	令和2年7月17日(金) ～9月6日(日)	月	上田市立美術館	日	最新のコンピュータ技術を用いた新しいタイプの展覧会の体験を通じ、アートの可視性に対する関心を深めることとする。	作品と遊びながらアート感覚を育むことができる体験型アート展を開催。世代を超えて同じ価値で楽しめ、すべての人がある魔力にかかるように体験できる。入場料()は前売券代金:大人1,100円(900円)、3歳～中学生700円(500円)	取扱基準第3条第2項により可	-	-	-	-
100	令和2年3月6日	文化	第35回 安曇野市早春祭音楽祭＝本ステージ	早春祭実行委員会	西山紀子	安曇野市文化振興に寄与する事業に協力で取り組むため。広く周知したいため。	共催	早春祭実行委員会・早春祭合唱会	3月6日	令和2年5月31日(日)	月	穗高会館 講堂	日	音楽を愛好する者が一同に音楽を演奏・鑑賞・心を合わせ歌い合う場を創造する。美しい安曇野の文化向上のためを安曇野市は無料	早春祭合唱団他、多数の合唱団が集つて早春祭や他の曲を演奏する。特別ゲストに日本童謡協会の童謡歌手のみなさんを迎え、童謡の魅力を安曇野の空に響かせる。入場料:800円(前売500円)(小中高生は無料)	○○○	○	○	○	
102	令和2年3月12日	文化	連弾フェスティバル	Crescere(クレッセー ル)	山添美希	Crescere(クレッセー ル)	後援	安曇野市にお住まいの方から広く参加を募りたいため。	3月12日	令和2年8月9日(日)	月	安曇流学習センターみらい	日	ピアノ教室や学校、年齢、性別、性別など異なる方を対象に出演者を募集し演奏時間1分以内で演奏する。出演料:1組6,000円	安曇野市在住または在勤で連弾を楽しんでいる方を対象に出演者を募集し演奏する。出	-	-	-	-	

教育部 文化課 共催・後援合帳(令和元年度3月定例会協議事項)

<b>報告第2号</b>	教育部 学校教育課
令和2年3月26日提出	(課長) 平林 洋一 (担当係長) 太田 雅史

タイトル	新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業に伴う教育課程変更にかかる要請書
決定を要する事項の内容	要請書の報告
要旨	新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業に伴い、感染を防ぐ効果が見込まれるもの保護者や学校現場から不安や戸惑いの声が上がっており、教育課程においては未指導の学習内容があるという実態があるため、子ども・保護者・教職員等の不安を解消するための対応を要請するもの。
説明	<p>1 要請者 長野県教職員組合 執行委員長</p> <p>2 要請先 安曇野市教育委員会 教育長</p> <p>3 要請内容 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業に伴う子ども・保護者・教職員等の不安を解消するための対応を要請するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程等についての配慮</li> <li>・全国学力・学習状況調査については、参加しないこと等</li> </ul> <p>※参照：添付の要請書</p> <p>⇒3月17日文部科学省より4月16日実施予定であった全国学力・学習状況調査の同日の実施取りやめと、令和2年度中に実施するか否かについては、今後改めて検討する旨の通知あり。</p> <p>※参照：令和2年度全国学力・学習状況調査について（通知）</p>

安曇野市教育委員会  
教 育 長 様



2020年 3月 10日

長野県教職員組合  
執行委員長 宮田 弘則

写

## 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業に伴う 教育課程変更にかかる要請書

日頃より教育の発展にむけ、ご尽力されていることに深く敬意を表します。

さて、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が決定されました。また、「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉の臨時休業」(事務次官通知、3月28日)が発出され、3月2日(月)から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業が要請されました。これを受け、市町村教育委員会により休業が決定され、実施されているところです。

新型コロナウイルス感染症対策として、すべての学校を休業することで、子ども・教職員や保護者、地域の方々への感染を防ぐ効果が見込まれるもの、突然の休業に保護者や学校現場から、不安や戸惑いの声が上がっています。とりわけ、教育課程に関わっては、未指導の学習内容があるという実態があります。

つきましては、子ども・保護者・教職員等の不安を解消するための対応をしていただきたく、下記について要請します。

### 記

#### 1 教育課程等について

- (1) 臨時休業終了後、補充授業や補習等を行う場合は児童生徒や教職員の負担となるないよう配慮してください。
- (2) 新年度に補充授業等を行うことが想定されるので新年度の教育課程が過密になることがないよう各学校の実態に応じて柔軟な教育課程編成とするよう配慮してください。
- (3) 文部省事務連絡(2月28日)「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休業に伴う教育課程関係の参考情報について」で示された内容について学校および教職員に周知してください。  
とりわけ、以下の項目については十分に周知をしてください。
  - ・「標準授業時数を下回った場合においても、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされません」
  - ・「今般の臨時休業に伴い、卒業を迎える学年の児童生徒が授業を十分受けることができなかつた場合には、必要に応じ、進学先の学校に当該児童生徒の学習状況を共有する」
  - ・「進学先の学校においては、共有された情報を踏まえて必要に応じて補充的な学習などの個に応じた指導を行う等の配慮」
  - ・「卒業を迎える学年以外の児童生徒が授業を十分受けることができなかつた場合には、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要に応じて、次年度に補充のための授業として前学年の未指導分の授業を行うことも考えられる」

#### 2 全国学力・学習状況調査について

上記1により、次年度に補充授業等が行われ年度当初の教育課程の変更が想定されます。また、1ヶ月余りの長期休業後の子どもたちの心身への配慮が必要です。これらを踏まえ、教育活動が落ち着いた環境で実施できるよう、4月に実施予定の全国学力・学習状況調査については、参加しないことを含めて対応を検討してください。

以上

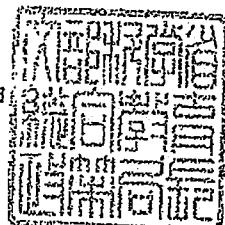


元文科教第975号  
令和2年3月17日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事  
構造改革特別区域法第12条第1項 殿  
の認定を受けた地方公共団体の長  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学省総合教育政策局長

浅田和伸



(印影印刷)

### 令和2年度全国学力・学習状況調査について（通知）

令和2年度全国学力・学習状況調査については、「令和2年度全国学力・学習状況調査の実施について」（令和元年12月16日付け元文科教第574号文部科学事務次官通知）において4月16日に調査を実施予定としておりましたが、3月2日から春季休業の開始日までの間の新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業の影響を考慮し、同日の実施は取りやめることとしましたので、お知らせします。今後の取扱いにつきましては、令和2年度中に実施するか否かも含め、今後改めて検討し、あらかじめ十分な時間的余裕をもって決定し通知することいたします。

については、都道府県教育委員会におかれでは域内の市町村教育委員会及び調査に關係する所管の学校に対して、市町村教育委員会におかれでは調査に關係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれでは調査に關係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれでは調査に關係する域内の学校設置会社等に対して、国立大学法人学長におかれでは調査に關係する附属学校に対して、速やかに、御周知いただくようお願いします。

<本件担当>

総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話：03-5253-4111（内線3726）

令和2年3月26日開催  
安曇野市教育委員会3月定例会  
報告第2号 追加資料(当日配布)

安曇野市教育委員会  
教育長様



2020年3月25日

長野県教職員組合

執行委員長 宮田 弘則

## 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業に伴う 「全国学力・学習状況調査の今後の取扱い」にかかる要請書

日頃より教育の発展にむけ、ご尽力されていることに深く敬意を表します。

また、今般、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業が実施され、それに伴う学校現場の様々な課題への対応にあたっておられますことに感謝申し上げます。

さて、3月10日付けで貴教育委員会に「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業に伴う教育課程変更にかかる要請書」を送付し、教育課程に関わる対応を求めたところです。

その後、文科省は3月17日付けで、「令和2年度全国学力・学習状況調査について(通知)」を県教委へ通知し、各市町村教委への周知がされています。この中では、「一斉臨時休業の影響を考慮し、4月16日の実施は取りやめること」「今後の取扱いにつきましては、令和2年度中に実施するか否かも含め、今後改めて検討し、あらかじめ十分な時間的余裕をもって決定し通知する」とされています。

また、同日付けの文科省事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業及び春季休業期間に関するQ&Aの送付について(3月17日時点)」では、①各学校の教育活動の状況、②学校・教育委員会関係者の意見、③新たな日程で実施できるかをふまえて検討し、学校現場に対し、あらかじめ十分な時間的余裕をもって決定・公表する予定としています。

学校現場では一斉臨時休業に伴い、3月に計画した教育課程について未指導の内容が残されている実態があります。子どもたちの学習権の保障は切実な課題です。4月以降に未指導分の授業を行うために各学校・教員に最大限の裁量を保障し、個別の実態に応じた無理のない計画で教育課程の編成をする必要があります。また、約1カ月に及ぶ休業後の子どもたちの心身の安定をはかり、教育活動が落ち着いた環境で実施できるようにすることが何よりも求められます。全国学力・学習状況調査の4月実施は見送られたものの、その後についても学校ごとに既に教育活動の計画が立てられており、一律に実施期日を設定することは困難です。これらを踏まえれば、20年度の全国学力・学習状況調査は中止とすることが妥当ではないかと考えます。

つきましては、子どもたちの学習権の保障、学校現場の子どもたち・保護者・教職員の不安を解消し、落ち着いた学習環境をつくるために対応をしていただきたく、下記について要請します。

### 記

- 1 学校現場の実情を踏まえ、20年度の全国学力・学習状況調査を中止するよう文部科学省・長野県教育委員会へ意見具申をしてください。
  - ・4月以降に未指導分について補充・補完授業等が行われ教育課程の変更が想定されます。
  - ・各学校では既に新年度の計画が決められていて、時期を変更しても一律の実施日を設定することは困難です。
  - ・1カ月余りの長期休業後の子どもたちの心身への配慮が必要です。
  - ・子どもたちと向き合う時間を確保し、教育活動を落ち着いた環境で実施できることを最優先すべきです。
- 2 実施される場合は市町村教委の判断で調査に参加しないことを検討してください。

以上

## 【教育委員会定例会提出資料】

<b>報告第3号</b>	教育部 生涯学習課
令和2年3月26日提出	(課長) 白井 隆昭 (担当係長) 白井 直美

タイトル	安曇野市社会教育委員の選任について
報告を要する事項の内容	安曇野市社会教育委員の選任に係る報告
要旨	<p>社会教育委員の任期が令和2年3月31日をもって満了するため、令和2年4月1日から令和4年3月31日までを任期とする委員を選任します。</p> <p>【社会教育法抜粋】</p> <p>第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。</p> <p>2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。</p> <p>【安曇野市社会教育委員設置条例抜粋】</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、本市に安曇野市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>(定数等)</p> <p>第2条 委員の定数は、12人以内とする。</p> <p>2 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校教育及び社会教育の関係者</li> <li>(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</li> <li>(3) 学識経験のある者</li> </ul> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
説明	<p>○委嘱する者 別紙のとおり 12名</p> <p>交付日：令和2年4月1日</p> <p>任期：令和4年3月31日まで</p>

安曇野市社会教育委員

任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

◎安曇野市社会教育委員設置条例に基づき任期は2年、委員の定数は12人以内

※社会教育法第15条第2項により教育委員会が委嘱する。

No	氏名	選出区分	再・新	職歴関係	地域
1	高橋 みち子	社会教育関係者	再	豊科芸術文化協会会員 安曇野いけばな協会副会長	豊科
2	山崎 浩	社会教育関係者	新	豊科東小学校わいわいランドコーディネーター 豊科公民館サポート委員	
3	鳥羽 将司	社会教育関係者	新	前新屋地区公民館長 前豊科公民館サポート委員	
4	荻原 義重	学校教育関係者	再	元教員	穂高
5	筒井 年恵	学校教育関係者	新	元教員	
6	柿本 豊	社会教育関係者	新	元警察官 元狐島区公民館長	
7	千國 寛一	社会教育関係者	再	元安曇野市代表監査員 元一日市場区長	三郷
8	山崎 敦子	学校教育関係者	再	元教員	
9	猿田 みさ子	社会教育関係者	新	元安曇野市職員	堀金
10	丸山 明男	社会教育関係者	再	前堀金地区区長会長	
11	浅見 郁子	社会教育関係者	再	前明科公民館長	明科
12	幅 修一	学校教育関係者	再	元教員	

## 【教育委員会定例会提出資料】

<b>報告第4号</b>	教育部 生涯学習課
令和2年3月26日提出	(課長) 白井 隆昭 (担当係長) 白井 直美

タイトル	安曇野市公民館運営審議会委員の選任について
報告を要する事項の内容	安曇野市公民館運営審議会委員の選任に係る報告
	公民館運営審議会委員の任期が令和2年3月31日をもって満了するため、令和2年4月1日から令和4年3月31日までを任期とする委員を選任します。
要旨	<p>【社会教育法抜粋】</p> <p>第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。</p> <p>【安曇野市公民館条例抜粋】</p> <p>(公民館運営審議会の設置)</p> <p>第14条 中央公民館に、社会教育法第29条の規定により安曇野市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(審議会の組織)</p> <p>第15条 審議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する15人以内の委員で組織する。</p> <p>(1) 学校教育の関係者            (2) 社会教育の関係者            (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者            (4) 学識経験者</p>
説明	<p>○委嘱する者            別紙のとおり 13名            交付日：令和2年4月1日            任 期：令和4年3月31日まで</p>

安曇野市公民館運営審議会委員

任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

◎安曇野市公民館条例に基づき任期は2年、委員の定数は15人以内

※社会教育法第30条に基づき教育委員会が委嘱する。

No	氏名	選定区分	再・新	職歴関係	地域
1	羽重 曜雄	社会教育関係者	再	新田区長 前新田地区公民館長	豊科
2	安藤 登志子	社会教育関係者	新	前豊科地域芸術文化協会会长 現副会長	
3	狭間 政信	社会教育関係者	新	元田沢地区公民館長 豊科公民館サポート委員	
4	西川 則子	社会教育関係者	再	元中央公民館報記者	穂高
5	神谷 哲彦	学校教育関係者	新	元教員	
6	望月 芳雄	社会教育関係者	再	元神田町地区公民館長	
7	田中 吉弘	社会教育関係者	再	牧地区公民館長	三郷
8	鈴木 敏雄	社会教育関係者	再	元安曇野市人権教育推進委員会副委員長 元東小倉地区公民館長	
9	閑 晏弘	社会教育関係者	再	三郷芸術文化協副会长	
10	高橋 清美	社会教育関係者	再	堀金芸術文化協会会长 中信地区調理師会会长	堀金
11	佐々木 重昭	社会教育関係者	再	臼井吉見文学館友の会 事務局長	
12	栗幅 宣吉	家庭教育の向上	再	明南小放課後子ども教室コーディネーター	明科
13	三好 さき子	社会教育関係者	再	元宮本地区公民館長	

<b>報告第5号</b>	教育部 生涯学習課
令和2年3月26日提出	(課長) 白井 隆昭 (担当係長) 白井 直美

タイトル	安曇野市人権教育推進委員会委員補欠委員の委嘱について
報告を要する事項の内容	安曇野市人権教育推進委員会委員補欠委員の委嘱に係る報告
要旨	<p>安曇野市人権教育推進委員会設置規則第3条により、団体から推薦された者を「安曇野市人権教育推進委員会委員」に委嘱したので報告します。</p> <p>【安曇野市人権教育推進委員会設置規則抜粋】</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 安曇野市における人権教育の推進を図るため、安曇野市人権教育推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 この委員会は、次に掲げる事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 人権教育の推進・徹底に関すること。</li> <li>(2) 各地域における人権教育推進組織の育成・強化に関すること。</li> <li>(3) 各人権教育推進組織相互の連携に関すること。</li> </ul> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、各区及び団体等から推薦され、教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。<u>ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>
説明	<p>○理由 民生児童委員の一斉改選に伴うもの（選出団体：民生児童委員協議会）</p> <p>○委嘱した者 布山 昌徳 氏 任期：令和2年3月31日まで。 交付の日：令和元年12月1日（人権教育推進委員会 小委員会時） (前任者：小松 善嗣 氏)</p>

<b>報告第6号</b>	教育部 生涯学習課・文化課
令和2年3月26日提出	文化課 (課長) 那須野雅好 (担当) 財津達弥、奈良澤一恵 生涯学習課 (課長) 白井隆昭 (担当) 白井直美

タイトル	文化課附属施設館長の選任(新任・転任)について
決定を要する事項の内容	館長人事の報告
要旨	貞享義民記念館、安曇野市堀金図書館、安曇野市明科図書館長の館長を、令和2年4月1日付で選任(新任・転任)する。 <b>【貞享義民記念館条例抜粋】</b> 第4条 記念館に館長その他必要な職員を置くことができる。 <b>【安曇野市図書館条例抜粋】</b> 第3条 図書館及び分館に館長その他必要な職員を置く。
説明	1 任用根拠 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員  2 任期 令和2年4月1日～令和3年3月31日  <input type="radio"/> 貞享義民記念館長(新任) 氏名: 中村 真市(なかむら しんいち)  <input type="radio"/> 安曇野市堀金図書館長(転任) 氏名: 伊藤 和子(いとう かずこ)  <input type="radio"/> 安曇野市明科図書館長(新任) 氏名: 青木 泰治(あおき やすじ)

## 公民館・文化施設館長一覧(直営施設)

所属	氏名	担当業務	R2 任用根拠	R1 任用根拠	備考
生涯学習課	鈴木 桂子	豊科公民館長、公民館運営総括	会計年度任用職員	非常勤特別職	再任
	中田 光男	穂高公民館長、公民館運営総括	会計年度任用職員	非常勤特別職	再任
	藤松 伸二郎	三郷公民館長、公民館運営総括	会計年度任用職員	非常勤特別職	再任
	山田 賢一	堀金公民館長、公民館運営総括	会計年度任用職員	非常勤特別職	再任
	安井 邦夫	明科公民館長、公民館運営総括	会計年度任用職員	非常勤特別職	再任
文化課	原 明芳	豊科郷土博物館長、豊科郷土博物館事業総括	会計年度任用職員	非常勤特別職	再任
	中村 真市	貞享義民記念館長、貞享義民記念館事業総括	会計年度任用職員	非常勤特別職	新任
	平沢 重人	文書館長兼臼井吉見文学館長、文書館事業総括、臼井吉見文学館総括	会計年度任用職員	非常勤職員	再任
	高嶋 俊明	穂高交流学習センター所長兼中央図書館長、施設管理運営総括	再任用職員	再任用職員	再任
	遠藤 正志	豊科交流学習センター所長兼豊科図書館長、施設管理運営総括	会計年度任用職員	非常勤職員	再任
	金子 孝	三郷交流学習センター所長兼三郷図書館長、施設管理運営総括	会計年度任用職員	非常勤職員	再任
	伊藤 和子	堀金図書館長、図書館管理運営総括	会計年度任用職員	非常勤職員	転任
	青木 泰治	明科学習館長兼明科図書館長、施設管理運営総括	会計年度任用職員	非常勤職員	新任

<b>報告第7号</b>	教育部 各課
令和2年3月26日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	学校教育課 1件 生涯学習課 4件 文化課 4件 (詳細別紙)

## ○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

## (定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

## (審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいづれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の収容予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

## (教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

学校教育課 共催・後援台帳(令和元年度3月定例会事決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 30	H 29	H 28	所管課 意見
34	R2.3.10	学校不登校フォーラム 教育	学校法人日生学園 青山高等学校 長岡島義信	学校法人日生学園 青山高等学校 長岡島義信	学生学園 青山高等學校 高島	後援	不登校生を抱える 保護者への働き かけを、教育委 員会の後援を受 けけることで更に 広めでいきたい。	3月10日	令和2年7 月18日 (土) 19日 (日)	専決	学校 主催	○	3月13日	松本商工会議 館301会議室・JA長野 県ビル(12F 会議室)	不登校生を抱えておられ る家庭(保護者)の現状 のあり方や、保護者とし て子どもと向かい合う心 の持ち方、または将来へ の不安の解消。	不登校を経験した生徒 の体験発表やインタ ビューを通じて、不登校 克服への糸口や解決策 などを、不登校生を抱えて おられる家庭のあり方や お子供との信頼関係の築 き方などについて話をす る。	○	○	○	基準第3 項 第2号び 第4条第 1号によ り可

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(令和元年度3月定例会事決報告事項)

受付日	所管	件名	申請者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 30 29 28	H 30 29 28	所管 課 意見
105 R2.2.14	社会教 育担当	第6回安曇野市 歯科口腔保健市 民公開講座	佐野 文 佐野 秀 歯科医師会	教育施設への ボランティア 希望	後援	2 月 12 日 (土)	令和2年 6月13日 ○	過去 承認	○	2 月 19 日	安曇野市役 所本庁舎4 階大会議室	信州大学医学部歯科口腔 外科 粟田浩教授の講演 演題「口腔と全身の関わりー 特定健診・歯科健診で見え たことー」	基準 第3 21頁 及び 第4 22頁に より 可	基準 第3 21頁 及び 第4 22頁に より 可	基準 第3 21頁 及び 第4 22頁に より 可		
106 R2.2.18	社会教 育担当	CoderDojo安曇 野	CoderDojo安 曇野 審原 寛 行	CoderDojo安 曇野	後援	2 月 17 日 ～令和3 年3月31 日までの 毎日第3 土曜日	令和2年 4月1日 ～令和3 年3月31 日までの 毎日第3 土曜日	過去 承認	○	2 月 19 日	AzuminoCo working(安 曇野コワーキ ングスペース)	プログラミン 的思考(論理的 思考力や創造性、問題解決 能力)を育む。IT人材の不足 を補うため等の育成をはじめ の関係者との交流をはか る。	基準 第3 21頁 及び 第4 22頁に より 可	基準 第3 21頁 及び 第4 22頁に より 可	基準 第3 21頁 及び 第4 22頁に より 可		
107 R2.2.19	スポーツ 推進 担当	第27回安曇野市 卓球大会	安曇野卓球 連盟 会長 西 村義夫	安曇野卓 球連盟	後援	2 月 19 日 (日)	令和2年 3月8日 ○	過去 承認	○	2 月 25 日	豊科勤労者 総合体育場 施設	初心者を含め、安曇野し 初代イース部員の交流により 競技を深めると共に、卓球 技術の向上を図る。	安曇野市内に居住又は通勤 する30歳以上の女性が参 加。 競技方法: 団体戦。3~4人 でチームを構成し、3ダブル スによる予選リーグ及び決 勝リーグ。チームは統べ5 チームマッチで行う。参加 料: 1人1,000円	基準 第3 21頁 及び 第4 22頁に より 可	基準 第3 21頁 及び 第4 22頁に より 可	基準 第3 21頁 及び 第4 22頁に より 可	

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(令和元年度3月定例会事決報告事項)

受付日	所管	件名	申請者 (団体)	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 30 29 28	H 30 29 28	所管課 意見
108.3.9	スポーツ 担当	第37回安曇野少年野球大会 年野球(軟式野球中学校)	豊科野球クラブ 伊藤哲也	伊藤 国務局 事務官 石川也	後援	市内6校を含む17チームが参加し、教育普及向上に寄与するものであります。後援を申請します。	令和2年 5月3日 (日)予選 トーナメント、4日 (月)予選 リーグ、 【予備日】 5日(火)	3月9日 後援	○	過去 承認	○	3月11日 後援	県民豊科運動広場、 科北中学校、他市内中学 校グラウンド(全6会 場)	競技方法:県内外の17の中 学生チームによる予選リーグ 及び決勝トーナメント。 参加人数:約350人 参加料:チーム5,000円	○○○	○○○	基準 第3条第 2項及 び第4 条第 24号に より可	

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和元年度3月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(固体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決理由	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 30	H 29	H 28	所管課意見
97	令和2年3月6日	文化	安曇野市日本舞踊室	高木 美春	安曇野市日本舞踊連盟	後援	安曇野市内の小学生に広く周知したいため	令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水) *日程は別添のとおり	2月20日	過去承認	3月10日	堀金公民館	日本の伝統文化である日本舞踊を講師に招いて指導した先生を対象に募集し日本舞踊の先生を体験・学習する。子ども文化祭へも参加する。費用は無料(ただし文化祭出演料積立代として1,000円徴収)	取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可	○	-	-	
98	令和2年3月6日	文化	第54回東筑岳心会吟詠発表大会	中田 勝栄	東筑岳心会	後援	広く一般に周知したいため。	令和2年4月6日(日)	3月6日	過去承認	3月10日	明科公民館	日頃の練習成果を発表する機会として発表会を開催することにより地域活性化を図る。	この吟詠発表会は毎年開催しており本年で54回目となる。第一部で会員の吟詠をする。第二部では招待者の吟詠を発表する。入場料、参加料ともに無料。	○○○○	○○○○	○○○○	取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可
99	令和2年3月6日	文化	「つなごう日本人の詩」絆フェスティバル	高山 樹	安曇野さんろーど	後援	広く一般に周知したいため。	令和2年5月5日(日)	3月5日	過去承認	3月10日	三郷公民館講堂	市民の皆様が絆フェスティバルに参加することにより東日本大震災の災害の現状を実感し被災者との絆を深める。	絆フェスティバルでは「ME'S」「ぱぱるす!」、紅晴美さんによるチャリティークードーサーのパワーマンスを披露する。入場料は1,500円(中学生以下は無料)	○○○○	○○○○	○○○○	取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可
100	令和2年3月6日	文化	安曇野誕生の系譜を探る会	丸山祐之	安曇野誕生の系譜を探る会	後援	広く周知し会員だけではなく多くの市民の参加を求めたい。	令和2年4月～令和3年3月 *日程は別添のとおり	3月10日	過去承認	3月13日	安曇野市豊科公民館他	多くの市民に安曇野を中心とする歴史について学び、興味をもつてもうこうことで新たに会員の加入を促進するため。	信州の考古学入門、穂高神社物語、日本書紀にて講師によるパワーマンスをして学ぶ。参加費(資料代)500円	-	-	-	取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可
101	令和2年3月10日	文化	安曇野歴史サロアン	会長 丸山祐之	安曇野誕生の系譜を探る会	後援	広く周知し会員だけではなく多くの市民の参加を求めたい。	令和2年4月～令和3年3月 *日程は別添のとおり	3月10日	過去承認	3月13日	安曇野市豊科公民館他	多くの市民に安曇野を中心とする歴史について学び、興味をもつてもうこうことで新たに会員の加入を促進するため。	信州の考古学入門、穂高神社物語、日本書紀にて講師によるパワーマンスをして学ぶ。参加費(資料代)500円	-	-	-	取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可

## 報告第8号

### 令和元年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育係

事業（懸案事項）	現状況	今後の取組み
中学生海外ホームステイ 交流派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウィルス感染症流行拡大のため中止（経緯） 世界的に感染が広がる中で、実施の可否を含めた対応を協議していましたが、2/25 松本保健所管内での感染者確認を受けて、渡航リスクの検証を行った結果、今年度の事業の継続を断念し、中止の判断をしました。</li> <li>○ 中学生海外ホームステイ交流派遣事業中止説明会 3/1（日）開催 ※第2回オリエンテーション・出発激励式より変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参加負担金の返還 15万円全額を返還することとしました。</li> <li>○ 事業の精算に向けた手続き</li> </ul>
安曇野市 コミュニティスクール事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2回地域教育協議会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・明科地域教育協議会（明科中学校） 2/13（木）</li> <li>・堀金地域教育協議会（堀金中学校） 2/17（月）</li> <li>・穂高地域教育協議会（穂高西中学校） 2/18（火）</li> <li>・豊科地域教育協議会（豊科北中学校） 2/20（木）</li> <li>・三郷地域教育協議会（三郷中学校） 2/25（月）</li> <li>・穂高地域教育協議会（穂高東中学校） 中止</li> <li>・豊科地域教育協議会（豊科南中学校） 中止</li> </ul> </li> <li>※穂高東中と豊科南中は新型コロナウィルス感染症流行拡大のため中止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実行委員会 開催中止 ※新型コロナウィルス感染症流行拡大のため</li> </ul>
通学路交通安全部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2回通学路交通安全部会 中止 点検箇所を郵送により報告、承認を依頼 ※新型コロナウィルス感染症流行拡大のため</li> </ul>	
就学援助事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 後期分支給           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援就学奨励費 2/26（水） 小学校 122名 2,000,814円 中学校 72名 1,480,846円</li> <li>・就学援助費 3/11（水） 小学校 497名 16,888,501円 中学校 318名 14,211,104円</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新入学学用品費（事前支給分） 3/25（水）予定 小学校 43名 2,175,800円 中学校 30名 1,722,000円 ※他に保留5人あり</li> </ul>

# 令和元年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

## 社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
社会教育委員	3月 27日（金）第3回社会教育委員の会議 【中止】 ※令和2年度第1回社会教育委員の会議にて	
社会教育指導員	3月 13日（金） 社会教育指導員打ち合わせ会議 ・会計年度任用職員制度について 他	4月 第1回社会教育指導員会議

## 生涯学習推進費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
日本語教室	3月 4日（水）、11（水）日本語教室ボランティアきっかけ講座【延期】 ※新型コロナウィルス感染拡大が収束後に開催予定	

## 人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
人権教育推進委員会・指導員会	2月 20日（木） 第2回人権教育推進委員会小委員会 ・令和元年度人権教育推進事業報告 ・令和2年度人権教育推進基本方針（案）他 2月 26日（水） 第2回人権教育推進委員及び指導員合同会議【中止】	
人権尊重作文集～kiseki～	2月 20日（木）発行 2月 26日（水）までに市内小中学校、人権教育推進員・人権教育指導員等へ配布	

## 中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
公民館運営審議会	3月 23日（月）第3回公民館運営審議会【中止】	
公民館長会	3月 9日（月）第12回公民館長会 ・新型コロナウィルス感染拡大防止に係る公民館対応について ・第14回安曇野市公民館大会要項（案）について ・令和2.3年度社会教区委員及び公民館運営審議会委員の選任について 他	4月 13日（月）第1回公民館長会
公民館担当者会議	2月 21日（金）第10回公民館担当者会議 ・第二種施設の受動喫煙防止対策 ・公民館の管理運営について 他 3月 18日（水）第11回公民館担当者会議 ・公民館の管理運営について 他	4月 第1回公民館担当者会議
公民館報		4月 20日（月）館報校正会議 4月 28日（火）館報企画会議
市総合芸術展	3月 11日（水）～19日（木）第9回総合芸術展 【中止】	
安曇野市公民館大会	3月 11日（水）地区公民館報表彰審査会	5月 17日（日）開催予定の第14回安曇野市公民館大会にて表彰
生涯学習情報～Link～		4月 1日 春号発行

## 令和元年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

### 児童館運営事業（民間委託事業）

事業（懸案事項）	現状況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラブ	3月5日（木）～18日（水） 小学校休校に伴う長期体制の児童クラブ開設 3月19日（木）～4月4日（土） 春期休業中児童クラブ開設	

### 穂高北部児童館整備事業

事業（懸案事項）	現状況	今後の取り組み
穂高北部児童館整備	3月12日（木）第4回建設検討会 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面による意見集約に変更	3月下旬 報告書の提出

### 青少年育成環境整備事務・青少年体験事業・子ども会育成会支援事務

事業（懸案事項）	現状況	今後の取り組み
子ども会育成会支援	2月19日（水） 子ども会育成会だより 26号発行 3月5日（木） 子ども会育成会連合会常任委員会【中止】	
青少年センター	3月19日（木）街頭巡回【中止】	
親子体験ラボ	2月22日（土）「手打ちラーメンに挑戦だよ！」 明科公民館【中止】	

### 放課後子ども教室実施事業

事業（懸案事項）	現状況	今後の取り組み
放課後子ども教室	2月26日（水）予定通り終了 4校 豊科北小、豊科東小 明南小、明北小 3月4日（水）【中止】6校 豊科南小、穂高南小、穂高北小 穂高西小、三郷小、堀金小 3月11日（水）【中止】3校 穂高南小、穂高北小、穂高西小	

# 令和元年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当（豊科公民館）

## 豊科公民館事業費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
令和2年度菊づくり講座	3月9日（月）から受講生受付	4月23日（木）より 全7回
第57回童謡祭り、第39回 作詞作曲コンクール	3月11日（水） 市内各小学校へ第39回作詞作曲コンクールの審査 結果の報告	5月5日（火） 童謡祭り 会場：豊科公民館ホール
地区公民館役員研修会	新年度役員の提出依頼中 コロナウイルスの関係で、会場および内容検討中	4月11日（土） 会場：豊科公民館ホール 地区公民館役員を対象に公民館 活動の意義、補助制度、事業計画 等を説明

# 令和元年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

## 社会体育総務費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会	3月7日(土) 第3回スポーツ推進委員会全体会議【中止】	4月16日(木)予定 令和2年度 第1回スポーツ推進委員会委嘱式及び全体会議

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
聖火リレー実施運営事業	<p>2月19日(水) 校長会 ・作成した応援幕を持って応援する代表者の臨時バスの運行について</p> <p>2月20日(木) 第1回現地対策本部会議 ・聖火リレー当日に安全かつ円滑に実施するため警察・消防・警備等間において情報共有し、連携を図る。(全4回)</p> <p>2月27日(木) 分団長会議 ・ボランティア警備の活動要請</p> <p>2月28日(金) 交通安全対策会議【中止】</p> <p>3月1日(日) 中堀区民総会【中止】 ・近隣区の会議へ概要説明 ・聖火リレー概要説明及び沿道応援依頼</p> <p>3月2日(月) 第5回府内推進本部 ・実行委員会協議事項の確認等</p> <p>3月3日(火) 第2回現地対策本部会議 ・ルート上の危険箇所、対応方法の確認</p> <p>3月9日(月) 第3回実行委員会 ・実施内容、沿道応援体制、企画の縮小</p> <p>○広報あづみの聖火リレー連載 3月号通常版 イベント内容、交通規制のお知らせほか</p> <p>3月20日新聞折り込みチラシの配布 ホームページは随時更新</p> <p>○のぼり旗(お知らせ)の設置 本府舎周辺にのぼり旗を設置、聖火リレー当日は沿道へ掲出</p>	<p>3月26日(木) ボランティア警備・職員説明会 ・当日の職務内容、注意事項</p> <p>4月2日(木) 第2回現地対策本部 ・当日対応の確認</p> <p>4月3日(金) 聖火リレー当日 ・リレー運営、聖火ランナー案内、ミニセレブレーション運営、広報、警備対応など</p> <p>○若手作業部会 走行ルート沿道上のコース整備 (草取り、ごみ拾い)</p>

## スポーツ推進事業費

事業（懸念事項）	現状況	今後の取り組み
スポーツ教室等	3月 21 日 (土) ・ 豊科南部総合公園 子ども駅伝大会【中止】 ※大会開催の状況に応じ、小学3・4・5年生の、 第16回長野県市町村対抗小学生駅伝 競走大会選考会は、3月 29 日 (日) に 延期する。	○第30回長野県市町村対抗駅伝競走大会兼第16回長野県市町村対抗小学生駅伝競走大会 4月 25 日 (土) 松本平広域公園陸上競技場 一般、小学生各1チーム参加予定
市民スポーツ祭		4月 21 日 (火) 予定 令和2年度 第1回市民スポーツ祭実行委員会

## 社会体育施設管理費

事業（懸念事項）	現状況	今後の取り組み
施設修繕業務	2月 15 日 三郷文化公園エスコート人工芝修繕業務竣工 3月 16 日 堀金多目的屋内運動場消防用設備点検不備 事項修繕	3月下旬 明科中学校（グラウンド）屋外 分電盤発錆修繕

## 令和元年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

### 美術館博物館連携事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
安曇野市美術館博物館連携事業	令和元年度 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布) 2月利用者数: 5人(累計 368人)	
ミュージアム活性化事業実行委員会	第3回実行委員会 3月6日(金)	
学芸員研修会	2月27日(木) 講師:木曾毅氏(うらわ美術館) 会場:碌山美術館 対象:市内美術館等職員 参加者数 18人	

### 文化団体補助事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
第16回あづみの公園早春賦音楽祭	第3回事務局会議 2月25日(火) 第2回実行委員会 3月2日(月)	
安曇野文化刊行事業	第34号 2月28日(金)刊行	

### 文化振興総務費

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
博物館協議会	3月13日(金)令和2年度事業について	

### 交流学習センター等事業費

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
ジュニアクラシック音楽会	3月21日(土)会場 みらい 公開は中止 出演予定者の演奏を収録し、あづみのテレビで放送予定	

博物館係

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
企画展示	開館 40 周年記念「旅と土産～安曇野から何を求めて旅に出たのか　人々は何を求めてやってきたのか～」 会期:2月 15 日 (土)～4月 5 日 (日)	「第 36 回白鳥写真展」 会期:4 月 11 日 (土)～5 月 24 日 (日)
コンパクト展示	「安曇野の春の訪れ」 会期:3 月 5 日 (木)～4 月 17 日 (金) 会場: ゆりのき	

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
穂高郷土資料館		
穂高鐘の鳴る丘集会所	県宝の縄文土器のほか、農具や漁具、養蚕資料など民具を展示。4月 1 日からの連続テレビ小説「エール」や古閥裕而氏を活かした鐘の鳴る丘集会所紹介コーナーリニューアル。	

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
コンパクト展示	「貞享義烈碑建立の歩み」 会期:3 月 24 日 (火)～5 月 6 日 (水)	
企画展示等	「天上のあなたへ」創作和紙画作品展 会期:2 月 18 日 (火)～3 月 8 日 (日)	

文書館事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
重要文書等収集・整理	公開資料点数 44,389 点 (2 月末現在) (2 月新規点数/公文書 287 点、地域資料 4,511 点)	
臼井吉見文学館管理運営事業	2 月入館者数: 59 一般観覧/7、友の会等/52)	

歴史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
『明科の宝』の発行	今年度は明科地区の文化財等を調査・執筆し冊子を刊行。	R2 年度は穂高を予定。

文化財保護係

文化財保護事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み
文化財 補助事業事務	・無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財維持管理関係、等への補助事業事務(事業報告)	
「安曇平のお船祭り」調査報告書刊行	・記録作成等の措置を講すべき無形民俗文化財の選択を受け、H29～R1に実施した『安曇平のお船祭り』調査の報告書を刊行	報告書の配布と調査成果の情報発信と成果を活用して保存継承へ繋げる方策を考える。
「安曇野の民家」 調査報告書刊行	信州大学工学部建築学科(梅千野研究室)との連携事業 ・H24～H26まで建築士会が実施した古民家の分布調査と、それを受けた梅千野研究室でH28～R1に実施してきた「安曇野の民家」の詳細調査の報告書を刊行	これまでの調査成果を市民へ還元 →講座等の開催
文化財周辺整備	・旧安楽寺大門の六地蔵の松伐採 3月9日(月) ・A6号墳(犬養塚)北側の雑木の伐採	
第2回 文化財保護審議会	・3月24日(火)PM1:30～ 安曇野庁舎 306会議室 「満願寺の古文書」文化財指定に向けた諮問ほか	
文化財保護へ向けた啓発活動	・いわれの地標柱等修繕事業	

埋蔵文化財発掘調査事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み
遺跡内での開発に 対しての協議及び 工事立会いの実施	・一般開発・公共事業に伴う現地協議及び工事立会い	随時対応
法第93・94条関係 の事務	・周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の 届出・通知受付事務	随時対応
令和2年度以降 公共事業協議	・令和2年度以降に埋蔵文化財包蔵地内で計画されている 公共事業について、必要に応じ、試掘調査計画、発掘調査 対応等を担当部署と協議する。明科遺跡群古殿屋敷遺跡他	継続
埋蔵文化財 報告書作成作業	・『三枚橋遺跡7次』『安曇野市の埋蔵文化財19集』発 掘調査報告書刊行	

図書館係

図書館事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
市内公共図書館 新型コロナウイルス 感染症感染拡大防止 策	<p>3月3日(火)～  <b>【特別貸出開始】</b>          貸出冊数 10冊 → 20冊          貸出期間 2週間 → 4週間</p> <p>3月5日(木)～  <b>【閲覧席、AVブース等を閉鎖】</b>          貸出と返却のみとする</p> <p>3月12日(木)～  <b>【中央図書館 開館時間の短縮】</b>          平日 午前9時～午後8時              → 午前9時～午後6時</p>	3月末まで取り組む予定
第3回図書館協議会	<p>令和2年度事業計画及び長野県図書館大会につ いて</p> <p>期日：3月11日(水)</p> <p>場所：「きぼう」</p>	

## 不特定多数の市民等が集まる見込みのイベント等（令和2年4月まで） 文化課

月日	時間	係名	事業名	会場名	来場者見込数	対応状況
1 2月22日	午後	博物館係（豊科郷土博物館）	春季企画展記念講演会「キルギス語と日本語の異同」	豊科郷土博物館	50名	実施済み
2 2月29日	午前・午後2回	博物館係（豊科郷土博物館）	ギャラリートーク	豊科郷土博物館	10名	中止
3 3月3日	午後1時30分～	図書館係	短編小説を読む会	堀金図書館	8名	中止
4 3月4日	午前	文化振興担当	0歳からのミニコンサート	豊科交流学習センターきぼう	120名	中止
5 3月7日	午前	文化振興担当	からたち日記上映会	豊科交流学習センターきぼう	100名	中止
6 3月7日	午後	文化振興担当	からたち日記上映会	豊科交流学習センターきぼう	100名	中止
7 3月7日	午前・午後2回	博物館係（豊科郷土博物館）	ギャラリートーク	豊科郷土博物館	10名	中止
8 3月8日		安曇野文化財団	春を呼ぶコンサート	豊科近代美術館	50名	中止
9 3月10日～29日		博物館係	第17回三郷美術会新春小品展	貞享義民記念館	10～150人	中止
10 3月13日	午前11時～	図書館係	ちいさいたんぽぽ（おはなし会）	豊科図書館	10人	中止
11 3月13日	午後4時30分～	図書館係	おはなしたんぽぽ（おはなし会）	豊科図書館	10人	中止
12 3月13日	午後6時30分～	図書館係	映画上映会（子ども～大人）	中央図書館	20人～150人	中止
13 3月14日	午前	博物館係（豊科郷土博物館）	こたつ講座「最近気になる生きものたち」	豊科郷土博物館	60名	中止
14 3月14日	午前10時30分～	図書館係	ボケットの会（おはなし会）	三郷図書館	10人	中止
15 3月14日		安曇野文化財団	春の親子陶芸教室	穂高陶芸会館	30名	中止
16 3月15日	午後	博物館係（文書館）	第2回白井吉見文学講演会	堀金公民館会議室1	70名	中止
17 3月15日		安曇野文化財団	陶芸教室の日	穂高陶芸会館	30名	中止
18 3月17日	午前10時30分～	図書館係	おはなしのへや（おはなし会）	堀金図書館	10人	中止
19 3月21日	午後	文化振興担当	ジュニアクラシック音楽会	穂高交流学習センターみらい	200名	中止
20 3月21日	午前・午後2回	博物館係（豊科郷土博物館）	ギャラリートーク	豊科郷土博物館	10名	中止
21 3月21日	午後1時30分～	図書館係	映画上映会（子ども向け）	堀金図書館	30人	中止
22 3月21日	午前10時30分～	図書館係	おはなしとよかん（おはなし会）	中央図書館	20～30人	中止
23 3月22日	午後	博物館係（豊科郷土博物館）	春季企画展記念特別講演会「万葉集のはじまりのうた」	豊科公民館	80名	中止
24 3月24日	午前11時～	図書館係	おはなし会	三郷図書館	10人	中止
25 3月26日	午後1時30分～	図書館係	春休み子ども映画上映会（子ども向け映画）	中央図書館	～170人	中止
26 3月26日	午前10時～	図書館係	わくわく講座⑥「食べ物でできる実験をしよう！」	堀金図書館	20人（親子10組）	中止
27 3月28日	午前・午後2回	博物館係（豊科郷土博物館）	ギャラリートーク	豊科郷土博物館	10名	中止
28 3月28日	午前～午後	博物館係（豊科郷土博物館）	布ぞうりづくりワークショップ	豊科郷土博物館	10名	中止
29 3月28日	午後1時30分～	図書館係	パペットシアター（子ども～大人）	豊科図書館	150人	中止
30 3月28日	午前11時～	図書館係	おはなし会	明科図書館	10人	中止
31 3月28日		安曇野文化財団	花束のブローチづくり	豊科郷土博物館	20名	未定
32 4月4日	午前・午後2回	博物館係（豊科郷土博物館）	ギャラリートーク	田端行男記念館	100名	未定
33 4月4日		安曇野文化財団	百楽桜まつり	中央図書館	20人～150人	未定
34 4月10日	午後6時30分～	図書館係	映画上映会（～大人）	豊科図書館	100人	未定
35 4月11日	午前10時30分～	図書館係	映画上映会（子ども向け映画）			

36	4月 11日	午前10時30分～	図書館係	ポケットの会（おはなし会）	三郷図書館	10人	未定
37	4月 17日	午前11時～	図書館係	ちいさいたんぽぽ（おはなし会）	豊科図書館	10人	未定
38	4月 17日	午後4時30分～	図書館係	おはなしたんぽぽ（おはなし会）	豊科図書館	10人	未定
39	4月 21日	午前10時30分～	図書館係	おはなしのへや（おはなし会）	堀金図書館	10人	未定
40	4月 24日	午前10時30分～	安綾野文化財団	日展安綾野展オープニング	豊科近代美術館	50名	未定
41	4月 25日	午前10時30分～	図書館係	ワークショップ・ミニおはなし会（親子向け）	中央図書館	10～15組	未定
42	4月 25日	午前11時～	図書館係	おはなし会	明科図書館	10人	未定
43	4月 28日	午前11時～	図書館係	おはなし会	三郷図書館	20人	未定
	毎週（水）	午前10時30分～	図書館係	おはなしのとびら（乳幼児向けおはなし会）	中央図書館	30～50名	未定

令和元年度 第3回安曇野市博物館協議会 会議概要

1 会議名	令和元年度 第3回安曇野市博物館協議会
2 日 時	令和2年3月13日 午前10時から午前11時まで
3 会 場	安曇野市役所本庁舎 3階 会議室305
4 委員出席者	笛本会長、百瀬副会長、小河委員、古根委員、高原委員、須之部委員、細野委員（欠席：春日委員、金井委員、斎藤委員）
6 事務局出席者	那須野文化課長、豊科郷土博物館兼穂高郷土資料館原館長、豊科近代美術館兼飯沼飛行士記念館荒深館長、田淵行男記念館曾根原館長、穂高陶芸会館小倉館長、高橋節郎記念美術館黒岩館長、貞享義民記念館清水館長、臼井吉見文学館平沢館長、財津博物館係長、逸見博物館係主査、倉石博物館係係員、松田博物館係員、三澤文化振興担当係長、諏訪文化振興担当主査、内山文化振興担当主任
7 公開・非公開の別	公開
8 傍聴人	1人 記者 1人
9 会議概要作成年月日	令和2年3月16日

協議事項等

○会議の概要

1 開 会

2 あいさつ

会長

- ・新型コロナウイルス感染症の関係で、大変な最中である。安曇野市も含め開館している博物館も県内にある。来館者数は通常より少なくはなってきているかと思うが、そんな中で、来館される方にどのように楽しんでもらえるのか、自分とは何かを考えてもらう機会として博物館は重要な役割を担っている。

文化課長

- ・新型コロナウイルスの影響で、市内の小中学校は3月5日より休校になっている。文化課としても図書館を含め40以上の催しを中止した。美術館・博物館・図書館は開館しているものの、閲覧スペースの閉鎖などを行っている。
- ・委員の任期はこの3月末で一区切りとなる。平成30年から2年間、協議会でご尽力いただいた。

3 報告・協議

(1) 令和2年度各館事業進捗状況及び令和2年度事業構想について（資料1）

委員 豊科近代美術館について、来年度の企画展で「高田博厚『生誕120周年記念展』」を行う予定とある。荻原碌山はロダンに学んで西洋彫刻から影響を受けたように、高田博厚と西洋の関係、影響の受け方等の流れを展示の中に組み込んでいくことは検討しているか。

豊科近代美術館 まだ具体的な展示内容は現段階では決定していない。4月より日展安曇野展を行うことにより、常設展を一度収蔵庫へ戻す。今いただいた意見を参考にしながら、配置や展示順を考えていきたい。

- 会長 豊科近代美術館といえば高田博厚のイメージがある。西洋との関わりについて取り入れてもらいたい。
- 委員 SDGs 2030 の取り組みについて、この活動を取り組んでいる館はあるだろうか。
- 会長 日常生活の中で気にしながら、あるいは館の庭や周辺を少しでも気にすることによって大分違ってくると思う。
- 貞享義民記念館 まだ多くの人々に発信するに至っていない。ただ、本館では人権の啓発という使命もある。かつて人権問題と言えば部落差別や障がい者の問題に限られていた気がするが、現代は多様性の問題として、LGBT から始まりいたる所に入権にかかわる問題がある。全てを一举に取り扱うことはできないが、テーマに企画展を行っていきたいと考えていきたい。多様性の問題は社会の中に多々あるが、今後もアンテナを高くしていきたい。
- 副会長 全体的に、親子での参加事業は似たような内容が重なっている。近年、夏休みは子どもの参加者の奪い合いである。せっかく開催しても人数が少なく中止にしてしまうよりは、できるだけ館同士で声を掛け合い、外部への発信を提携していくことも必要と考える。
- 会長 館の独自性を示していくためにも分担することも必要かもしれない。各館、年々目標指數を上げているが、限界値を示していくことも大切である。市内には市立美術館もあるが、ぜひ横のつながりを持つために話し合いの場を持ってもらいたい。
- 委員 保護者及び委員の立場で学校ミュージアムを見学した。一人一人の生徒に対し、学芸員による丁寧で親しみやすい作品解説が行われていた。ただ、その場で子どもが興味を持ったとしても、保護者が興味を持たないと美術館・博物館へ足を運んでもらえないと感じる。今回、保護者や地域の方の参加が少なかったようである。広報については学校に任せているようであるが、市としてもっと周知をしたらどうか。
- 会長 子どもたちに来館してもらうには、子どもへの呼びかけだけではだめである。働いている世代はなかなか忙しいとは思うが、高齢の方のみならず保護者世代に呼び掛けていくことも重要である。
- 事務局 学校ミュージアムは来年で市内の小中学校を一巡する予定である。これは文化庁の補助金をうけ、市内の美術館・博物館で実行委員会を立ち上げ行っている。御指摘の保護者等への周知について、それぞれの学校の考え方も非常に影響してくる。今回は小中学校に隣接した市の体育館があったためそこで開催したが、ほとんどの場合、会場は各校の敷地内で行うことが多い。学校によっては外部の方が来ることを警戒する学校もある。逆にどんどん来てほしいと考える学校もある。それぞれの学校のできる範囲で、保護者や地域の方へ案内をしてもらうという形で行っている。確かに今年度は保護者の方々の姿は少なかったが、過去に開催した学校ミュージアムでは、学校からのお便りによる通知やテレビ取材などもあった。また授業参観の日に開催し、保護者も共に参加してもらったこともあった。今後も、地域や保護者の方々に来ていただけるような取り組みをしていきたい。
- 委員 豊科郷土博物館について、来年度は自然関係の講座は考えているか。
- 豊科郷土博物館 秋季企画展で満願寺を扱うが、その中で自然に触れる講座を開ければと考えている。動植物や帰化植物についても取り上げる予定である。
- 会長 豊科郷土博物館には自然分野の学芸員もいる。また館長も含め、他分野にわたった専門の学芸員が連携を図って企画を行っている。
- 委員 穂高陶芸会館と豊科近代美術館のコラボ展示について、共同企画で他館の資料を展示することは面白いと感じた。県のシンビズムもそうだが、このような学芸員が積極的に取り組んでいく企画は良いと思う。
- 穂高陶芸会館 この企画は平成 29 年から両館のアピールになればと始めた。お互いを高めてい

ければと考えている。

会長 今後どのように協力していくのか、1つの館ではできなくても横に連絡しあい、また互いを鼓舞していくことでより大きな力となることもある。小さなことからの積み重ねが、他の館にも共通する部分であると思う。

委員 豊科郷土博物館と貞享義民記念館の予算書について、館長の報酬の部分で、令和2年度より会計年度任用職員の扱いとすることとなっているが、資料を見ると2館の館長の待遇が違っているように見えるが、差はあるのか。

事務局 会計年度任用職員の制度の関係で、予算科目の見直しがあった。これまで賃金及び報酬で計上していたものは、会計年度任用職員の制度では、全て報酬に該当する。館長の待遇に差は生じることはない。

委員 体験学習等の見直しも今の機運では必要になってきている。

会長 学校だけに教育を任せていくのではなく、祭りへの参加など地域教育も大切である。博物館・美術館も学校教育だけに任せていないという様子を示せていると思う。

## (2) その他

### 4 閉会

以上

※会議概要は、原則として公開します。

※会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由を記載してください。

令和2年3月26日開催  
安曇野市教育委員会 3月定例会  
報告第11号 (当日配布)

【教育委員会定例会提出資料】

報告第11号	教育部 学校教育課
令和2年3月26日提出	(課長) 平林 洋一 (教育指導室長) 會田 義昭

タイトル	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための今後の対応について
決定を要する事項の内容	新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインの安曇野市版の内容報告
要旨	令和2年3月24日に公表された文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に基づき定めた安曇野市版ガイドラインの内容についての報告するのも
説明	<p>1 安曇野市版と文部科学省版との共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 学級単位を超える集団活動の場を設けない</li><li>② 教室での生活の基本ルール</li><li>③ 校内図書館の利用</li><li>④ 37.5℃以上の発熱、風邪症状による欠席は出席停止扱い</li><li>⑤ 良好な環境衛生の保持</li><li>⑥ 部活動</li></ul> <p>2 感染者が確認された場合の対応 (学校閉鎖の場合の対応)</p> <p>※別添の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」安曇野市版 参照</p>

## 「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」安曇野市版

令和2年3月26日  
安曇野市教育委員会

令和2年3月24日に公表された文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に基づき、安曇野市教育委員会では安曇野市版を以下のとおり定める。

### 1 基本的な共通事項

「換気が悪い」「多くの人が密集」「近距離での会話」この3条件の重なりをつくらない。

①学級単位を超える集団活動の場を設けない。

②教室での生活の基本ルール

- ・座席の間隔を取る。(全員が前を向く並び方を基本とする)
- ・1時間に1回以上は換気する。(20分に1回を目安に空気の流れをつくる)
- ・給食は前を向いて食べる。
- ・2時休み終了後、給食の前、昼休み終了後、清掃終了後は全員の手洗いを徹底する。  
(そのために3校時、5校時の開始が遅れることも可とする)
- ・休み時間の過ごし方は、3条件をもとに児童生徒に考えさせたい。しかし小学校低学年は難しいと思われる所以「外で遊ぶ」「体に触る遊びはしない」「友達と話す時は手を伸ばしてもあたらない距離を取る」を原則として、子どもが理解できる言葉で指導する。
- ・学校の教育活動を進める上で、近距離での会話や発声等の必要な場面ではマスクを装着するように指導する。マスクが用意できない児童生徒には、ハンカチの活用も指導する。
- ・音楽の授業において、歌唱指導を実施する場合は、飛沫感染を防ぐ工夫をする。また、単元の入れ替え等により、当面、鑑賞や楽器演奏等を中心に行うことも考慮する。

③校内図書館の利用

- ・全校統一の自由貸し借りは行わず、当面は週に1時間ある学級の図書館の時間のみの利用とする。本の貸し借りもこの時に行う。(貸し出し期間や貸し出し冊数などについては、公立図書館同様に柔軟に対応する)
- ・休み時間に家から持参した本を読むことも可とする。

④37.5℃以上の発熱、風邪症状による欠席は出席停止扱いとする。

- ・毎朝の検温と風邪症状の有無を「健康状態確認カード」(仮)に記入してもらい、症状のある場合は登校を控えるように保護者にお願いする。
- ・カードを担任が確認し、未記入の児童生徒には保健室等で検温や風邪症状の有無を確認し、症状が見られる場合は家庭に連絡し、休養をお願いする。

⑤良好な環境衛生の保持

- ・毎日、児童生徒が下校した後、多くの児童生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ等)を教職員が分担して、消毒液を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

⑥部活動

校内の部活動のみ可。朝の自主練習、土日の部活動も再開するが、外部との交流活動は行わない。感染防止の観点から練習内容や方法を工夫する。

⑦4月当初に前学年、学校での未履修内容を確認し、令和2年度の教育課程のどこで履修させるか補充指導の場を明確にして、年度内に実施する。

## 2 感染者が確認された場合（生徒、教職員）

市教育委員会とともに状況を総合的に考慮し、県や保健所とも十分に相談の上、「学校閉鎖」、「学年閉鎖」、「学級閉鎖」、「感染者及び濃厚接触者のみの出席停止」のいずれかを判断する。

### 【学校閉鎖の場合の対応】

- ①最大2週間の臨時休校。感染児童生徒、家族を守る等の観点から「学校名のみ公表」を考えているが、県や保健所の指示により、公表しない場合も、逆に詳細な公表の可能性もある。（未定）
- ②その学校の児童が通う児童クラブも閉鎖。しかし、どうしても子どもだけで生活することが難しい家庭の子どもは8：00～15：00まで学校での受け入れ体制をとる。（前回の臨時休業時と同じ）
- ③休校初日に保健所、市教委、学校職員で協力して、校内の消毒作業を実施する。
- ④感染児童の濃厚接触が疑われる教職員（担任、養護教諭等）は休校中、自宅待機する。発症が疑われた時は、保健所に連絡して指定機関を受診する。

## 3 その他

### ①教職員の家族が感染し、教職員が濃厚接触者となった場合

最低2週間は登校停止。その間の補充体制は校内で組むことを原則とするが、養護教諭が登校停止となった時は、養護教諭2人配置校の学校から1人、派遣していただけるように県教委に依頼する。不可の場合は、市で看護師の臨時配置を検討する。

### ②授業形態の工夫

子どもが興味関心を持つ導入、黒板の前で子どもが説明する場面を設ける、視覚的な教材を準備するなど、子どもが受け身にならないように授業を工夫する。

### ③給食センターの対応について

- ・調理員はもちろん、給食センターに勤務する職員は全員、朝、検温して37.5℃以上ある場合や風邪症状（咳、くしゃみ、喉の痛み等）がある場合は勤務しないようにする。
- ・給食センター職員の家族に上記のような症状が見られる場合も出勤しない。本人の場合も家族の場合も、4日以上症状が改善されず、強いだるさや息苦しさを伴う場合は松本保健所に連絡し、指示された医療機関を受診する。感染が確認された時は、医師の許可が出るまで出勤しない。

### ・給食センター職員の感染が確認された場合

- ア その翌日から2週間、当該給食センターを閉鎖し、消毒を実施する。原則として他のセンターは閉鎖しない。
- イ 翌日のみパンと牛乳を中心とした提供する。
- ウ 翌々日からはお弁当を家庭で用意してもらう。

上記の内容を状況に応じて、市教育委員会から全ての保護者にメール配信システムにより、連絡するものとする。

付記 本ガイドラインは令和2年3月26日開催の定例教育委員会で承認済。

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る施設利用及び主催事業の対応について（教育部）

施設名	現状	期間	4月以降の対応（案）
公民館	<p>豊科 穂高 三郷</p> <p>期間中の利用の新規予約の受付は行いません</p> <p>主催事業は中止又は延期</p>	<p>3/7 (土) ~ 3/31 (火)</p>	<p>【貸館】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3月27日（金）～4月12日（日） 新規予約の受付は行わない。 既に予約が入っている団体へは自粛要請を行う。</li> <li>・4月13日（月）以降 仮予約のみ受付</li> </ul> <p>※貸し出しを行いう場合は、別紙判断基準を遵守し、感染拡大防止により大限の対策ができる場合に貸し出しを行う。（チェックリストにより確認）</p> <p>【主催事業（共催事業）&lt;講座・行事&gt;】</p> <p>各課の判断による（関係部署と調整予定）</p>
	<p>堀金 明科</p>		<p>【主催事業（共催事業）&lt;会議&gt;】</p> <p>当面の間：役員決める等必要な会議は時間短縮し最少人数で開催する。 ※開催する際は、予防対策と出席者の把握を行う。</p> <p>【主催事業（共催事業）&lt;会議&gt;】</p> <p>屋内施設：公民館と同じ 屋外施設：感染予防対策をお願いしたうえで貸し出しを行う。 ※トレーニングルームは当面の間利用休止</p>
体育施設	<p>社会体育施設</p> <p>三郷文化公園体育館内トレーニングルームは、2/28～3/31まで利用休止</p>	<p>3/7 (土) ~ 3/31 (火)</p>	<p>【貸館】</p> <p>期間中の利用の新規予約受付は行いません</p> <p>社会体育施設</p> <p>利用休止</p> <p>【主催事業（共催事業）】</p>
	<p>学校体育施設</p>	<p>3/2 (月) ~ 4/6 (月)</p>	<p>【貸館】</p> <p>・4月7日（火）～ 社会体育施設と同じ</p> <p>【主催事業（共催事業）】</p> <p>【主催事業（共催事業）】</p>

施設名	現状	期間	4月以降の対応（案）
児童館（自由来館）	休館 ※児童クラブ（7時30分～19時）を 3月5日（木）から開設	3/5（木）～ 4/6（月）	4月7日（火）から通常開館 【貸館】 市の方針を伝え社協で判断 【自主事業】 公民館と同じ
図書館	中央 豊科 三郷 堀金 明科	閲覧ベース閉鎖 閲覧出冊数の上限増（10冊→20冊） 貸出期間延長（2週間→4週間）	閲覧ベース閉鎖：4月末まで延長 貸出冊数の上限増：4月末まで延長 貸出期間延長：4月末まで延長 【催事業（共催事業）】 公民館と同じ
記念館	貞享義民記念館 豊科近代美術館 高橋筋郎記念美術館	開館はするが、貸館部分の新規予 約受付は行いません	展示は通常どおり行う。 日展安曇野展は開催。前日のオープニングセレモニーは屋外にて、縮 小した形で実施。 【貸館】 公民館と同じ 【催事業（共催事業）】 公民館と同じ (5月の指定管理者主催事業は4月中旬の情勢を見て判断)
美術館 (指定管理)	穂高	期間中の利用の新規予約受付は行 いません	【貸館】 公民館と同じ 【閉館時間変更】 3月末までの週末及び祝日を図書 館に合わせ、18時で閉館とする。 (平日は通常) ※週末の貸館が無いこと、夜間 に、フリースペースを利用する人 が多いため。
交流学習センター・ 交流学習施設	豊科 三郷 明科	自習室は3/3～5/8まで閉鎖	3/7（土）～ 3/31（火） 【フリースペース】 公民館と同じ 【催事業（共催事業）】 公民館と同じ

## 施設利用にあたってのチェック項目

- 風邪等の症状がある方、海外の検疫強化対象地域から帰国して14日以内にある方の参加はさせません。
- 重症化しやすい人（ご高齢の方、基礎疾患がある方等）は、参加について慎重に判断します。
- 参加者はすべて特定し、参加者中に感染者がいた場合、確実に全員に連絡及び調査が行えるようにします。
- 参加者の人数を絞ることが可能なイベント等にあっては、参加者数を減らし、感染のリスクを低下させます。
- 屋内で行われるイベント等にあっては、換気の実施、参加者間の距離の確保（手が届く範囲以上）、飛沫感染等を防ぐ対策を実施（声を出す機会を最小限とし、必要な場合はマスクを着用）します。
- 屋外で行われるイベント等にあっては、イベント等の前後も含めて密集する機会が生じないように配慮します。

令和 年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_